

大学機関別認証評価
[大学基準協会]

2023（令和5）年度
点検・評価報告書

2024（令和6）年4月



目次

序章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	8
第3章 教育研究組織	18
第4章 教育課程・学習成果	27
第5章 学生の受け入れ	52
第6章 教員・教員組織	62
第7章 学生支援	75
第8章 教育研究等環境	94
第9章 社会連携・社会貢献	113
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	119
第2節 財務	131
終章	135

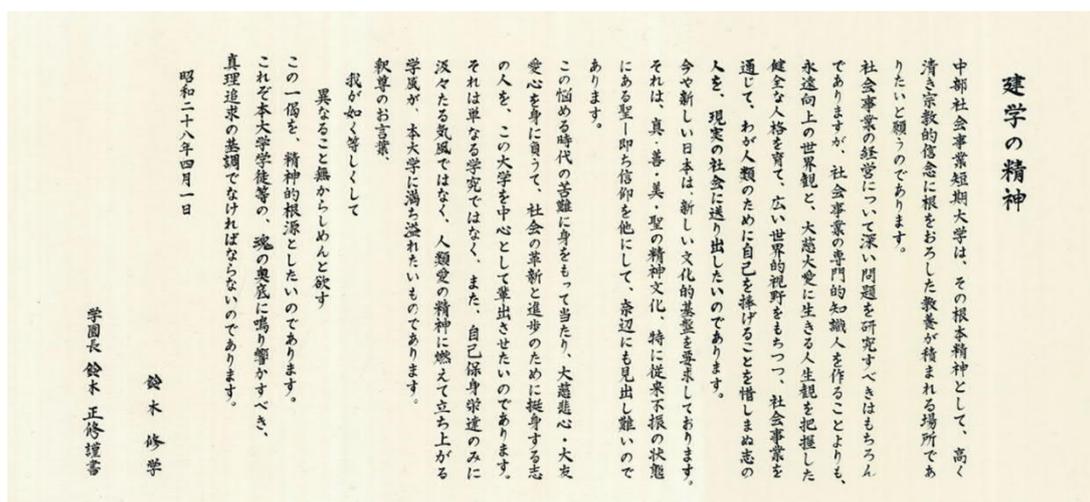
序 章

1. 現況及び理念・特徴

日本福祉大学(以下、「本学」という。)は、1953(昭和 28 年)、社会事業専門従事者の養成を目的に、「我が如く等しくして異なること無からしめんと欲す」を精神的根源として名古屋市昭和区滝川町に開設された中部社会事業短期大学を前身とする。その後、1957(昭和 32)年、日本で最初の四年制社会福祉学部が発足、「日本福祉大学」と改称し、2023(令和5)年に創立70周年を迎えた。

建学の精神にある「社会の革新と進歩のため挺身する志の人」の育成を通じて、これまで7万人を超える卒業生を輩出するとともに、福祉を軸とする教育・研究活動の総合化を推進し、我が国における社会福祉の発展に貢献してきた。

2024(令和6)年4月現在、美浜キャンパス(所在地:愛知県知多郡美浜町)に社会福祉学部、教育・心理学部、スポーツ科学部、福祉経営学部、スポーツ科学研究科を、半田キャンパス(所在地:愛知県半田市)に健康科学部を、東海キャンパス(所在地:愛知県東海市)に経済学部、国際福祉開発学部、看護学部、看護学研究科を、名古屋キャンパス(所在地:名古屋市中区)に社会福祉学研究科、医療・福祉マネジメント研究科、国際社会開発研究科、福祉社会開発研究科を配置する、4キャンパス8学部6研究科を擁する福祉分野を中心とした「地域に根ざし、世界をみざす『ふくしの総合大学』」として、教育研究を展開している。



2. 前回の大学評価(大学機関別認証評価)での指摘事項に対する対応

本学は、2017(平成 29)年度に公益財団法人大学基準協会(以下、「大学基準協会」という。)による大学評価(大学機関別認証評価)を受審し、「適合」の認定を受けた。

この認証評価においては、3つの長所、7つの努力課題、1つの改善勧告が示されたため、2021(令和3)年度に努力課題と改善勧告に対する改善状況を「改善報告書」として取りまとめ大学基準協会に報告を行った。

「改善報告書」の審査の結果、今後の改善経過について再度報告は求められていないが、継続的に改善・向上に取り組むことが期待される事項として3点示されており、これについては 2022 (令和4)年度以降も継続的に改善に取り組んでいる。

【「改善報告書」の審査において付された事項への対応状況】

- ・年間履修上限単位数の改善が求められた学部・学科については、年間履修上限単位数を 48 単位へ変更した。また、一部例外規定の定がある学部・学科においては、単位制度の趣旨に照らした履修指導を適切に行っている。
- ・入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率に関して改善課題を付された健康科学部福祉工学科については、過去5年間平均の入学定員比率及び収容定員比率が、それぞれ 0.91 と 1.06 となっており、定員充足に向けた取り組みを継続的に実施している。
- ・半田キャンパス、東海キャンパス及び名古屋キャンパスの図書館における専門的な知識を有する専任職員の配置については、2019(令和元)年度事務局・人事編成において、図書館と各キャンパス事務の連携強化へ向けた組織変更を行うとともに各キャンパス事務室の事務分掌に「図書館に関する事項」を追加した。これにより、各キャンパスに図書館担当専任職員を配置し、図書館課専任職員、司書資格を有する委託職員と連携して業務をおこなう体制を整備した。

3. 前回の大学評価(大学機関別認証評価)以降の取り組み状況

前回の大学評価(大学機関別認証評価)以降、教育の充実と学生の学習成果の向上を図るために、内部質保証を推進するため体制の再構築、内部質保証システム(PDCA サイクル)を適切に機能させるために取り組んでいる。

詳細は第2章において説明するが、内部質保証を推進するため体制の再構築として「内部質保証推進委員会」の設置等の取り組みを進めた。

本報告書の作成にあたっては、第3期大学認証評価基準に照らした際に明らかとなる本学の内部質保証システムの長所や短所、課題点を自己点検・分析を行うとともに、取り組みに対する評価を今後の改善活動に資する助言として活用することとしたい。

第1章 目的・理念

(1) 現状説明

- ①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定と
その内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学の理念は、学園創立者の鈴木修学が、本学の前身「中部社会事業短期大学」を1953(昭和28)年に開設した際に記した「建学の精神」に示している(根拠資料1-1)。

【建学の精神(抜粋) 1953(昭和28)年4月1日 学園創立者 鈴木修学】

この悩める時代の苦難に身をもって当たり、大慈悲心・大友愛心を身に負うて、社会の革新と進歩のために挺身する志の人を、この大学を中心として輩出させたいのであります。それは単なる学究ではなく、また、自己保身栄達のみにならぬ気風ではなく、人類愛の精神に燃えて立ち上がる学風が、本大学に満ち溢れたいものであります。釈尊のお言葉、「我が如く等しくして異なること無からしめんと欲す」この一偈(げ)を、精神的根源としたいのであります。

また、学園創立10周年の1963(昭和38)年には、「建学の精神」を踏まえ、本学の教育理念を端的に示す「教育標語」を定めた。

【教育標語 1963(昭和38)年10月】

万人の福祉のために、真実と慈愛と献身を

本学は、建学の精神に基づく大学及び大学院の目的を、「日本福祉大学学則」(以下、「大学学則」という)(根拠資料1-2)及び「日本福祉大学大学院学則」(以下、「大学院学則」という)(根拠資料1-3)に次のように定めている。

<日本福祉大学学則 第1条(目的)>

本学は学校教育法に則り、人間及び社会に関する諸科学を総合的に教授研究し、高潔なる人格と豊かな思想感情を培い、社会にとって有為な専門家であり、かつ地域社会に貢献できる人材を養成することを目的とし、広く人類社会の発展に寄与することを使命とする。

<日本福祉大学院学則 第1条(目的)>

本大学院は、学部における広い教養並びに専門的教育の上に、高度にして専門的な學術の理論及び応用を教授研究し、さらに進んで研究指導能力を養い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを目的とする。

大学の各学部においては、建学の精神や教育標語、上述の大学学則及び大学院学則に定めた目的や教育の目標を踏まえ、「日本福祉大学の学部・学科における教育の目標に関する規則」(以下、「学部・学科における教育の目標に関する規則」という)(根拠資料1-5)において教育の目標等を定めている(以下に社会福祉学部の教育目標を抜粋する)。また、大学院の各研究科においては、「日本福祉大学大学院の研究科・専攻における教育の目標に関する規則」(以下、「研究科・専攻における教育の目標に関する規則」という)(根拠資料1-6)において教育の目的等を定めている(以下に福祉社会開発研究科の教育目標を抜粋する)。

<大学(社会福祉学部)>

社会福祉学部は、大学の建学の精神を踏まえて設定した、3つの能力「学ぶ力(学習意欲・目的・方法の自覚)」「つながる力(対人関係能力)」「やりとげる力(問題解決能力)」を、体系的に習得することを共通の目的とする。こうした幅広い学びと実践を通して、次のような人材を育成することを目指す。

- ・人間の福祉の増進を目指して、社会の変革を進め、さまざまな問題解決を図れるようなソーシャルワーカーとしての専門職
- ・国際化・情報化・高度技術化に対応でき、さまざまな社会的活動と連携できる人
- ・豊かな教養と人間性・創造性を備えた人
- ・大学院や教職を目指す人や、社会福祉の学びをした幅広い企業人

<大学院(福祉社会開発研究科(博士課程))>

- ・社会福祉学専攻博士課程は、社会福祉の専門研究者として自立して研究を進めることができる能力を養い、将来、社会福祉研究・教育の中心的な担い手となる人材を養成するとともに、社会福祉の現場で社会福祉学を基盤とする高度な研究能力、指導力を備えた専門職業従事者として関連領域の専門職と協働して活躍できる人材を養成する。
- ・福祉経営専攻博士課程では、組織として、利用者本位の安全で質の高い医療・福祉サービスを持続的に供給する「医療・福祉経営」のあり方を追及し、特に医療・福祉領域の職業に従事する社会人やこれらの領域を対象とする企業等に勤める社会人を対象に、高度専門職業人を養成する。
- ・国際社会開発専攻博士課程(通信教育)では、国際社会開発領域の先端的かつ根源的課題に取り組みながら、幅広いディシプリンと方法論に基づき、各人の経験を理論的に深化させることを通じて、国際開発・協力領域での高度専門職業人を育成しうる世界水準の教育研究者の育成と、開発現場で管理職レベルの人材を養成する。

上記のように、本学における理念(建学の精神や教育標語)を踏まえ、大学及び大学院の教育目標を定め、その教育目標に関連する形で、学部・学科や研究科単位の教育目標を定めている。

②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学の理念や教育目標である「建学の精神」や「教育標語」は、大学学則(根拠資料1-2)及び大学院学則(根拠資料1-3)、各学部・研究科の目的をまとめた規程・規則は、本学 WEB ページにて公表している。また、毎年度の学生募集で主に活用するキャンパスガイド(根拠資料1-7)においても、「建学の精神」を紹介している。

学内構成員(教職員や学生)に対する周知は、モニュメント設置、各種冊子への掲載・配付、自校史教育の取り組み、創立記念日の制定等、さまざまな方法で実施している。美浜キャンパス、東海キャンパスの人通りの多い場所(前者はコミュニティセンター1階、後者は東海キャンパス1階)の壁面に、「建学の精神」のモニュメント(前者はガラス板、後者は陶板)を設置している。さらに美浜キャンパス内には、本学園創立 50 周年を記念して建設した 50 周年記念館(2003(平成 15)年)があり、「建学の精神」や本学園の歩みを示したパネル等を展示している。

学生には、「日本福祉大学スタンダードガイドブック」(根拠資料1-8)(全学教育センター発行・入学時配付)や「学部ガイド」(毎年度配付・ただし一部学部のみ掲載)に「建学の精神」等を掲載し、新年度のオリエンテーションで配付している。また、自校史教育として全学教育センター科目「日本福祉大学の歴史」(e-learning のオンデマンド科目 15 講・1 年次配当・2 単位)を 2007(平成 19)年度に開講し、本学の歴史とともに「建学の精神」等の理念を伝え、毎年度一定数の学生が履修している(履修者数・履修率:2022(令和4)年度 1,268 名・22.4% 一履修率は各年度5月1日在籍学生数を母数として算出)ほか、新入生には毎年、本学園創設者の生涯をまとめた「日本の福祉を築いたお坊さん(中央法規出版)」を配布している。

教職員には、学内者専用ページに『教員スタンダードガイドブック』(根拠資料1-9)を掲示しており、そこに「建学の精神」等を掲載している。新任教員には「新任教員 FD」の教材として同ガイドブックを配付するとともに、新任職員には研修の中で本学の理念に触れることとしている。

さらに、学園創立者の命日の前日である6月6日を本学園の創立記念日と定め、教職員有志による学園創立者の墓参や本学学園長(学園設立母体の大乘山法音寺山首)の講話を通じて「建学の精神」にも触れる機会を設け、特に新任教職員には研修の一環で参加を働きかけて

いる。一方、学生は授業実施回数確保の対応のため、創立記念日も近年は通常授業実施日としている。

③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学では、4～8年ごとの事業期間を定め、将来を見据えた「学園・大学中期計画」（以下、「中期計画」という）を策定している。中期計画は、理事長、副理事長、常務理事、執行役員等の幹部を構成員とする学園戦略本部会議（根拠資料1-10）において協議し、理事会で決定している。

学園事業計画は、中期計画の年次の実行計画であり、中期計画をマスタープランとして毎年度設定する学園事業方針に沿って、執行役員が担当領域毎に当該年次の学園事業計画を策定する。執行役員が策定する学園事業計画の立案に際しては、当該領域を統括する担当理事が議長を務める会議（部会）において確認することとしており、このシステムは、「学園マネジメントシステム」として、常任理事会及び執行役員会での共通理解の促進を目的に 2013（平成25）年度より実施している（根拠資料1-11）。

現在は、2021（令和3）年度から8年後の大学将来像を明示した「第3期学園・大学中期計画（2021（令和3）～2028（令和10）年度）」（根拠資料1-12）の計画期間中であり、この計画は、1 教育・研究の推進と質保証（1-1 教育政策、1-2 研究政策）、2 経営基盤の確立、ガバナンスの強化、3 連携・協働の推進、4 学校、付属・付置機関政策、5 環境整備の5つの基本方針及び基本軸で構成している。

この中期計画を達成するために、基本方針及び基本軸に紐づく形で年度ごとの学園事業計画を定め諸事業の遂行にあたっている（根拠資料1-13～15）。執行役員会では定期的に進捗等を管理し、その達成状況を年度ごとの学園事業報告書として取りまとめ、理事会で決定した上で本学 Web サイトにて公表している（根拠資料1-16～17）。

2017（平成29）年度に受審した前回の認証評価（大学基準協会を受審）では、7つの努力課題と1つの改善勧告を受け、翌年度となる2018（平成30）年度の学園事業計画において、指摘事項への対応を図る旨を記述（根拠資料1-18～20）し、それぞれの改善対応を行った。これらの結果を踏まえ、2021（令和3）年に大学基準協会へ改善報告書を提出した。

(2) 長所・特色

「建学の精神」を本学の教育・研究事業の原点とし、これに基づいた大学の理念、各学部・研究科の目的を明確に示し、Web サイト等を通じて広く社会に公表している。

学生に対しては、自校史教育としてオンデマンド授業配信や書籍配布を通じて、大学の理念・目的(「建学の精神」等)の周知を図っている。

教職員に対しても、新任研修等において大学の理念・目的(「建学の精神」等)の周知を図るとともに、創立記念日(6月6日)の学園創立者の墓参や本学学園長の講話を通じて「建学の精神」や創立者の考えを学ぶ機会を作り、学内関係者が広く学ぶ機会を設けている。

(3) 問題点

「建学の精神」を学生に広く周知することは大変重要な事柄であることから、上述の様々な方法を用いて情報発信に努めている。しかし、自校史教育をテーマにする科目「日本福祉大学の歴史」が選択科目であることもあり、当該科目履修者が学生全体の2割に留まっている。また、「建学の精神」に向き合う特別な日である創立記念日(6月6日)が通常授業日となっている。

これらの理由により、毎年度実施している在学生アンケートにおいて、「建学の精神」の認知度が4割程度に留まっている(根拠資料1-21)ため、現状を踏まえた改善の対応が必要である。

(4) 全体まとめ

本学では各学部や研究科において、「建学の精神」に基づき「教育研究上の目的」を明確に定めており、「理念・目的」は適切に設定されていると言える。また、「理念・目的」は教職員の間で共有され、様々な手段で広く社会に公表し、積極的に周知及び公表に努めている。さらに、建学の精神を原点とした「学園・大学中期計画」を策定し、その実現に向けての毎年度の事業計画を立案・公表し、実行に努めている。

建学の精神は、教職員にとって大学作りのための源として必ず認知しておかねばならない理念であり、学生にとっては本学での学びが後の人生にどう生かされたかを振り返る際に大変重要な役割を果たす理念であることから、引き続き大学の全構成員に広く周知し、認知度を上げる取り組みが必要である。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

<p>評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示</p> <ul style="list-style-type: none">・内部質保証に関する大学の基本的な考え方・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）
--

本学では、内部質保証のための大学全体方針である「内部質保証を推進するための基本的な考え方」(根拠資料2-1)を定めて本学 Web サイトで公表している。その大学全体方針において「本学の建学の精神や、建学の精神に基づく大学の教育目的及び研究目的、教育目標の実現に向け、教育研究をはじめとする大学の諸活動並びに組織について、自主的かつ自律的に自己点検・評価を行い、改善に取り組む。」という目標を掲げている。

この目標の実現のために、「日本福祉大学の内部質保証に関する規程」(以下、「内部質保証に関する規程」という)(根拠資料2-2)を策定するとともに、内部質保証の推進に責任を負う組織として「内部質保証推進委員会」を2023(令和5)年4月より設置した。

内部質保証推進委員会の任務は、内部質保証に関する規程第4条に以下のとおり定めている。

<日本福祉大学の内部質保証に関する規程>

第4条 内部質保証推進委員会は、以下の事項を任務とする。

- (1) 全学にわたる自己点検・評価についての基本方針の策定に関わる事項
- (2) 自己点検・評価の実施、組織及び体制に関わる事項
- (3) 自己点検・評価の結果・データの年次的とりまとめに関する事項
- (4) 自己点検・評価結果の公表に関する事項
- (5) 外部評価に関する事項

学部・研究科及び付置機関等(以下、「学部等」という。)における自己点検・評価については、学長を補佐して大学の日常業務を進め、全学事項の審議等を行う組織「大学運営会議」(根拠資料2-3)において点検・評価し、PDCAサイクルによる改善・向上を図っている。

内部質保証推進委員会は、上記の大学運営会議による点検・評価が適切かつ有効に機能しているかについて点検・評価し、大学運営会議に対して点検・評価結果をフィードバックすることにより、内部質保証システムの有効性の検証及び必要な改善・向上を図っている。

学部等の自己点検・評価は、2月に学部等で策定する次年度の事業計画を大学運営会議において点検・評価し、点検結果を学部等へフィードバックしている。また、4月から学部等において事業計画を実行する際には、9月に中間総括(前半期の達成状況と後半期課題)、翌年2月に結果(達成状況と残された課題)をそれぞれ大学運営会議において報告する。

大学運営会議は、学部等からの事業計画の進捗状況報告に対して点検・評価を行い、点検結果を学部等へフィードバックする。学部等は必要に応じて事業計画の期中修正を行うとともに、次年度計画策定(3月)へ改善点等を反映することにより改善・向上を図っている(根拠資料2-4～7)。

②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

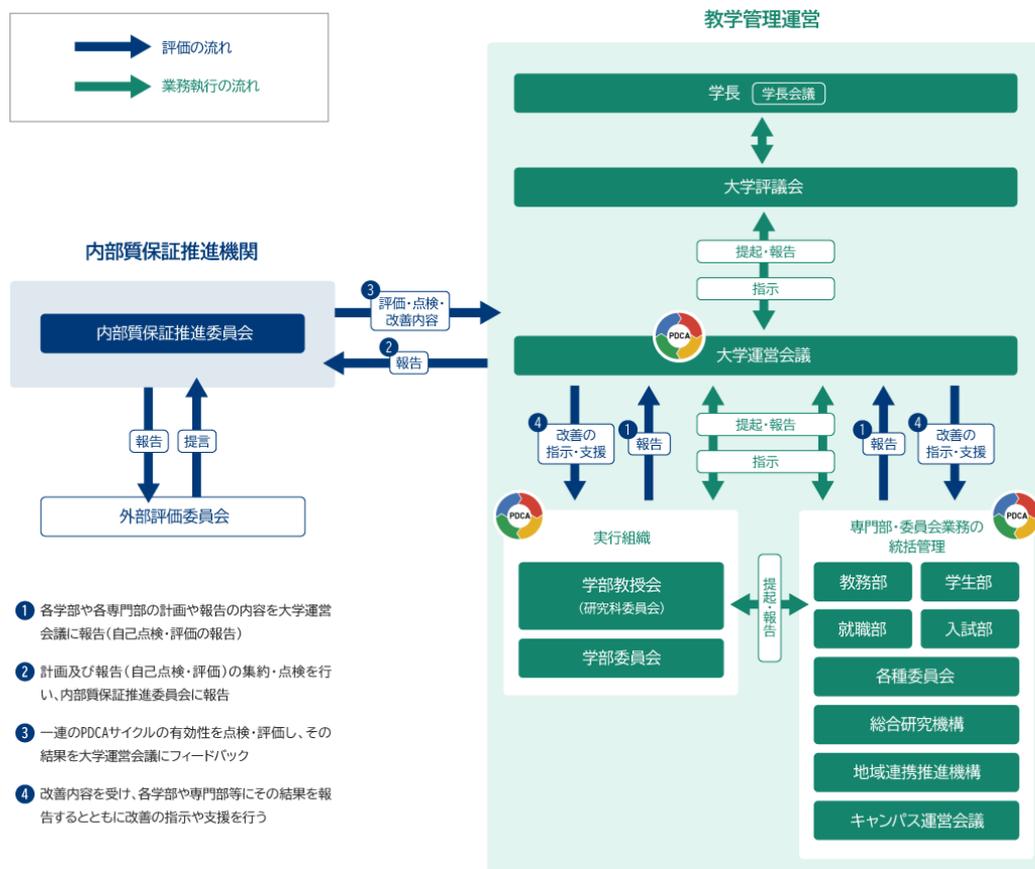
全学内部質保証推進組織である内部質保証推進委員会の委員長は、学長が指名し、構成員(委員)は内部質保証推進委員長が指名する(根拠資料2-8～11)。

内部質保証推進委員会は、2023(令和5)年4月に発足した。2022(令和4)年度以前の内部質保証に関する取り組み推進については、前身組織「教育・研究評価専門委員会」において、学部等の自己点検・評価の適切性の点検・評価、点検結果のフィードバックに取り組んできた。教育・研究評価専門委員会は、学部等の自己点検・評価に対して、全学的な観点から点検・評価及びフィードバックを行う役割を果たしてきたが、この内部質保証システムが有効に機能していることを点検・評価し、プロセスの改善・向上に繋げる機能を有していなかったため、2022(令和4)年度に、教育・研究専門評価委員会が自己点検を実施する過程で、内部質保証システムの適切性を点検・評価する新組織を設置する必要性が示された(根拠資料2-12～13)。この課題に対応するため、2023(令和5)年4月に、全学内部質保証推進組織として内部質保証推進委員会を新設するとともに、教育・研究評価専門委員会を廃止し、その機能を大学運営会議へ移管する組織再編を行った。

従って、下記③に記載の内容は、2022(令和4)年度に教育・研究評価専門委員会のもとで運用された実績等を示すこととなるため、現行体制での内部質保証の取り組み内容やその成果については、実地調査において確認いただくこととする。

内部質保証推進委員会は、大学運営会議が実施する内部質保証システムが有効に機能しているかについて、大学全体の取り組み状況を把握するとともに、評価基準の設定、評価基準に基づく点検・評価の実施、点検・評価結果のフィードバックを通して内部質保証システムの改善・向上の取り組みを促進させる中心的な役割を担うこととしている(組織図は下記のとおり)。

2023(令和5)年4月現在、内部質保証推進委員会は、委員長1名、委員6名で構成している(根拠資料2-14～15)。委員のうち2名は大学運営会議の構成員(副学長及び学長補佐)が兼務しており、内部質保証システムの円滑な運用のための人員配置としている。



③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- 評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
- 評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定について

本学では、建学の精神から生まれた教育標語である「万人の福祉のために、真実と慈愛と献身を」(根拠資料2-16)を体現するために、全学部が共同して、すべての人が人間らしく健康に生きられる社会づくりを目指しており、そのために高い教養と専門知識を身につけた、人と人とのつながりを大切にして心の通い合うコミュニケーションができるスペシャリストの育成を目指している(根拠資料2-17)。

その目的を達成するための全学的な方針として、「日本福祉大学の3つのポリシー策定の基本方針」(根拠資料2-18)と「日本福祉大学スタンダードの全学共有ポリシー」(根拠資料2-19)を大学全体で共有するものとして策定している。

各学部・研究科は、この全学的な方針を踏まえ、「3つのポリシー」(学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者に求める人物像(アドミッション・ポリシー))を策定している(根拠資料2-20～35)。

加えて、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に照らして、教育課程が有効に機能しているかを評価するための方針として、日本福祉大学のアセスメントポリシーも策定している(根拠資料2-36)。

評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

※②で記載した通り、2022(令和4)年度に教育・研究評価専門委員会のもとで運用された実績を記載する。なお、下記の内部質保証に関する取り組みは、2023(令和5)年度より大学運営会議において実施している。

i. 教員個人単位の自己点検・評価(教育・研究報告)

本学では、「日本福祉大学教育研究計画書及び同報告書に関する規程」(根拠資料2-37)に基づき、「教育研究報告書」及び「教育研究計画書」の提出を求めている。2022(令和4)年度の提出対象者は223名であった(根拠資料2-38～39)。

「教育研究報告書」及び「教育研究計画書」は、学部等の所属長(学部長等)が内容点検を行い、記載事項に不備等がある場合は、所属長の指示のもと当該教員が内容修正を行い再提出することとしている。学部長等は、全所属教員の報告書を点検した結果の総合所見を「教育研究報告書の点検結果報告書」(根拠資料2-40～41)にとりまとめ、教育・研究評価専門委員会において報告する。この報告を踏まえ、教育・研究評価専門委員会の委員長であ

る学長が、学部等から提出された「教育研究報告書の点検結果報告書」をもとに総評を作成し、同委員会にて報告、必要に応じたフィードバックを学部長等に行っている(根拠資料2-42～43)。

ii. 学部等の自己点検・評価(単年度ごとの事業計画)

本学では、年度単位の学部等の事業計画(根拠資料2-4～5)を策定し、教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図る取り組みを推進している。事業計画に先立ち学長が策定する事業方針「大学重点課題」(根拠資料2-44～45)を大学運営会議等で決定する。学部等は進行中の大学事業計画の報告書(大学事業報告)を作成するとともに、その内容と「大学重点課題」を踏まえ、事業計画を策定する。

大学事業計画及び大学事業報告は、教育・研究評価専門委員会において学部等から報告が行われ、当該領域の管理者(副学長等)がその内容を点検・評価し、必要に応じて学部等にフィードバックを行っている。

iii. 教育課程・カリキュラム毎の自己点検・評価(教育課程アセスメント総括)

本学の教育課程アセスメントは、各教育課程(学部・学科・専攻・専修)のディプロマ・ポリシーと、学生アンケートから把握した学修成果及び学修時間のデータを照らし合わせ教育課程が有効に機能しているかを、各学部が自己点検・評価を行う。その改善点は、短期的には次年度の教育計画へ、長期的には教育課程改革へ反映することにより、恒常的かつ継続的な改善・向上に取り組んでいる(根拠資料2-46～47)。

上記の取り組みを、全学的な内部質保証サイクルに有機的に位置付けるため、各教育課程の自己点検・評価については、学部長の統括のもと学部単位で実施される。教育・研究評価専門委員会において各学部から報告が行われ、副学長(教学)及び教務部長がその内容を点検・評価し、教育課程アセスメント総括としてフィードバックを行っている(根拠資料2-48～49)。

その際には、「日本福祉大学のアセスメントポリシー」(根拠資料2-36)で明示した評価指針に基づく評価指標の分析を踏まえ、教育課程の現状及び特徴並びに改善課題を学部全体で評価し、当該学部の教育課程の強みを伸ばすことができる改善・向上が展開できるよう、教育課程の課題等のマイナス面のみならず、教育課程の強み等のプラス面が記載できる報告様式を用いている。

評価指針に基づく評価指標データは、学生の入学から卒業までの4年間を対象期間とすることが適切であるため、当該年度卒業者の4年間の経年変化及び卒業時点の状況を分析し、過年度卒業者のデータと比較できるようにデータを整備している。(評価指標は、以下の項目対象に抽出・分析している)

加えて、各学部の教育課程アセスメント結果を受けて、報告様式以外に学部固有、年度特有の重点課題を自己点検・評価する必要性が認められた場合は、教育・研究評価専門委員長が追加の点検・評価を要請することとしている。

<評価指標>

- ・平均総修得単位数
- ・平均 GPA と分布
- ・DP 対応科目群の平均 GPA
- ・統合学生カルテの卒業生の総評の平均値と分布
- ・卒業論文提出率
- ・各種資格の取得状況
- ・学部全体の就職結果と大学院進学率
- ・平均授業外学修時間数
- ・標準修了年限内卒業率と退学率、留年率
- ・学生アンケートから把握した学修成果
(日本福祉大学スタンダード4つの力の達成度への自己評価)
- ・学生アンケートから把握した学修時間
(履修科目での授業時間内の学習、授業時間以外での予習・復習や課題等の学習、授業以外の自主的な学習)

**評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）
に対する適切な対応**

※②で記載した通り、2022(令和4)年度に教育・研究評価専門委員会のもとで運用された実績を記載する。なお、下記の内部質保証に関する取り組みは、2023(令和5)年度より大学運営会議において実施している。

本学は、2017(平成 29)年度に大学基準協会による大学評価を受審し、「適合」の認定を受けたが、この際に7つの努力課題、1つの改善勧告が示されたため、2021(令和3)年度に努力課題と改善勧告に対する改善状況を「改善報告書」として取りまとめ大学基準協会に報告を行った。

上記の報告に際しては、教育・研究評価専門委員会において「改善報告書」の取りまとめを行っている(根拠資料1-19~20)。

「改善報告書」の審査の結果、今後の改善経過について再度の報告は求められていないが、継続的に改善・向上に取り組むことが期待される事項として3点示されており、これについては2022(令和4)年度以降も継続的に改善に取り組んでいる。

【「改善報告書」の審査において付された事項への対応状況(一部)】

- ・年間履修上限単位数の改善が求められた学部・学科については、年間履修上限単位数を48単位へ変更した。また、一部例外規定の定めがある学部・学科においては、単位制度の趣旨に照らした履修指導を適切に行っている。
- ・入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率に関して

改善課題を付された大学院や学部学科については、それぞれの現状を各研究科・学部等において分析の上、計画的な学生募集活動を実施し、改善に向けた取り組みを行っている。

- ・司書資格を有する専任職員を配置していない3キャンパス(半田キャンパス、東海キャンパス、名古屋キャンパス)図書館については、各キャンパス図書館に配置している専任職員及び有資格委託職員が、図書館課配置(美浜キャンパス)の有資格専任職員と連携することで、図書館としての学生・院生への教育・研究支援の質を担保している。

本学は、2017(平成29)年度にスポーツ科学部スポーツ科学科の設置認可申請、2020(令和2)年度に看護学研究科看護学専攻修士課程の設置認可申請、2021(令和3)年度にスポーツ科学研究科スポーツ科学専攻修士課程の設置認可申請及び健康科学部福祉工学科の収容定員増に伴う学則変更認可申請の認可時の附帯事項について、文部科学省との担当窓口である企画政策課が取りまとめを担当し、適切に対応を行っている(根拠資料2-50～53)。

評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

上記のとおり、i. 教員個人単位の自己点検・評価、ii. 学部等の自己点検・評価、iii. 教育課程の自己点検・評価について、教育・研究評価専門委員会にて集約を行い、点検・評価結果を確認し、管理者(副学長等)が、必要に応じてフィードバックを行うことで内部質保証システムを機能させ、教育の質の改善・向上に取り組んできた。

しかし、内部質保証の推進に責任を負う教育・研究評価専門委員会が、客観性や妥当性を十全に機能できているか否かの点検・評価を行う仕組みが構築されていないことが課題であった。この課題を改善するため、2023(令和5)年度から内部質保証の推進に責任を負う新たな組織「内部質保証推進委員会」を発足させ、理事長・学長会議に対して内部質保証の推進に関する取り組みの状況を定期的に報告することにより、当該組織が実施する点検・評価の客観性及び妥当性を確保することとしている。

④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点3：公表する情報の適切な更新

※②で記載した通り、2022(令和4)年度に教育・研究評価専門委員会のもとで運用された実績を記載する。なお、下記の内部質保証に関する取り組みは、2023(令和5)年度より大学運営会議において実施している。

本学では、「学校法人日本福祉大学情報公開規程」(根拠資料2-54～55)に基づき、WEBサイトを中心に以下の項目について情報を公表している。

<情報を公表している項目>

- ・教育研究上の目的
- ・教育研究上の基本組織
- ・教員組織
- ・各教員が有する学位・業績
- ・学修評価、卒業・修了認定の基準
- ・授業内容・方法、年間の授業計画
- ・入学者受け入れ方針・入学者数・学生数・卒業生数
- ・校地、校舎等の施設
- ・学生の教育研究環境
- ・授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- ・学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ・学生が履修すべき知識及び能力
- ・授業評価結果に関する情報
- ・学生アンケート結果、就職先への意見聴取等調査結果
- ・財務に関する情報
- ・自己点検・評価
- ・教員の養成の状況
- ・障害等のある学生支援に関する基本方針
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画
- ・労働施策総合推進法に基づく中途採用比率
- ・ダイバーシティ・インクルージョン推進宣言
- ・日本福祉大学 COVID-19 レポート
- ・大学ポートレート(私学版)日本福祉大学ページ

「自己点検・評価」の公表について、内容が不十分であるという課題がある。学部等の事業計画の実施状況結果は、学部等が自己点検・評価し、教育・研究評価専門委員会へ報告している(根拠資料2-56)が、教育・研究評価専門委員会におけるフィードバックが学部のみとなっている。この課題に対し、2023(令和5)年度の大学事業計画(根拠資2-4)において、当該領域の全学責任者(学長等)による評価・コメント欄を新たに設定し、学部等の自己点検・評価に対する内部質保証推進機関としてのフィードバックの可視化に取り組んだ。

教育活動に関しては、「授業内容・方法、年間の授業計画」の中で、各学部・研究科のカリキュラム・ポリシー、授業科目概要(以下、「シラバス」という)等を、WEBサイトに公表している(根拠資料2-57～58)。

また、「財務に関する情報」の中で、前年度の学校法人の事業報告とともに、前年度決算や決算諸表を公開し、財務状況における情報公開についても積極的に行っている。これらの情報は、各項目の決議機関での確認を踏まえ、学園広報室が一元的に管理し、情報の正確性や信頼性を担保しており、適切に情報更新を行っている。

加えて、受験生向けに大学紹介冊子「キャンパスガイド」をはじめ、本学の基本情報を集約した「日本福祉大学 学園報」(根拠資料2-59)についても、定期発行(紙媒体及び WEB 媒体)し、様々な情報発信を行っている。

⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

2022(令和4)年度までは教育・研究評価専門委員会が全学内部質保証推進組織として機能してきた。同委員会は、大学事業計画(根拠資料2-60～61)において自らの事業計画を掲げ、中間点検・事業報告を行ってきた。2022(令和4)年度においては、「内部質保証推進組織として、教学のPDCAサイクルの推進」、「教学の自己点検・評価活動の推進」、「教員個々のPDCAサイクルの推進」の3つの事業計画を掲げて取り組みを進めてきた。

2023(令和5)年度から、上記②の記載のとおり、全学内部質保証推進組織として「内部質保証推進委員会」を設置するとともに、自己点検・評価機関として「大学運営会議」を位置付けた(根拠資料2-12～13)。

なお、内部質保証推進委員会は、内部質保証の方針に基づき外部評価委員会を開催し、内部質保証の仕組みや取り組み内容について報告するとともに、外部評価委員からの提言を受ける形としている。また、定期的に理事長・学長会議にも内部質保証推進委員会の取り組み内容を報告し、内部質保証システムの適切性や有効性について確認をすることとしている。

(2) 長所・特色

教育活動の自己点検・評価に関しては、上述の通り教員個人単位の教育・研究活動の質向上のため、「教育研究報告書」及び「教育研究計画書」を用いて、個人単位の質向上に向けた取り組みが行われている。学部等においても、学長が策定する事業方針「大学重点課題」等に基づき作成する「大学事業計画」を用いて、内部質保証システムを機能させ、教育活動の有効

性を検証し必要な改善・向上に取り組んでいる。また、学生の4年間(入学から卒業に至るまで)の教育課程検証(教育課程アセスメント)を行うために、毎年度の学生の学業成績や進路情報、学生アンケート結果等を用いて、総合的観点から評価を行っている。このように、教員個人単位、学部等の組織単位、教育課程単位での教育活動の質保証と改善・向上の取り組みが実践され、そのことを大学全体で共有し、1つ1つの事柄を管理責任者(学長、副学長、学部長等)が点検・評価し、フィードバックする体制が整備されていることは長所として挙げられる。

(3) 問題点

自己点検・評価報告について、2022(令和4)年度までは学部等における自己点検の報告に留まっており、全学内部質保証推進組織による点検・評価及びフィードバックが不十分な状況となっていた。これについて、2023(令和5)年度より「大学事業計画課題シート(報告様式)」(資料 2-2-3)を改善し、当該領域の全学責任者(学長等)による評価・コメント欄を新たに設け、学部等の自己点検・評価に対する内部質保証推進機関としてのフィードバックの可視化に取り組んだ。

2022(令和4)年度までの全学内部質保証推進組織では、自らの内部質保証システムの適切性や客観性を担保できていない点が課題であったことから、2023(令和5)年度より、全学内部質保証推進組織として内部質保証推進委員会を設置するとともに、自己点検・評価機関として大学運営会議を位置付けた。これについては、現時点では点検・評価の実績等がないため、新内部質保証システム体制移行後の経過を实地調査において報告したい。

(4) 全体まとめ

本学は、自らが掲げる理念(「建学の精神」)・目的及び社会的使命を達成するために必要な教育研究活動の水準向上に恒常的かつ継続的に取り組むとともに、教育研究活動及び管理運営等の現状について自ら点検・評価を行い教育の質を保証する取り組みを推進するために、内部質保証推進委員会を2023(令和5)年度に設置した。

内部質保証推進委員会は、「内部質保証の方針」に基づき大学の執行機関である大学運営会議で実施される内部質保証に関わる取り組みの適切性や有効性を点検・評価する組織として、全学的な観点で教育の質保証及び向上を推進しているが、現時点では点検・評価の実績等がない。2023(令和5)年度の大学事業報告及び2024(令和6)年度の大学事業計画を策定した段階で、同委員会がどのように教育の質保証のための取り組みを進めたかについて、实地調査において報告したい。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

本学では、建学の精神及び教育標語「万人の福祉のために、真実と慈愛と献身を」を信条として「求める教員像と教育研究組織の編制方針」（根拠資料3-1）を定め、学部・研究科における教育と研究の質保証に取り組むとともに、大学の基本理念・使命・目的を果たすための組織編制を行っている。

現在、8 学部(10 学科)と全学教育センター、6研究科(9専攻)を主軸に教育研究組織を編制している(根拠資料3-2)。

i. 学部と全学教育センター

各学部において「求める教員像と教員組織編制方針」（根拠資料3-1）を定めて教育研究組織を編制し、現在に至るまで、建学の精神が示す理念に則り、福祉の一層の発展を期し、時代が求める新しい福祉（「ふくし」）の在り様に係って、必要な領域への拡大・特化を旨としてきた。

そのことは、これまでの学園の将来構想・ビジョン、中期計画・長期計画の中に考え方として示している。1953(昭和 28)年の建学(発足は中部社会事業短期大学、1957(昭和 32)年に大学に改組)以来、しばらく社会福祉学部の単科大学として、日本の新たな福祉を切り拓く人材を輩出してきた(同学部には主に社会人対象の第2部も設置[2011(平成 23)年 募集停止]。その他に女子短期大学部保育科も併設[1961(昭和 36)年 開設、1996(平成8)年3月 廃止])。

そのあと、社会福祉研究の発展のため、単科大学の枠を超えた人文・社会科学系の総合的
大学建設の基本方向を長期計画(根拠資料3-3)に示し、基礎科学の強化と国民の福祉に関心を持つ経済人養成を目的とする経済学部を 1976(昭和 51)年に開設した。総合的
大学建設の取り組みの一環として、1983(昭和 58)年にキャンパスを愛知県美浜町に総合移転した。
1990 年代に入り長期計画本部提起のもと、来るべき情報社会を展望し、福祉・環境・情報の
新たなシステムとしての統合を目指す情報社会科学部を開設した(1995(平成7)年に半田キャン
パス新設とともに開設、2008(平成 20)年に健康科学部に改組)。同時に既存学部の改組も進
め、1996(平成8)年には経済学部
に国際的な視野で福祉社会の発展に貢献する新たな経営

のあり方を追求する経営開発学科を開設した。1995(平成7)年発足の 21 世紀構想委員会の改革構想(根拠資料3-4)に基づき、2001(平成 13)年には同学科に通信教育部(社会人を主な対象に、「医療と福祉」「コミュニティと国際協力」「ヘルスケアとライフ」「ビジネス」「環境」等を体系的に学習し、課題解決にあたるマネジメント人材を養成)を開設したが、2003(平成 15)年に同学科は通信・通学両課程に跨る福祉経営学部として改組・独立した。そのあと、同学部の通学課程は 2011(平成 23)年に募集停止し、現在は通信課程のみの学部となっている。

少子高齢化の急速な進行等に社会が直面した 2000 年代半ばに、本学が従来の社会福祉の枠組みを超えた「ふくし」という概念(人びとのいのち・くらし・生きがい等、多領域の幅広い概念で福祉を捉え直したものを)を提唱し、新たな福祉に向けて必要な領域拡大を進めてきた流れをさらに加速させた。2006(平成 18)年策定の「21 世紀学園ビジョンー学園アイデンティティ確立のためにー」(根拠資料3-5)では「建学の理念を継承・発展」させ「人間福祉に関する研究・教育・研修の内外リーディングセンター」を構築することを提起し、2007(平成 19)年 3 月の「21 世紀学園ビジョン具体化ー創立 60 周年に向けてー」(根拠資料3-6)で「健康・医療・教育分野進出を図り『ふくし』の総合大学・学園を形成」することを打ち出した。

この方針はその後の長期計画・中期計画に引き継がれ、2008(平成 20)年の健康科学部(情報社会科学部改組)、子ども発達学部(社会福祉学部より独立)、国際福祉開発学部(福祉経営学部より独立)の開設につながった。さらに、2015(平成 27)年 4 月には東海キャンパス新設とともに看護学部を開設した。

また、最近では、先に述べた本学が提唱した「ふくし」の概念に従い、「ふくし」社会(共生社会、地域の活性化、生涯にわたる健康で心豊かな生活、持続可能な社会保障制度)のスポーツを通じた実現という観点から、2017(平成 29)年 4 月にスポーツ科学部を開設した。

本学には現在 8 学部に加え、学部相当の教学機関として、全学教育センターがある。同センターは、前述の「21 世紀学園ビジョン具体化」の教育改革課題(全学共通やキャリア開発等の教育区分整理、基礎教養・コミュニケーション能力・地域でのフィールドワーク・学生の自主的活動の推進等)に発する一連の検討の結果、構造的な教育改革の構想(根拠資料3-7)、さらに全学教育開発機構の設置(2007(平成 19)年)に淵源を持つ(根拠資料3-8)。同機構設置後、改革案実現に向けた検討の中で確認した、全学生が共通して身につけるべき「4 つの力(日本福祉大学スタンダード) + 地域社会に貢献する力」の教育の推進機関として、2010(平成 22)年度に全学教育センターを設置し、2011(平成 23)年度からの所属教員配置を経て現在に至っている。「4+1つの力」には本学の理念に基づく人材像が反映しており、同センターはまさにその理念実現の一翼を担う機関となっている。

なお、同センターには、所属教員がおり、教授会にあたる教員会議を持っている。共通教育、教育開発、地域連携教育、学修管理・支援の 4 部門を置き、全学的な共通教育の運営や教育改革課題への対応を進めている。

ii. 研究科

研究科において「求める教員像と教員組織編制方針」を定め、研究活動の発展や基礎となる学部の改組・拡大に基づいて、その時々学園の将来構想・ビジョン、中期計画・長期計画

に位置付けては、必要な改編・拡充を図ってきた。

社会福祉学研究科は、日本で最初の社会福祉系の独立した研究科である。『研究紀要』創刊(1957(昭和 32)年)、社会福祉研究会発足(1963(昭和 38)年、1969(昭和 44)年からは社会福祉学会に改称)、社会福祉研究所設置(1966(昭和 41)年、人間関係研究所を改組)等、建学以来の研究活動の展開を踏まえて、1969(昭和 44)年に社会福祉学専攻修士課程としてスタートした。

当初は通学課程のみでスタートしたが、福祉現場の人材養成ニーズに合わせて、現在は通信課程のみとなっている(通信課程は2004(平成 16)年に併設。通学課程は2015(平成 27)年4月募集停止)。社会福祉学研究科社会福祉学専攻への博士課程開設は、長期計画の取り組みとして1996(平成8)年に開設し、2007(平成 19)年に福祉社会開発研究科社会福祉学専攻博士課程に改組して現在に至っている。2003(平成 15)年には修士課程に心理臨床専攻も開設し現在に至るが、これは2004(平成 16)年の社会福祉学部心理臨床学科開設に先立って行ったものであった(同学科は2008(平成 20)年より子ども発達学部に改組、2020(令和2)年に教育・心理学部に名称変更)。

1996(平成8)年の21世紀改革構想委員会の改革構想に基づき、情報社会科学部と経済学部経営開発学科を基礎学部として設置した情報・経営開発研究科(修士課程1999(平成 11)年設置・2007(平成 19)年 学生募集停止、博士後期課程2001(平成 13)年 設置・2007(平成 19)年 学生募集停止)は、その後の学部改廃等による変遷があり、現在、博士後期課程は福祉社会開発研究科福祉経営専攻博士課程(2007(平成 19)年)、修士課程は医療・福祉の幅広い分野の高度専門職業人養成を目指す医療・福祉マネジメント研究科医療・福祉マネジメント専攻修士課程(2009(平成 21)年)となっている(この修士課程には、当時社会福祉学研究科にあった福祉マネジメント専攻も統合している)。

また、経済学部経営開発学科に所属する国際開発関連の教員が中心となり、国内外在住の国際開発専門家等のニーズ・要望に応える通信制の国際社会開発研究科(修士課程)を2002(平成 14)年に開設し、現在に至っている。2004(平成 16)年には博士課程も開設したが、現在は福祉社会開発研究科の国際社会開発専攻博士課程(通信)に改組している。

福祉社会開発研究科は、2007(平成 19)年に既存の3つの博士課程研究科を統合し、上述のとおり、社会福祉学専攻、福祉経営専攻、国際社会開発専攻(通信教育)の博士課程3専攻を有する研究科として設置した。各専攻において、博士(社会福祉学)、博士(福祉経営)、博士(開発学)と、所属専攻にふさわしい学位を授与する仕組みを維持しつつ、新たな学際的な「福祉社会開発学」構築を目指す総合研究科である。社会福祉学研究科を実施母体とする研究プロジェクト「福祉社会開発の政策科学形成へのアジア拠点」が、2003(平成 15)年度に文部科学省「21世紀COEプログラム(社会科学分野)」(2003(平成 15)年度～2007(平成 19)年度)に、福祉系大学として全国で唯一採択されたことが統合の契機となった。この研究プロジェクトで、同研究科が推進してきた先進国の高齢者ケアを中心とする福祉分野の政策科学・評価研究と国際社会開発研究科と情報・経営開発研究科の国際開発領域が蓄積してきた発展途上国の貧困地域の参加型社会開発研究とを融合・統合して、「福祉社会開発学」という学問領域の構築、本学大学院を中心とするその「アジア拠点」形成を目指した結果、2007(平成 19)年

の3専攻統合へと発展したものである。

さらに、2015(平成 27)年度東海キャンパスに開設された看護学部看護学科を基礎学部として看護学研究科(修士課程)を 2020(令和2)年度に開設するとともに、2017(平成 29)年度美浜キャンパスに開設されたスポーツ科学部スポーツ科学科を基礎学部としてスポーツ科学研究科(修士課程)を 2021(令和3)年度に開設し、現在では、大学院全体として6研究科9専攻の構成となっている。

iii. その他の組織

本学では、建学の精神の基づく3ポリシーを具現化するために、教学に係る専門部や機構及び教学における各種事業・業務に対応した専門のセンターを設置している(根拠資料3-2)。

教学に係る専門部は、教務事項全般を扱う教務部、学生の生活や厚生に係る諸事項を扱う学生部、入試事項全般を扱う入試部、学生の就職・キャリア支援を司る就職部の4つである。それぞれ教員の専門部長と事務職員の副部長を置き、担当の事務局を配置している。各専門部下には、さらに特定の業務を担う委員会やセンターがあり、各学部の教員が委員として参画している。

教務部には、教務の運営・計画を担う全学教務委員会、専門資格の実習やその取得支援を担う社会福祉実習教育研究センターや教職課程センター、学生の学修支援を担う全学学修支援委員会がある。学生部には、学生事項についての運営を担う全学学生委員会、学生の厚生や支援を担う学生支援センターがある。入試部には入試運営を担う入試委員会がある。就職部には、就職・キャリア開発に係る取り組みを担う就職キャリア開発委員会があり、その下に学生向けの多様な資格取得講座等を運営するCDPセンターが属する。

その他に、地域連携と減災連携を推進する二つの機構があり、地域連携推進機構は、地域に根ざした大学としての基盤形成を主な目的として、教学・研究・事業等における地域連携を包括的に推進するため、関連する部局の教職員を構成員としている。地域連携推進機構のもとには、地域と深く関わりを持つ教職員が参加した地域連携推進室、半田市をはじめとした知多地域に向けた生涯学習事業を担っている生涯学習センターが属している。

減災連携・支援機構は、大規模地震・風水害等の自然災害による被害の軽減に係る外部諸機関との連携や有事の際の支援事業を通じ、減災活動及び災害時の救援活動に資する支援・研究を推進することを目的とし、関連する部局の教職員を構成員としている。減災連携・支援機構のもとには、減災教育の普及啓発と実災害で活躍できる人材の育成を図るため、減災支援教育研究センターと災害ボランティアセンターが属している。

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

本学では、建学の精神に基づく研究事業の推進及び学内の研究制度、諸条件等の整備、運用を図るとともに、本学の中・長期的な研究に係わる事業推進とその管理運営を行うため、「総合研究機構」を設置している(根拠資料3-9)。総合研究機構は、付置研究機関、特定重点研究推進のためのセンター、社会貢献型研究のためのセンター及び総合研究支援室で構成

している。

付置研究機関は、「福祉社会開発研究所」、「知多半島総合研究所」、「健康科学研究所(分室として福祉テクノロジーセンター)」、「心理臨床研究センター(分室として子ども発達支援室)」、「看護実践研究センター」、「まちづくり研究センター」、「パラスポーツ研究所」の7研究所・センターを設置している(根拠資料3-10)。

特定重点研究推進のためのセンターは、本学の研究発展のために特段に必要とされる研究領域で、文部科学省の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業等の選定を受けた研究プロジェクトに対応して発足させたセンターであり、助成期間終了後もそれぞれの研究課題に対応するため継続して設置している。現在は、「地域ケア研究推進センター」、「福祉政策評価センター」、「アジア福祉社会開発研究センター」、「健康社会研究センター」、「スーパービジョン研究センター」の5センターを設置している。社会貢献型研究のためのセンターは、「権利擁護研究センター」、「ソーシャルインクルージョン研究センター」を設置している。

2009(平成21)年4月には、総合研究機構の管理運営改革を機動的に行う組織として総合研究支援室を発足させ、研究職(教員)と事務職(事務職員)の融合した構成で、本学の研究マネジメントの強化に取り組んでいる。

評価の視点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

本学の教職課程は、60年を超える歴史があり、そのなかで培った教育の方法は今日まで受け継がれている。全ての人々が人間としての尊厳と人権が守られ、健康で文化的な生活を送ることができる社会を目指し、「福祉(ふくし)マインド」を持った教師の育成を行っている。

本学では、教育職員免許法施行規則の改正による2022(令和4)年度からの教職課程を設置する大学の全学的な組織体制の充実(全学組織の設置)の義務化に先駆けて、2003(平成15)年度に「教職課程センター」(根拠資料3-11)を開設し、現在、5学部から選出された運営委員会を中心に、各学部の教育特徴を活かしつつ、月例開催の同センター会議での議論を経て、「日本福祉大学教職課程センター規程」(根拠資料3-12)に掲げる以下の課題や事業への取り組みを進めている。

<教職課程センターの業務(日本福祉大学教職課程センター規程 第5条)>

- ・教職課程に関する基本方針策定
- ・教職に関する科目(学部独自に設置する科目を除く)のカリキュラム調整、科目担当者の選定、課程認定申請と運用
- ・複数学部にまたがって設置・開設される教職課程の全学的調整
- ・教職課程センター教員の人事に関する事項
- ・教育実習の巡回指導計画・事前事後指導など、教育実習に関する事項の全学的調整
- ・教職分野を目指す学生に対する進路、学習に関する相談・援助
- ・教育委員会・学校等との連携による学校における校務補助体験やインターンシップの企画・運営

- ・教職課程に関する研究・調査
- ・教員免許状更新講習の選択講習の企画・運営
- ・その他目的達成に必要な事業

評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学の教育研究組織は建学の精神に基づき、21世紀の新しい福祉社会と持続可能な地域社会の構築に必要な学部・研究科の設置・再編に取り組んできた。

学部においては、2017(平成29)年度に、地域の活性化や共生社会、生涯にわたる健康で心豊かな生活、持続可能な社会保障制度の実現に貢献することを目的としたスポーツ科学部を設置した。2019(令和元)年度には、保育者、教員、心理専門職を取り巻く課題が多様化・複雑化している社会情勢を踏まえ、子ども発達学部子ども発達学科の収容定員を720名から860名に増員(同学部心理臨床学科の収容定員振替、540名から400名に減員)し、時代のニーズに応じた人材養成に対応している。

2020(令和2)年度には、「子ども発達学部」における2学科の特色である教育者・保育者を養成する学科、心理学を基盤とするプロフェッショナルを養成する学科であることを明確にするため、学部名称を「教育・心理学部」へ変更を行うとともに、「心理臨床学科」についても、「心理学科」へ名称変更を行い、基礎から応用までの幅広い心理学の学びと進路を展望する学部学科構成とした。また、同年度には、IT人材需要の拡大への対応及び健康・医療・介護・福祉の分野でAIの利活用に貢献できる人材養成、建築士不足や建築士の高齢化の問題等の課題を有する建設業界の課題解決に貢献することを目的に、健康科学部福祉工学科の収容定員を280名から400名に増員した。

2024(令和6)年度からは、子どもの障害、貧困、虐待等の福祉的な課題への対応が求められる中、児童生徒の生きづらさに寄り添い、家庭支援や地域連携にも取り組むことのできる教員の育成する「教育・心理学部学校教育学科(収容定員380名)」を「同学部子ども発達学科」の収容定員振替(860名から480名へ減員)により設置するとともに、グローバルアジェンダであるSDGsの理念や、地域における共生の実現に焦点を当て、国内外の地域における連携や協働を通じた主体的な学習を組み合わせた教育プログラムの特徴を明確とするため、「国際福祉開発学部国際福祉開発学科」を「国際学部国際学科」へ名称変更し、国内外の多文化共生社会に貢献できる人材養成に取り組む計画である。

研究科においては、2019(令和元)年度に、複雑で多様な社会環境から発せられる保健・医療・福祉におけるさまざまな健康にかかわるニーズに対して、看護学の専門的探求を通じて、学問的根拠をもって応えることができる研究力や教育力を有する人材を育成することを目的とした「看護学研究科看護学専攻修士課程(収容定員20名)」を設置した。さらに、2021(令和3)年度には、スポーツを通じた共生社会の形成に寄与し、スポーツのインテグリティを根付かせるとともに、スポーツ科学に関わる専門的で高度な理論と知識及び技能を持ち、スポーツや体育の現場で生かし、多様な専門家とともにそれらをとりまく環境や社会の諸課題を解決することが

でき、スポーツ科学に関わる理論の探求と研究により学際的かつ実践的な研究成果を構築し、スポーツ科学の発展に寄与できる高度専門職業人を養成することを目的とした「スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻修士課程(収容定員 20 名)」を設置した。

付置機関等の支援組織の整備においては、本学に対する社会の期待と教育・研究における地域連携の重要性の増大を背景として、従来の社会連携事業のより一層の強化・充実を図ることを目的に各種センター等を設置している。例として、美浜町を中心にスポーツに関する教育・研究、課外活動の支援、地域連携等、本学の特色を生かした総合的なスポーツ振興・強化に関する諸施策を立案し、事業を推進する「スポーツ科学センター」(2017(平成 29)年度にスポーツ教育センターから改称)を設置している。また、2018(平成 30)年度には「日本語教育センター」を開設し、地域のグローバル化がもたらす課題への対応として知多地域全域の日本語教育事業に協力し、外国人留学生や日本語を母語としない人々への日本語教育・日本語支援、実践的な語学教育を行っている。また、同年度には「教育実践研究センター」を開設し、現職者(教員・保育士)に対する研修事業等を展開し、地域の教育実践・保育実践研究の拠点形成に取り組んでいる。さらに、2022(令和4)年度には、「パラスポーツ研究所」を開設し、パラスポーツ、パラリンピック、スポーツ科学の領域で生じている諸課題に対して、総合的な視点からその解決方法の研究を推進するとともに、各種研修事業にも協力している。

②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、法人のもとにおかれる「学園戦略本部会議」(根拠資料1-10)において、学部・研究科の新設・改組等について協議している。学園戦略本部会議の本部長は理事長であるが、その構成員には学長、副学長、学部長、専門部長(教務部長、学生部長、就職部長)等の教学役職者が参加している。

学園戦略本部会議で協議した教育研究組織の改革・改編内容について、教学機関である大学運営会議、大学評議会において、具体的な実行に向けた内容を審議・検討している。また、改革・改編をしたことにより教育・研究活動の質向上に繋がっているかについて、対象学部・研究科が作成する事業計画等をもとに、教育・研究評価専門委員会(2023(令和5)年度からは大学運営会議)が、中間報告・評価、最終報告・評価と2回にわたり確認を行った上で、残課題等を次年度の事業計画に反映する形で PDCA を回している。

学部の新設・改革・改編の具体的な成果としては、2017(平成 29)年度にスポーツ科学部スポーツ科学科を新設し、高齢者・障害者をはじめすべての人のしあわせをスポーツで支援する人の養成に取り組んでいる。また、2020(令和2)年度には、子ども発達科学部を教育・心理学

部に名称変更し、学校教育をはじめ地域の生涯教育ニーズに対応する人の養成に取り組んでいる。

研究科における新設・改革・改編の成果としては、学部卒業生の教育研究活動をさらに発展させたいというニーズと社会人への大学院での学びのニーズへの対応として、2020(令和2)年度に看護学研究科、2021(令和3)年度にスポーツ科学研究科を開設している。

これらの教育研究組織の新設・改革・改編の適切性については、入学生受入れ、卒業生を対象としたアンケート調査結果、就職・進路の状況をもとに、各学部・大学院研究科で検証を行い、その結果を大学運営会議で点検・評価を行い、さらなる改革・改善に繋げる取り組みを進めている。

(2) 長所・特色

本学は、建学の精神及び教育標語に基づき、時代が求める社会福祉領域をはじめとする「専門分野の優れた教育研究」、「ふくし」をリードする人材の養成・輩出を目標としている。

その時々々の文教政策や社会的要請等の環境変化に対応した教育研究組織の整備に取り組むため、1970(昭和45)年以降、学園全体を視野に入れた発展を目指した検証・改編を推進する体制を整え、中期計画・長期計画に基づく教育研究組織の整備を図り、教育と研究の質保証に取り組んでいる。

これらを踏まえ、2024(令和6)年度には、学校教育現場で福祉的な知識やスキルを備えた人材の養成に取り組むため「教育・心理学部学校教育学科」(収容定員 380名)の設置、国内外の多文化共生社会に貢献できる人材養成に取り組む教育プログラムの特徴を明確とするため、「国際福祉開発学部国際福祉開発学科」から「国際学部国際学科」へ名称変更を計画している。

(3) 問題点

現在、8学部・6研究科を主軸に教育研究組織を編制しているが、各組織運営は縦割り型が中心となっており、学部間・研究科間、或いは学部と大学院間の連携が十分でない。教育・研究の発展や本学の強みを発揮するためには、学部・研究科の枠組みを越えた運用や組織編成を検討し、横の連携を強化していかなければならない。

(4) 全体まとめ

本学は、建学の精神に基づくとともに、時代の社会的要請や環境変化に対応して、学部・研究科の新設・改革・改編に持続的に取り組み、関連する研究を実践するために研究所・センター等を開設し、8学部・6大学院研究科を擁するふくしの総合大学へと発展してきた。

教育研究組織の適切性については、各学部・大学院研究科・センター・研究所等において、年度毎に作成する大学事業計画にもとづき達成状況、残された課題を検証し、自己・点検評価組織である教育・研究評価専門委員会（2023（令和5）年度より大学運営会議）による点検・評価により改善・向上に繋げている。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表
--

本学では、下記の取り組みを推進することにより、建学の精神及び各学部等の教育目標を踏まえた「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」の設定を行い、全学方針と学部等方針の一貫性を担保するとともに、Web サイト及び発行物を通じて情報の公表に取り組んでいる。

i. 学士課程(通学課程・通信課程)

学士課程(通学課程・通信課程)においては、建学の精神から生まれた教育標語である「万人の福祉のために、真実と慈愛と献身を」を体現するために、大学学則第1条及び第2条に基づき、全学部が共同してすべての人が人間らしく健康に生きられる社会づくりを目指しており、高い教養と専門知識を身につけた、人と人とのつながりを大切にして心の通い合うコミュニケーションができるスペシャリストを育成している。

<日本福祉大学学則>

(目的)

第1条 本学は学校教育法に則り、人間及び社会に関する諸科学を総合的に教授研究し、高潔なる人格と豊かな思想感情を培い、社会にとって有為な専門家であり、かつ地域社会に貢献できる人材を養成することを目的とし、広く人類社会の発展に寄与することを使命とする。

(教育の目標)

第2条 本学は、真理の探究と人間の尊厳を基に、21世紀の新しい福祉社会と持続可能な地域社会の構築に貢献する指導的人材を育成する。

2 学部・学科における教育の目標は、別に定める。

上記の目的を達成するための具体的な方針を示す3つのポリシー「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」、「入学者に求める人物像(アドミッション・ポリシー)」を策定し、Web サイト及び発行物(学部ガイド等)を通じて公表している(根拠資料2-20～35、根拠資料4-1～14)。

この3つのポリシーは、「学部・学科における教育の目標に関する規則」(根拠資料1-5)において規定する学部・学科の教育目標とともに、大学全体で共有する「日本福祉大学の3つのポリシー策定の基本方針」(根拠資料2-18)及び「日本福祉大学スタンダードの全学共有ポリシー」(根拠資料2-19)に基づき策定している。

特に学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、学部・学科における教育の目標に関する規則に規定された教育目標に沿った「学力の3要素(知識、態度、意欲)」に対応させることを基本とし、教育課程(学部・学科・専攻・専修)ごとに Web サイト及び発行物(学部ガイド等)を通じて公表している(取組事例を下記のとおり示す)。

<通学課程(教育・心理学部)における取組事例>

新入生オリエンテーションにおいて、学部ガイドを配布するとともに、担当者(教職員)から「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」の内容説明を実施している。

<通信課程(福祉経営学部)における取組事例>

出願手続要項、学習ガイド、履修登録ガイド等の発行物にて公表するとともに、入学後に学生が視聴する履修登録ガイダンス(オンデマンドコンテンツ)において、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に関する説明を実施している。

ii. 修士課程・博士課程

修士課程・博士課程においても、建学の精神及び教育標語を体現するために、大学院学則第1条に基づき、3つのポリシーを策定し、大学 Web サイト及び発行物(履修要項・科目概要)を通じて公表している(根拠資料2-30~35、根拠資料4-9~14)。

<日本福祉大学院学則>

(目的)

第1条 本大学院は、学部における広い教養並びに専門的教育の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、さらに進んで研究指導能力を養い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを目的とする。

学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、「日本福祉大学大学院の研究科・専攻における教育の目標に関する規則」(根拠資料1-6)に規定された教育目標に沿って、学士課程と同様、「学力の3要素(知識、態度、意欲)」に対応させることを基本とし、教育課程(研究科・専攻)ごとに Web サイト及び発行物(履修要項・科目概要)を通じて公表している。

②: 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1: 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学では、下記の取り組みを推進することにより、建学の精神及び各学部等の教育目標を踏まえた学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を教育課程として体現するため、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を制定し、Web サイト及び発行物を通じて情報の公表に取り組んでいる。

i. 学士課程(通学課程)

学士課程(通学課程)においては、前述の全学方針に基づき、教育課程(学部・学科・専攻・専修)ごとの学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を体現するため、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を制定し、Web サイト及び発行物(学部ガイド等)を通じて公表している(根拠資料2-20～29)。

3ポリシーはそれぞれが独立したものではなく、関連性をもって設定されるべきものであることに留意し、教育課程の編成・実施方針(カリキュラムポリシー)を策定するとともに、授業科目の関連性及び体系性を示すものとして、教育課程ごとに「カリキュラム・マップ」(根拠資料4-15)や「履修モデル(学びの流れ)」(根拠資料4-16)を作成し、教育課程の構造の明示化を図っている(取組事例を下記のとおり示す)。

<通学課程(スポーツ科学部)における取組事例>

学部ガイドに履修モデルを記載し、新入生オリエンテーションにおいて配布するとともに、担当者(教職員)から「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」の内容説明を実施している。

ii. 学士課程(通信課程)

学士課程(通信課程)においては、生涯学習やリカレント学習として、幅広い教養と社会福祉分野の専門職としての技術を修得するとともに、福祉・医療・保健・環境・国際協力・コミュニティ・新産業等のテーマを学び、かつその領域に存在する諸問題を解決へと導くマネジメント能力を身につけるための教育課程を編成している。

教育課程は、基礎科目、専門科目(ビジネスマネジメント科目群、コミュニティマネジメント科目群、ライフマネジメント科目群の3つの科目群配置)、資格科目(社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験受験資格付与課程科目)で構成するとともに、幅広い年齢層を対象とする教育課程として、学生の興味・関心に応じて授業科目を履修し、学習の順序を自主的に決めることができる自由度の高い内容としている。

授業科目は、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験受験資格付与課程の指定科目を段階的に学習できる年次配当としている(取組事例を下記のとおり示す)。

＜通信課程(福祉経営学部)における取組事例＞

出願手続要項、学習ガイド、履修登録ガイド等の発行物にて公表するとともに、入学後に学生が視聴する履修登録ガイダンス(オンデマンドコンテンツ)において、「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」に関する説明を実施するとともに、学生の興味・関心に応じた「履修モデル」(根拠資料4-16)を大学 Web サイトにて情報発信している。

iii. 修士課程・博士課程

修士課程、博士課程においては、前述の全学方針に基づき、教育課程(研究科・専攻)ごとの学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を体現するため、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を制定し、Web サイト及び発行物(履修要項・科目概要)を通じて公表している。(根拠資料2-30～35、根拠資料4-9～14)。

③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・授業期間の適切な設定
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

【学士】

- ・初年次教育、高大接続への配慮
- ・教養教育と専門教育の適切な配置

【修士】【博士】

- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学では、「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」に基づき、科目区分(学士課程:総合基礎科目・専門科目・自由科目等、修士課程・博士課程:各教育課程に応じた設定)及び単位数を、大学学則(根拠資料1-2)及び「日本福祉大学通信教育課程に関する規則」

(以下、「通信教育課程に関する規則」という)(根拠資料1-4)並びに大学院学則(根拠資料1-3)において規定している。

また、上記規定に基づき、学部・研究科ごとの授業科目一覧を Web サイト及び発行物(学部ガイド等)で公表している(根拠資料1-2～4【別表】、根拠資料4-18～33【別表】、根拠資料4-33～46)。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

i. 学士課程(通学課程・通信課程)

各学部は自らの教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、授業科目の関連性や体系性を示す資料として、「カリキュラム・マップ」(根拠資料4-15)及び「履修モデル(学びの流れ)」(根拠資料4-16)等を、Web サイト及び発行物(学部ガイド等)を通じて公表している。

教育課程の順次性及び体系性等を図式化した「カリキュラムツリー」の策定については、全学部において未整備となっている。教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性については、基礎教育・教養教育の授業科目を主に配置する科目区分として、通学課程では「総合基礎科目」、通信課程では「共通基礎科目」を設定するとともに、各学部の専門教育の授業科目を配置する「専門科目」を設けて、教育課程の順次性及び体系性に配慮している。

各学部の教育課程の特徴に応じた取り組みとして、健康科学部、国際福祉開発学部、看護学部では、専門教育の基礎的内容を扱う「専門基礎科目」を設定している。その他にも卒業所要単位に算入しない科目(資格関連科目やキャリア形成関連科目)を取扱う「自由科目」を設定している(根拠資料4-18～26【別表】)。

ii. 修士課程・博士課程

修士課程においては、各専攻の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、科目区分を設定し、専門分野に関する高度な知識を修得するとともに、研究指導等のリサーチワークにより、院生個々のテーマに基づいた研究活動を保証している(取組事例を下記のとおり示す)。

<医療・福祉マネジメント研究科における取組事例>

医療・福祉マネジメント研究科では、講義系科目、演習系科目、研究指導科目の3つの科目群により順次性及び体系性に配慮した教育課程を編成している。

講義系科目は、実践理論や研究方法論、実践事例の学びを通じて、研究課題の設定及び研究方法等の修士論文執筆のための基礎知識と医療福祉の専門知識修得ができるよう配置している。

演習系科目は、講義系科目と往復しながら、多職種連携教育も通じて、問題解決能

力、実践力、教育力、マネジメント能力の修得をめざし、基礎演習、専門演習、ケースメソッド演習を配置している。

研究指導科目は、講義系科目、演習系科目で修得した知識をもとに、論文執筆を通じた幅広い能力の修得を目指し、研究力養成のための「特別研究コース」と、高度専門職業人養成のための「実践研究コース」を配置している。

博士課程においては、研究指導(リサーチワーク)を中心とした教育課程編成であるが、基礎的な調査研究法や高度な問題解決能力を養うために、2020(令和2)年度に独自のコースワークを開設した。

・ 授業期間の適切な設定

授業期間の設定について、大学学則(根拠資料1-2)の第12条及び大学院学則(根拠資料1-3)の第26条において、学期区分を2学期制としている。ただし、学士課程(通信課程)は、学期区分を設定せず、授業科目の特性(テキスト科目及びオンデマンド科目は通年開講、スクーリング科目は開講日程を設定)に合わせた授業期間の設定を行っている。

・ 単位制度の趣旨に沿った単位の設定

単位の設定について、単位制度の趣旨(教室等での授業時間と学生の事前事後の自主学習時間をあわせ、45時間の学修を要する教育内容を1単位とする)に基づき、単位計算方法を大学学則(根拠資料1-2)の第26条及び大学院学則(根拠資料1-3)の第11条に規定するとともに、学士課程(通学課程)においては、学習目標を達成する上で必要となる事前・事後の学習時間の目安をシラバスに掲載し、Web サイトを通じて公表している(根拠資料2-58)。

・ 個々の授業科目の内容及び方法

授業科目の内容及び方法について、シラバスに明示している。授業方法は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれかの方法、もしくはこれら2つ以上の方法を組み合わせることとしている。加えて、シラバスの作成にあたっては、教務部が作成する「授業科目概要ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)を科目担当者に配布し、シラバスの作成における注意点等を周知している(根拠資料4-53)。

・ 授業科目の位置づけ(必修、選択等)

授業科目の位置づけ(必修・選択の別等)は、大学学則(根拠資料1-2)及び大学院学則(根拠資料1-3)並びに各学部・研究科の授業科目履修規程(根拠資料4-18～33【別表】)において規定している。

・ 各学位課程にふさわしい教育内容の設定

教育内容の設定については、授業科目開講学部等の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー

一)及びカリキュラム・マップ等を踏まえ、科目担当者において設定する。その内容が、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及びカリキュラム・マップ等に沿った内容となっているかについて各学部の教務担当者(教員)が点検し、その結果を全学教務委員会にて報告している(根拠資料4-48～51)。

・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

教育課程の編成における全学内部質保証推進組織の関わりについては、第2章において記載したとおり、2022(令和4)年度までは教育・研究評価専門委員会において実施してきたが、2023(令和5)年度より、全学内部質保証推進組織として内部質保証推進委員会を設置するとともに、自己点検・評価機関として大学運営会議を位置付けた。これについては、現時点では点検・評価の実績等がないため、新内部質保証システム体制移行後の経過を实地調査において報告したい。

・初年次教育、高大接続への配慮【学士】

i. 通学課程

初年次教育について、学部・学科ごとに、総合演習等の初年次教育を行う授業科目を開設するとともに、オンデマンドコンテンツ「リメディアル教育プログラム」や図書館セミナー等正課内外における学修機会を設けることで新生が大学で必要となる基礎的知識やスキル、望ましい学修姿勢を身に付けることができるよう取り組んでいる。

この他、1年次には「スポーツ」「英語」「情報処理」等の基礎教養に関する科目を配置し、「情報処理」においては、大学や情報社会においての情報活用場面で使用するパソコンの基本知識、基本ソフトの操作をはじめ情報倫理・モラル等の情報セキュリティを含めたメディアリテラシー教育を実施している。2022(令和4)年度からは、より実社会での活用に則した、必要な知識、技能、適切な態度を身に付けることを目的として、「情報処理」の授業内容をデータサイエンス中心の内容に変更し全学部に導入した。加えて、大学において利用頻度の高い文書作成、表計算、プレゼンテーションソフトに係るスキルの定着については、プレイスメントテストを実施し、一定以上の到達度に満たない学生にはフォローアップを行う体制を整備している(根拠資料4-52～55)。

高大接続の取り組みとして、東海地方を中心とした福祉系の高校教員と実行委員会を組織した「福祉教育研究フォーラム」を行っている。福祉教育研究フォーラムは青年期の社会福祉の学びを共通テーマに福祉教育のあり方等を通じて高大連携による教育発展、研究充実に向けた実践を行っている。この中で高校生の福祉に対する学びを深めることを目的とした「高校生・大学生のつどい」を行い、高大の連携を強化している(根拠資料4-56)。

総合型選抜及び学校推薦型選抜の入学試験合格者に対しては、各学部・学科の特性に応じた課題を提供し、学習習慣の維持と基礎学力の保持・補完を行う入学前学習プログラムを実施している(根拠資料4-57～58)。

本学付属高等学校においては、学長による大学概要説明、学部長による学部ガイダン

スの実施、大学教員の高校授業への参画(総合的な探求授業である「Global FUKUSHI studies I～III」への協力)等の取り組みを推進(根拠資料4-59～60)するとともに、高大接続に関する連携協定を締結した高等学校(愛知県立半田東高等学校、愛知県立武豊高等学校等)と各種プログラムを展開している(根拠資料4-61)。

ii. 通信課程

入学者の約半数が既に大学、専門学校等にて教養系科目を修得しており、通学課程における初年次教育とは一線を画している。具体的には、必修科目は2科目(「福祉経営序論」「スタートアップセッション」)のみとし、学生の多様な希望・進路に応じた柔軟な教育課程を設定している。

高大接続については、入学者の大半が社会人であり、新卒者(18歳)についても通信制高等学校出身者や高等学校卒業程度認定等、入学までの経緯が多様であるため、特段の配慮は行っていない。

・教養教育と専門教育の適切な配置【学士】

i. 通学課程

教養教育と専門教育の適切な配置については、前述の「教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮」に記載の通り、基礎教育・教養教育の位置づけである「総合基礎科目」、専門教育を扱う「専門科目」のほか、各学部の教育課程の特徴に応じて、「専門基礎科目」や「自由科目」の科目区分を設定し、教養教育と専門教育の適切な配置に取り組んでいる。

教養教育は、主に1年次に各学部が開講する「総合基礎科目」と、全学教育センターが開講する「全学教育センター科目」の2種類に大別される。各学部の総合基礎科目は、学部の教育課程に関連した基礎的な科目のほか、文化理解、言語知識、スポーツ、フィールドワークに係る科目や実践力を養う科目も配置されている。全学教育センター科目は建学の精神を踏まえた全学に共通する学びと、ものごとを学際的・総合的にとらえられる能力を養う科目を配置している。具体的には、自校史をテーマとした科目「日本福祉大学の歴史」、本学の特徴として掲げる地域連携教育や多職種連携教育に通じる科目「知多学」を開講するとともに、一般的な教養科目(「こころとからだ」等)も開講している。

通学課程においては、「総合基礎科目」及び「全学教育センター科目」の修得単位数を卒業要件することにより、教養科目と専門教育の適切な履修に配慮している。

2年次教育においては、教養教育の科目が多く配置されている1年次と専門教育が中心となる3・4年次の接続を意識し、より高次の教養教育を中心としつつも、専門基礎科目や専門科目に位置づく授業科目を配置し、教育課程の専門性の素地となる授業科目を配置している(取組事例を下記のとおり示す)。

<国際福祉開発学部における取組事例>

1年次は、「総合基礎科目」において基礎教養科目を配置するとともに、「専門基礎科

目」において国際福祉開発学部の特長でもある英語教育やアクティブ・ラーニング等の専門科目を配置している。

2年次は、「専門基礎科目」とともに学生の学習関心や進路志向に応じた「専門科目」を配置し、学年進行に応じて専門性が高い授業科目の配置に移行する教育課程としている。

ii. 通信課程

通信課程では、「基礎科目」、「専門科目(ビジネスマネジメント科目群、コミュニティマネジメント科目群、ライフマネジメント科目群)」、「資格科目」の3つの科目区分で教育課程を構成し、教養教育と専門教育を区分した授業科目の配置としている。

<福祉経営学部のカリキュラム体系図>

科目		教育内容
基礎科目		福祉経営学部で学習する課程全般の基礎を学修する。
専門科目	ビジネスマネジメント科目群	医療・福祉・環境分野におけるビジネス動向と企業・組織の原理と構造を把握し、社会に貢献する企業組織の知識と技術を学修する。
	コミュニティマネジメント科目群	国内外の地域における医療・福祉・環境・経済の問題や仕組みについて理解を深め、コミュニティベースのマネジメントの知識と技術を学修する。
	ライフマネジメント科目群	生活上の支援を必要とする人々のニーズを的確に把握し、これに応えるための福祉マネジメントの知識と技術を学修する。
資格科目		社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験受験資格取得のために、現場に一層近い演習・実習形式でソーシャルワークを学修する。

・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等【修士】【博士】

修士課程においては、各研究科の「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」に基づき、講義・演習、専門分野に関する実習科目等のコースワークを配置し、専門分野に関する高度な知識・技能等を修得するとともに、研究指導(リサーチワーク)により、大学院生個々の研究テーマに基づいた研究活動を保証している。社会福祉学研究科社会福祉学専攻(通信教育)、国際社会開発研究科国際社会開発専攻(通信教育)においては、ポータルサイトにて、教員指導、大学院生による討論・意見交換を行っている。

博士課程においては、研究指導(リサーチワーク)が中心で、独自のコースワークはなかったが、第2期大学認証評価受審時の指摘事項を踏まえ、2020(令和2)年度より、課程制大学院制度の趣旨に沿った福祉社会開発研究科に共通する研究基盤を形成するための基礎

的な科目として、①調査・研究法に関する基礎的な科目「福祉社会開発研究方法論特講」、②幅広い観点から高度な問題解決能力及び独創的研究能力を養う科目「福祉社会開発政策・実践論特講」の2科目をコースワークとして開講している。

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、1年次よりキャリア教育に関する授業科目を配置している。取り組み事例を下記の通り示す。

<通学課程における取組事例>

社会福祉学部では、1年次に業種や職種のイメージや自身キャリアイメージを考える授業科目「ライフデザイン入門」を配置するとともに、2年次以降は、就労体験を行う授業科目「インターンシップⅠ」及び「インターンシップⅡ」、それら授業科目の履修要件科目である「ビジネススキル」を配置し、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を行っている。

その他の各学部においても専門性に応じて職業的自立を図るために必要な能力を育成する授業科目（「教職インターンシップ」（教育・心理学部）、「国際協働インターンシップ」（国際福祉開発学部）、「特別講義Ⅰ（経営者講座）」（経済学部）、「経済とビジネス」（経済学部）等）を配置している。

④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業の内容、方法を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）

- ・ 学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・ 授業の履修に関する指導、その他の効果的な学習のための指導
- ・ 授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・ 各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

【学士】

- ・ 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

【修士】 【博士】

- ・ 研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・ 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

i. 学士課程(通学課程・通信課程)

大学における単位制度の趣旨とともに学部・学科の教育課程の特性を鑑みて、年間履修登録単位数の上限について、各学部の「授業科目履修規程」において規定し単位の実質化を図っている(根拠資料4-18～26【別表】)。

経済学部では、「経済学部授業科目履修規程」(根拠資料4-19【別表】)において、年間履修登録単位数の上限を44単位としているが、一定の条件(卒業要件単位数の36単位以上の修得とGPA3.0以上)を満たすことで、翌年度の年間履修登録単位数の上限を52単位まで拡充する制度を設けている。

編転入学者については、年間履修登録単位数の上限を原則48単位(健康科学部リハビリテーション学科介護学専攻49単位を除く)としている(根拠資料4-18～26【別表】)。

ii. 修士課程・博士課程

修士課程においては、各研究科の「授業科目履修規程」において修了要件単位数を規定し単位の実質化を図っている。加えて、発行物(履修要項)や新入生オリエンテーションにおいて、修了要件を踏まえた2年間の学習の流れを説明し、2年次は研究指導に関する科目に重点を置くように指導している。

博士課程においては、研究指導に関する所定科目を履修し、博士論文を提出しその審査及び最終試験に合格することを修了要件とすることにより、単位の実質化を図っている。

- ・ シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容及びシ

ラバスとの整合性の確保等)

・授業の内容、方法を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知

シラバスは、①テーマ、②キーワード、③内容の要約、④学習目標、⑤授業の流れ、⑥学ぶ上での注意事項、⑦事前事後の学習内容と時間数、⑧関連科目、⑨成績評価の方法、⑩テキストの10項目で構成されている。全てのシラバスは、Web サイトを通じて公表している(根拠資料2-58)。

シラバスの作成に際しては、遵守事項や学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を記載したガイドラインを提示し、全教員に対してこのガイドラインに沿ったシラバス作成を指示している。加えて、シラバス入力を行うシステム画面上に学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)と当該科目の関係性を示すことで、教育課程の順次性及び体系性に留意した学習目標の設定に取り組んでいる(根拠資料4-47)。

シラバスの作成時期は、前年度 11 月下旬から1月中旬を設定しており、科目担当者はLMS システム「nfu.jp」(以下、「nfu.jp システム」という)のシラバス作成ページにて対応を行う。

科目担当者が提出したシラバスは、各学部の教務担当者(教員、事務職員)等が点検を行い、必要に応じて科目担当者に対して修正指示を行う。内容が確定したシラバスは、新年度オリエンテーション(3月下旬)までに Web サイトに掲載される。

上記のシラバス点検結果は報告書として取りまとめられ、各学部から大学運営会議等へ報告することとしている(根拠資料4-48~51)。

シラバス内容の実施状況については、履修者を対象に実施する授業評価アンケートにおいて、シラバスに照らした授業の履行状況に関する設問を設けて状況を確認しており、その結果については nfu.jp システム上で科目担当者が確認することができるため、翌年度に向けて改善を行うことができる環境を整えている。

シラバスに変更が生じた場合は、科目担当者が nfu.jp システムを介して周知するとともに、授業内でも周知を行っている。

年間授業計画については、大学の年間カレンダーである「学年暦」において、各学期(前期・後期 各 15 週間)、集中講義期間、補講日、期末試験期間等を予め明示し、授業計画が滞りなく遂行できるようにしている。学年暦は、Web サイト及び発行物等を通じて公表している(根拠資料 4-62~70)。

・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法(教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等)

i . 学士課程(通学課程)

学生の主体的参加を促す取り組みの最も代表的な教育手法として、アクティブ・ラーニングが挙げられる。本学では、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)」(2012(平成 24)年8月)以降、講義、演習等の授業方法を問わず積極的な導入を呼び掛けており、既に多くの科目で学習方法を確立している(取組事例を下記のとおり示す)。

< 社会福祉学部における取組事例 >

社会福祉学部では、講義科目「キャリアデザイン基礎(2022年度履修者53名)」において、個人学習(ワークシートを用い自己分析等)と少人数のグループ学習(ディスカッションやグループワーク等)を併用した授業を展開し、学習成果を学生間で共有するとともに、その学習成果に対するコメントを教員が学生へフィードバックする機会を設け、全履修者が主体性を持ちながら授業に参加できるように取り組みを行っている(根拠資料4-71)。

ii. 学士課程(通信課程)

福祉経営学部では、スクーリング科目において教員・学生間や学生同士の対面によるコミュニケーション機会を確保し学生の主体的参加を促している。スクーリング会場から見て遠方地に居住している等を理由にスクーリング科目への参加が難しい学生を対象にWeb会議システム(Zoom)を用いた授業運営を行っている。

スクーリング科目以外(オンデマンド科目、テキスト科目)においても、nfu.jpシステムの授業科目サイトに設置されているクラスルームを通じて、学生による教員への質問、学生間の議論等を行っている。

正課授業科目以外の学生の主体的な活動として、学生10名以上が集まった場合に認定される「地域学習会」が頻繁に開催され、学生間のコミュニケーションが活発に展開されている(根拠資料4-72)。

iii. 修士課程・博士課程

修士課程においては、各研究科・専攻による学生の授業への主体的参加を促す取り組みを推進し、教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保に取り組んでいる(取組事例を下記のとおり示す)。

< 社会福祉学研究科における取組事例 >

社会福祉学研究科社会福祉学専攻(通信教育)では、領域演習科目において nfu.jp システムの授業科目サイトを通じて教員と学生が討議を行っているほか、年間4回のスクーリング授業を対面開講し、学生間のディスカッションを中心としたケースメソッド演習も実施しており、学生同士のコミュニケーション機会の場となっている(根拠資料4-73)。

博士課程においては、年1回の「福祉社会開発研究科合同論文構想発表会」を開催している。3専攻に所属する教員・学生が参加し、学生は自身の研究活動や博士論文執筆に関する進捗状況を報告し、参加者から評価・助言等を受けるとともに、学生同士のコミュニケーション機会の場ともなっている(根拠資料4-74)。

・学習の進捗と学生の理解度の確認

i. 学士課程(通学課程・通信課程)

学習の進捗と理解度を確認する手法としては、コミュニケーションペーパーや nfu.jp システムの授業科目サイトを通じてコメント提出を学生に課題として課している(取組事例を下記のとおり示す)。

<社会福祉学部における取組事例>

社会福祉学部の演習科目「フィールドワーク実践」(サービスラーニング型クラス)では、リフレクション(振り返り)を取り入れている。

リフレクション(振り返り)は、授業ごとに提出するリフレクションシートと、授業期間を4期(4月、7月、9月、12月)に区分し活動期ごとに実施するリフレクションアンケートの2種類を実施しており、学生自身が「気づき」を積み重ねていくこと、個人の内省だけではなく学習成果を可視化することにより、授業での体験や学修の意味を学生自身が深めながら質の高い学習に取り組むことをねらいとしている。

加えて、学生、教員、プログラムに携わる団体(知多半島に拠点を置く NPO 法人等)によるプログラムの相互評価を行い授業運営等の改善・向上に取り組んでいる(根拠資料4-75)。

このリフレクション(振り返り)の活動は、全学の地域連携教育プログラム「ふくし・マイスター」(詳細は第9章参照)においても導入している。

ii. 修士課程・博士課程

修士課程においては、各研究科・専攻による学習の進捗と学生の理解度の確認に取り組んでいる(取組事例を下記のとおり示す)。

<医療・福祉マネジメント研究科における取組事例>

医療・福祉マネジメント研究科では、学生の自己評価を促すため「学習目標達成度自己評価票」を入学から修了までの間、5回提出することを課している。

学習目標は、研究科で開発すべきマネジメント能力とは何かを言語化したもので、それをより具体的に表現した行動目標は、院生の到達度の評価基準にもなっており、修了時にどのようなことができるようになるべきなのか、何が期待されているのかを見える化するためのものでもある。結果は、教員間で共有し、目標達成のために必要な能力を開発できる教育プログラムの開発・改良に役立てている。

博士課程では、指導教員による博士論文作成に必要な視点を示し、その進捗状況と残された課題を学生自身で自己評価する「博士論文自己評価票」を毎年度前期末に実施している。

・授業の履修に関する指導、その他の効果的な学習のための指導

i. 学士課程(通学課程)

通学課程では、新年度オリエンテーションにおいて履修登録を行う際の留意点を説明するほか、各学部が独自に定めた基準(修得単位数やGPA等)を下回る学生を成績不振者として抽出し、個別面談の実施、学習相談会の開催を通じて履修指導に取り組んでいる(根拠資料4-76~77)。

その他の学生生活全般の相談については、教員ごとにオフィスアワーを設け、学生の希望に応じたコミュニケーションを取ることができる環境を整えている。

全学の学習指導体制の充実を図るため、2020(令和2)年度より全学教育センターに学修支援コーディネータを配置し、学生個人に応じた学習指導の強化に取り組んでいる。

ii. 学士課程(通信課程)

福祉経営学部では、履修登録(追加)期間(春季・秋期)に、「履修登録説明会(オンライン)」を開催し、履修登録や資格取得に必要な科目について説明を行うとともに、学習指導支援を担当する教員によるインターネット相談の機会を設けている(根拠資料4-78)。

iii. 修士課程・博士課程

修士課程・博士課程では、新年度オリエンテーションにおいて履修登録を行う際の留意点を説明するほか、学生の希望に応じた個別相談に対応している。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻(通信教育)においては、4月上旬にスクーリング授業を対面開講し、その機会を活用した説明会や学生の希望に応じた個別相談に対応している。国際社会開発研究科国際社会開発専攻(通信教育)、福祉社会開発研究科国際社会開発専攻(通信教育)においては、ポータルサイトにおいて履修登録を行う際の留意点を説明するとともに、教員・学生が利用できる「オリエンテーション掲示板」を開設し、学生の希望に応じた個別相談に対応している(根拠資料4-79)。

・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示

i. 学士課程(通学課程・通信課程)

シラバス項目(⑤授業の流れ、⑥学ぶ上での注意事項、⑦事前事後の学習内容と時間数)において、学習目標の達成に至るまでに各講がどのような内容で構成されるかを詳述するとともに、学修方法及び授業の履修に関する注意点を明示している。また、事前事後学習の内容と時間数を明示することにより、学生が履修登録段階で学習課題等を事前確認できる環境を整えている。

授業毎に進度計画や理解度に応じた事前・事後課題の提示、事前課題提出受付、学生へのフィードバックを、nfu.jp システムを介して実施できる環境を整えている。

ii. 修士課程・博士課程

シラバス項目として、「事前学習の内容・学習上の注意」を記載し、授業の展開方法や

必要な準備について明示している(根拠資料4-80)。

・ **各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり
(教育の実施内容・状況の把握等)**

各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織の関わりについては、第2章において記載したとおり、2022(令和4)年度までは教育・研究評価専門委員会において実施してきたが、2023(令和5)年度より、全学内部質保証推進組織として内部質保証推進委員会を設置するとともに、自己点検・評価機関として大学運営会議を位置付けた。これについては、現時点では点検・評価の実績等がないため、新内部質保証システム体制移行後の経過を实地調査において報告したい。

・ **授業形態に配慮した1授業あたりの学生数【学士】**

授業形態に応じた1授業あたりの学生数を以下のとおり定めている。

この定員を「基礎数値」と呼称し、各教育課程が効果的な教育を行う指標として全学教務委員会において確認するとともに、必要に応じて開講クラス数の増減等の措置を講じている。

< 授業形態別の1授業あたりの学生数の基準 >

○ 講義科目(通学課程)

通学課程では、教室収容定員を基準とし、これを超える場合は、2クラス編成やメディア授業活用等の措置を講じている。

○ 演習・実技・実習科目(通学課程)

授業科目の開講条件(関連法令、施設要件、授業内容等)に対応したクラス定員を設定する。

○ オンデマンド科目・テキスト科目(通信課程)

履修者数の上限を設定なし。

○ スクリーニング科目(通信課程)

授業形態により履修者定員を設定しており、対面：300人、オンライン：100名を履修上限人数としている。

・ **研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施【修士】【博士】**

各研究科・専攻の「履修要項・科目概要」において、入学から学位授与までのプロセス及びスケジュールを明示するとともに、シラバスにおいても研究指導の内容・方法を明示している(根拠資料4-81)。

⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定

i. 学士課程(通学課程)

学士課程(通学課程)では、成績評価及び単位認定を適切に行うための措置として、成績評価の基準を授業科目履修規程(根拠資料4-18~26)で定義し、履修要項等(根拠資料4-82)に記載して学生に明示している。

成績評価の基準は、S(100~90点)・A(89~80点)・B(79~70点)・C(69~60点)・D(59点以下)の5段階評価で、C以上は合格、Dは不合格である。

その詳細は履修要項等に学習目標の達成度別に明示しており、SとAはほぼ完全に達成(もしくは傑出した水準)、Bは不十分な点はあるが相当に達成、Cは最低基準を満たす水準としている。実習科目等は、G(合格)・D(不合格)の評価としている科目もある。

単位認定試験の受験資格については、「日本福祉大学試験規程」(以下、「試験規程」という)(根拠資料4-83)において規定している。

成績評価の方法は、シラバスの「成績評価の方法」において明示するとともに、成績評価における配点を、「期末試験(筆記・web・レポート)」、「授業内でのレポート・課題等」、「その他」の3項目が合計100点になるように示している。

編入生・転入生・転籍生が他大学等で修得した単位や大学以外での学修に対して単位を付与する場合は、N(認定)評価にて単位認定している。

ii. 学士課程(通信課程)

学士課程(通信課程)では、通信教育課程に関する規則(根拠資料1-4)に基づき、A(100~80点)・B(79~70点)・C(69~60点)・D(59点以下)の4段階評価で、C以上は合

格、Dは不合格として単位認定を行っている。単位認定試験の受験資格については、試験規程(根拠資料4-83)において規定している。

編入生・転入生・転籍生が他大学等で修得した単位や大学以外での学修に対して単位を付与する場合は、N(認定)評価にて単位認定している。

iii. 修士課程・博士課程

修士課程・博士課程においては、大学院学則(根拠資料1-3)に基づき、科目試験はA(100～80点)・B(79～70点)・C(69～60点)・D(59点以下)の4段階評価で、C以上は合格、Dは不合格として単位認定を行っている。

入学前に科目等履修等で修得した単位は、N(認定)評価にて単位認定している。

・既修得単位等の適切な認定

既修得単位認定については、「日本福祉大学既修得単位認定に関する規程」(以下、「既修得単位認定に関する規程」という)(根拠資料4-84)及び「日本福祉大学通信教育課程既修得単位認定に関する規程」(以下、「通信教育課程既修得単位認定に関する規定」という)(根拠資料4-85)において規定しており、第1学年の入学者は、本学が開講する授業科目と同一名称または同一内容で、かつ単位数が同等以上のものに限り、30単位を限度に認定している。

編入学者等においても、既修得単位認定に関する規程に基づき、「科目別認定」と「包括認定」の2種類の対応を行っている。

科目別認定は、本人の申請書類(成績証明書・単位修得証明書、単位取得済科目のシラバス等)をもとに当該学部等の教務委員等が適格性について審査し、その結果を学部委員会等で審議した後に単位認定を行っている(根拠資料4-86～87)。

包括認定は、総合基礎科目として定められた単位数を上限に認定している。

実践的な能力を修得している学生に対する単位認定については、教育課程に関わる資格取得を行った者に対して、経済学部経済学科、健康科学部福祉工学科、国際福祉開発学部国際福祉開発学科が学生本人の申請に基づき単位認定を行っている。

・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績評価の客観性・厳格性を担保するため、単位認定に必要な授業出席回数を試験規程に規定するとともに、シラバスの「成績評価の方法」に記載の方法により成績評価を行っている。

学士課程(通学課程)においては、2009(平成21)年度より学修到達度指標として、GPA(Grade Point Average)を導入している(S評価4ポイント、A評価3ポイント、B評価2ポイント、C評価1ポイント、D評価及びK評価0ポイント)。GPAは、成績上位者表彰、資格課程登録等の選考基準及び次年度履修登録単位数上限の緩和措置(経済学部)等に活用している。

その他に学士課程(通学課程)では、成績評価がD評価(不合格)及びK評価(棄権)だった場合、所定の期間内に事務窓口へ申請を行うことにより、科目担当者へ成績評価にする

疑義参照を行う「成績調査」を導入している。科目担当者は、申請者(学生)に対して、模範解答や授業出席確認情報等の成績評価に関する根拠情報を提示するとともに、採点作業ミス等により訂正が必要な場合は、成績評価の訂正措置を講じている。

・卒業・修了要件の明示

各教育課程の卒業・修了要件については、大学学則(根拠資料1-2)の第32条、通信教育課程に関する規則(根拠資料1-4)の第25条、大学院学則(根拠資料1-3)の第19条及び第20条において規定している。

学士課程(通学課程)では、大学学則(根拠資料1-2)の第32条において、各教育課程(学部・学科・専攻)の卒業単位数(健康科学部リハビリテーション学科理学療法学専攻134単位及び同作業療法学専攻133単位を除き124単位)及び授業科目の必修・選択の別等を規定しているほか、各学部の授業科目履修規程(根拠資料4-18～26)において卒業条件を規定している。

これら条件は、各学部・研究科の学部ガイド等に明示するとともに、新年度オリエンテーションにおいて説明を行い、定期的に学生へ情報提供を行っている。

加えて、学士課程(通学課程)では、毎年3月に単位修得状況を学生の保証人宛に通知している。

・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

教育課程の編成における全学内部質保証推進組織の関わりについては、第2章において記載したとおり、2022(令和4)年度までは教育・研究評価専門委員会において実施してきたが、2023(令和5)年度より、全学内部質保証推進組織として内部質保証推進委員会を設置するとともに、自己点検・評価機関として大学運営会議を位置付けた。これについては、現時点では点検・評価の実績等がないため、新内部質保証システム体制移行後の経過を实地調査において報告したい。

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

i. 学士課程(通学課程・通信課程)

学位授与に係る責任体制及び手続の明示については、大学学則(根拠資料1-2)の第46条の規定に基づき、卒業者を決定する「及落判定」を、各学部(学部委員会等)での所定の確認を行った上で、3月初旬に開催する「及落判定教授会」の議を経て学長が決定している。

授与する学位については、「日本福祉大学学位規則」(以下、「学位規則」という)(根拠資

料4-88)に規定しており、同規則の第3条において学位授与要件を定めている。

ii. 修士課程・博士課程

修士課程・博士課程の学位請求論文の審査基準は、各研究科・専攻の『履修要項・科目概要』に明示している。

学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するため、修士課程では指導教員を中心に複数の教員が学位論文に関する指導を行う体制を整えており、初年次より定期的に公開発表会を実施することにより客観性を担保している。学位請求論文は、主査委員1名、副査委員2名以上で構成される審査委員会が口頭試問による最終試験を行い、審査報告書を研究科委員会に提出・審議することにより、修士学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を担保している。

博士課程では、複数指導体制(主指導教員1名・副指導教員1名)を導入するとともに、博士学位審査を2段階で実施している。審査委員は、第1次審査の審査委員会は福祉社会開発研究科の教員によって構成し、第2次審査となる学位授与審査委員会は、本学教員3名以上に加え、他大学大学院等の教員及び研究員等の学外者に審査委員を委嘱し、博士学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を担保している。加えて、第1次審査合格者に対しては、公開発表会において審査段階の博士論文の報告を必須化しており、審査委員以外の教員や学生にも公開することで博士学位審査の客観性を担保している。博士学位請求論文は、主査(指導教員)1名、副査2名の計3名による審査委員会が口頭試問による最終試験を行い、審査報告書を専攻会議に提出・審議することにより、博士学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を担保している。

学位授与に係る責任体制及び手続の明示については、大学院学則(根拠資料1-3)の第22条の規定に基づき、福祉社会開発研究科の議を経て学長が決定している。

授与する学位については、学位規則(根拠資料4-88)に規定しており、同規則の第4条及び第5条において学位授与要件を定めるとともに、学位論文の提出、論文の審査及び最終試験、学位授与の審議等についても取り扱いを定めている(根拠資料4-89～97)。

・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

学位授与に関わる全学的なルールは、学位規則(根拠資料4-88)において明示されており、Web サイトを通じて公表している。

学位授与における全学内部質保証推進組織の関わりについては、第2章において記載したとおり、2022(令和4)年度までは教育・研究評価専門委員会において実施してきたが、2023(令和5)年度より、全学内部質保証推進組織として内部質保証推進委員会を設置するとともに、自己点検・評価機関として大学運営会議を位置付けた。これについては、現時点では点検・評価の実績等がないため、新内部質保証システム体制移行後の経過を实地調査において報告したい。

⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

i. 学士課程(通学課程・通信課程)

アセスメント・テストやルーブリック等を活用した学習成果の測定は行っていないが、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、授業科目の学修目標との関係性を整理した「カリキュラム・マップ」(根拠資料4-15)、GPA 制度を活用した独自指標を用いて学習成果の可視化に取り組んでいる。これは、各学部が実施する教育課程アセスメントの指標としても利用している。

この取り組みは、2016(平成28)年度に文部科学省助成事業「大学教育再生加速プログラム 高大接続改革推進事業 テーマ V:卒業時における質保証の取り組みの強化」に採択されたことを契機として導入され、卒業時の学修到達状況を説明できるツールとして日本福祉大学版ディプロマ・サプリメント「学修到達レポート」を発行している(根拠資料4-98～99)。

上記を支える環境として、教務、就職、学生生活の3つの側面から学修到達状況を表示する「統合学生カルテ」と学修成果を蓄積するポートフォリオシステムを整備し、教職員はシステム上で学生の学修成果を確認することができる。

加えて、卒業生を対象とした「卒業時アンケート」において、学位授与方針(ディプロマ・ポ

リシー)の達成状況を5段階評価にて確認しており、アンケート結果はIR推進室が集計し、教育・研究評価専門委員会(2023(令和5)年度より大学運営会議)において調査結果を報告している(根拠資料4-100~101)。

その他、4年間の学習成果である卒業論文の提出を推奨(一部学部では必須化)する等の取り組みを各学部にて行っている。(取組事例を下記のとおり示す)

＜スポーツ科学部における取組事例＞

スポーツ科学部では、学習成果を測定するための指標として、資格課程の修了人数、就職結果を用いるほか、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を基にした学生調査を毎年度全学年に実施している。この調査は、各学年の始期・終期に学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に係る学生の自己評価を収集し、指標とすることで学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を大学の指標と学生の指標双方から比較するとともに、履修、成績情報、授業評価アンケート等の量的分析を加え、カリキュラムの履行状況を把握・評価し、随時教育計画や履修指導に反映するサイクルを回している。

ii. 修士課程・博士課程

修士課程・博士課程においては、学位請求論文による学修成果の把握を基本としている。その他、修士課程では授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は各研究科委員会及び大学院委員会において点検・評価が行われるとともに、アンケート集計結果は学生に公表している。

加えて、社会福祉学研究科では、在学中2回(1回目:1年次2月、2回目:2年次9月。ただし2回目は心理臨床専攻のみ実施)、学生に対して「修士学位請求論文作成の進捗状況に関する自己評価票」によるアンケートを実施している(根拠資料4-102)。

また、医療・福祉マネジメント研究科でも、在学中3回(1回目:1年次9月、2回目:1年次2月、3回目:2年次9月)、学生に対して「研究進捗状況自己評価票」及び「学習目標達成度自己評価票」によるアンケートを実施している。アンケート結果は、指導教員と学生の間で、研究論文作成の進捗状況や課題認識に齟齬が生じていないか確認するとともに、指導内容の充実や改善に活用している(根拠資料4-103)。

博士課程では、9月に「自己評価表」(社会福祉学専攻・福祉経営専攻)、2月に「年次研究報告書」(全専攻)の提出を学生に義務づけている。各専攻会議では学生から提出された資料を点検し、研究進捗や担当教員の指導状況について確認が行われ、その結果は担当指導教員へフィードバックしている(根拠資料4-104)。

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織の関わりについては、第2章において記載したとおり、2022(令和4)年度までは教育・研究評価専門委員会にお

いて実施してきたが、2023(令和5)年度より、全学内部質保証推進組織として内部質保証推進委員会を設置するとともに、自己点検・評価機関として大学運営会議を位置付けた。これについては、現時点では点検・評価の実績等がないため、新内部質保証システム体制移行後の経過を実地調査において報告したい。

⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価・学習成果の測定結果の適切な活用
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価する取り組みとして授業評価アンケートを実施しており、学士課程（通学課程）では年2回（前期・後期）、学士課程（通信課程）では年1回、修士課程・博士課程では年2回（前期・後期）行っている。

アンケート結果は、各学部・研究科において結果分析が実施され、その点検・評価の結果を報告書として取りまとめ、教育・研究評価専門委員会（2023(令和5)年度より大学運営会議）において確認することとしている（根拠資料4-105～108）。

この取り組みは、授業評価アンケート結果を各科目担当者の授業運営の質向上に向けた改善に活用するだけでなく、教育課程全般の質向上に取り組むことを目的に実施している。

加えて、2015(平成27)年度より、高評価を得た科目担当者（各学部・研究科において表彰者を推薦）に対しては、学長表彰を授与している（根拠資料4-109～113）。

教員個人の教育成果の定期的な点検・評価に関する取り組みについては、第2章において記載した「教員個人単位の自己点検・評価」の取り組みが挙げられるほか、2021(令和3)年度より「学期末教育活動総括表」（根拠資料4-114～117）を導入し、教員個人の教育活動、担当授業科目の実施目標及びその達成状況等、教育の質向上に向けた教員個人の改善活動を可視化し、所属長（学部長）が点検する取り組みも推進している。

組織的な教育成果の定期的な点検・評価に関する取り組みについては、第2章において記載した「教育課程アセスメント」の取り組みを通じて次期カリキュラム改革に繋げている。（取組事例を下記のとおり示す）

<社会福祉学部における取組事例>

社会福祉学部では、授業評価アンケート及び教育課程アセスメント等を踏まえ、2025(令和7)年度導入カリキュラムにおいて科目をナンバリングすることで教育課程の体系化を図り、「カリキュラム・マップ」を再構築した。併せて学部の「ルーブリック」と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の見直しを行い、教育課程のPDCAサイクルをより確実に実行するための取り組みを進めている。また、これらの取り組みを学部全体として推進するため、FD

活動を実施している(根拠資料4-118~120)。

上記の点検・評価結果を踏まえ、授業内容・方法の改善を図る組織的な取り組みとして、FD活動を各学部・研究科等にて実施している(根拠資料6-41~42)。

全教員を参加対象としている「全学部合同教授会」(年2回(5月・11月)開催)において、教育内容・方法の改善に関わる事例報告を行うとともに、グループディスカッション等を実施している(根拠資料4-121~124)。

(2) 長所・特色

本学では、建学の精神及び教育標語である「万人の福祉のために、真実と慈愛と献身を」を体現するため、大学全体で共有する「日本福祉大学の3つのポリシー策定の基本方針」及び「日本福祉大学スタンダードの全学共有ポリシー」、各学部・研究科の教育目標に関する規程を踏まえた学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の設定を行うことで、全学方針と学部等方針の一貫性を担保するとともに、Webサイト及び発行物を通じて情報の公表に取り組んでいる。

各学部・研究科は、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を制定するとともに、学士課程においては、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)と教育課程の整合性を示す資料として、「カリキュラム・マップ」及び「履修モデル」等を作成し、Webサイト及び発行物を通じて情報の公表に取り組んでいる。

シラバスについては、教育課程の順次性及び体系的に留意した学習目標の設定に取り組んでおり、全教員に対して「授業科目概要ガイドライン」に沿った内容作成を指示している。また、提出されたシラバスは、各学部の教務担当者(教員、事務職員)等が点検を行い、必要に応じて修正指示を行うとともに、この点検結果を報告書として取りまとめ、全学教務委員会等にて報告している。

成績評価の客観性、厳格性を担保するための取り組みとして、学士課程(通学課程)では、所定の手続きを経て科目担当者へ成績評価に対する疑義参照を行う「成績調査」を導入し、必要に応じて学生に対して、模範解答や授業出席確認情報等の成績評価に関する根拠情報を提示するとともに、採点作業ミス等により訂正が必要な場合は、成績評価の訂正措置を講じている。

学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握・評価する取り組みとして、学士課程(通学課程)では、日本福祉大学版ディプロマ・サプリメント「学修到達レポート」を発行するとともに、教務、就職、学生生活の3つの側面から学修到達状況を表示する「統合学生カルテ」と学修成果を蓄積するポートフォリオシステムを整備し、教職員はシステム上で学生の学修成果を確認することができる環境を整備している。

(3) 問題点

長所・特色として取り上げた、日本福祉大学版ディプロマ・サプリメント「学修到達レポート」、教務、就職、学生生活の3つの側面から学修到達状況を表示する「統合学生カルテ」、学修成果を蓄積するポートフォリオシステムの活用に関しては、全学部における導入に至っておらず全学的な取り組みとしては不十分な状況となっている。

授業評価アンケートについて、各学部・研究科における結果分析及び点検・評価を報告書として取りまとめ、教育・研究評価専門委員会(2023(令和5)年度より大学運営会議)において確認することとしているが、授業評価アンケートの実施条件(設問設定、実施方法等)について全学方針が示されておらず、統一的な運用が課題となっている。

(4) 全体まとめ

本学では、授与する学位ごとに学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を適切に定めた上でこの方針に関連性を有する教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を制定している。

これら方針に基づき、授業科目を配置するとともに、授業科目の関連性や体系性を示す資料として「カリキュラム・マップ」及び「履修モデル」等を示し、適切な教育課程の編成に取り組んでいる。

各授業科目においても、教育課程の順次性及び体系性に留意した学習目標の設定に取り組むとともに、学習目標を達成するために必要な授業方法(講義、実習、アクティブ・ラーニング等)を適切に配置することで効果的な教育活動を展開している。

授業運営に対する学生の評価は、授業評価アンケートにより集約され、各学部・研究科における結果分析及び点検・評価を報告書として取りまとめ、教育・研究評価専門委員会(2023(令和5)年度より大学運営会議)において確認している。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

本学では、建学の精神から生まれた教育標語である「万人の福祉のために、真実と慈愛と献身を」を体現するために、教育の目標に関する規則(根拠資料1-4～5)において規定する各学部・研究科の教育目標とともに、大学全体で共有する「日本福祉大学の3つのポリシー策定の基本方針」(根拠資料2-17)及び「日本福祉大学スタンダードの全学共有ポリシー」(根拠資料2-18)に基づき、3つのポリシー(卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を策定している(根拠資料2-19～34)。(詳細は第2章参照)

上記の方針等については、Web サイト及び発行物(入学試験要項、入試ガイド等)において公表している。

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

i. 学士課程(通学課程)

学士課程(通学課程)では、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を教育課程ごとに設定し、「求める学生像」、「入学前までに修得すべき能力」、「選抜方法」の3項目から構成している(根拠資料2-19～28)。

入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)は、Web サイト及び発行物(入試ガイド)において公表するとともに、オープンキャンパスや進学相談会等においても説明を行っている。

ii. 学士課程(通信課程)

学士課程(通信課程)では、学ぶ意思のある人を幅広く受け入れることを前提とした入学者に求める人物像(アドミッション・ポリシー)を設定している。

この方針に基づき、入学希望者に求める水準等の判定は、志望理由書等において確認している。

入学者に求める人物像(アドミッション・ポリシー)は、Web サイト及び発行物(入試要項)において公表するとともに、進学相談会等においても説明を行っている。

iii. 修士課程・博士課程

修士課程・博士課程では、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を教育課程ごとに設定し、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を明示している。

入学希望者に求める水準等の判定方法については、学生募集要項に明示している(根拠資料5-1~10)。

これらは、Web サイト及び発行物(入試要項)において公表するとともに、進学相談会等においても説明を行っている。

②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点4：公正な入学者選抜の実施 ・オンラインによる入学者選別を行う場合による入学者選抜を行う場合における公正な実施
評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公正な受験機会の確保(受験者の通信状況の配慮等)

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

i. 学士課程(通学課程)

学士課程(通学課程)では、学生の受け入れ方針に基づき、各学部の大学事業計画において学生募集活動が重点的的事业として位置づけられている(根拠資料2-4~5)。以下の取り組みは、学士課程(通学課程)全体で取り組んでいる事項を示す。

取組事項	内容
オープンキャンパス	2022(令和4)年度は、3キャンパス(美浜、半田、東海)においてオープンキャンパスを9回開催するとともに、オンラインオープンキャンパス

	を1回開催し、延 3,467 名(高校生 2,344 名、保護者 1,123 名)が参加した。プログラムは、大学説明、学部等の模擬講義・体験企画、個別相談会、保護者向けガイダンス(学費や奨学金制度に関する情報提供等)等の多様な企画を展開するとともに、参加者と学生・教員が交流する機会を多く設けることに主眼を置いた構成としている。
進学相談会	2022(令和4)年度は、進学相談会を 251 回開催(他大学との合同企画を含む)し、延 2,244 名が参加した。
出張ガイダンス・模擬講義	高校へのお出張ガイダンス・模擬講義を 226 回実施した。うち模擬講義は 78 回実施しており、依頼元(高校)からの希望に沿った専門分野の教員を派遣している。
高校訪問	教職員による高校訪問を延 1,676 校実施した。訪問先では出身学生の近況報告や大学案内、入学試験制度説明等を実施している。

また、入学者選抜実施のための体制の適切な整備、公正な入学者選抜の実施を担う組織として入試部(根拠資料5-11)の委員会組織として入試委員会(根拠資料5-12)を設置している。

入試委員会は、入試部が策定する大学事業計画に基づき、多様な選抜方式を採用し、多面的に受験者の意欲、能力、資質を適切に評価すべく、幅広く受験機会を提供するとともに、各学部等が求める入学者選抜を実施している。具体的な選抜方式は以下のとおりである。

選抜方法	内容
総合型選抜	総合型選抜は、出願要件として高等学校の評定平均値の基準等を設定するとともに、活動評価型入学試験はプレゼンテーション及び口頭試問による総合評価、AO入学試験は書類審査とプレゼンテーション及び面接による総合評価にて選考を行っている。 なお、2023(令和5)年度入学者選抜より多様な背景を持つ学生の受け入れを目指し「活動評価型入学試験」を導入した。
学校推薦型選抜	学校推薦型選抜の一般推薦入学試験は、小論文試験の得点を判定基準としているが、国際福祉開発学部では英語(記述式)試験、スポーツ科学部はスポーツ課題文を小論文試験に代わって選択できるようにしている。その他、健康科学部リハビリテーション学科理学療法専攻では小論文と面接試験の合計点、看護学部では小論文とグループディスカッションの合計点による選考を行っている。
一般選抜	一般入学試験は、マークシート式の解答用紙を用いるが、前期日程の数学については、思考力・判断力・表現力を測るため、記述式の解答用紙を採用している。 なお、2023(令和5)年度入学者選抜より、これまで前期日程と後期日程の2日程だった入学試験に「中期日程」を追加した。

ii. 学士課程(通信課程)

学士課程(通信課程)では、学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定を教授会が担っている。

福祉経営学部においては、全国で入学説明会を開催しており、2022(令和4年度)は、45回、延べ 794 名の受験希望者が参加した。

福祉経営学部では、学習機会を一人でも多くの社会人に提供することを目指し、学修意欲を持った多くの学生が学べるように、大学入学資格の条件を満たしていれば入学者として受入れている。ただし、入学希望者に対しては、強い学修意欲、自ら主体的に学ぼうとする姿勢を確認する目的で、「志望理由書」(根拠資料5-13)に志望動機の記述を求めている。

iii. 修士課程・博士課程

修士課程・博士課程では、学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定を各研究科委員会及び各専攻会議が担っている。

学生募集方法は、①入学相談会(対面・オンライン)の実施、②メール・電話による相談受付、③広告(現物・web)の方法にて実施している。

入学試験は、多面的に受験者の意欲、能力、資質を適切に評価すべく、「一般入学試験」及び「社会人入学試験」を設定している(根拠資料5-2～10)。

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

本学では、学生納付金や経済的支援に関する情報を、Web サイト及び発行物(キャンパスガイド、出願手続要項等)に掲載し公表している(根拠資料5-14～15)。

また、研究科においては、日本福祉大学同窓生を対象とした入学金授業料減免(全研究科・専攻対象)、社会人入学者を対象とした授業料減免(医療・福祉マネジメント研究科対象)等の本学独自の経済的支援や、一般教育訓練給付制度指定講座(社会福祉学研究科社会福祉学専攻、医療・福祉マネジメント研究科)といった外部機関の支援についても発行物(入学案内パンフレット、学生募集要項等)に掲載し公表している(根拠資料5-16～17)。

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

- ・オンラインによる入学者選別を行う場合による入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

- ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公正な受験機会の確保(受験者の通信状況の配慮等)

入学者選抜実施体制については、学士課程(通学課程)では入試委員会、学士課程(通信課程)では教授会、修士課程では研究科委員会、博士課程では専攻会議が担っている。

合否判定は、担当事務局が作成した受験者得点順位一覧表に基づき、学士課程(通学課程)においては入試委員会、修士課程・博士課程においては各研究科委員会において合否判定案を作成し、大学運営会議及び学部教授会(学士課程)並びに研究科委員会(修士課

程・博士課程)における審議を経て学長が決定することで、公平かつ客観的な入学者選抜を実施している。

学士課程(通学課程)においては、外国人留学生等入学試験(プレゼンテーション及び面接試験)について、福岡会場(受験生)と本学会場(試験官)をオンライン接続した。試験会場間のオンライン接続状況を前日に確認するとともに、接続不良に備えて予備のモバイル Wi-Fi を準備した。加えて、試験当日は情報環境担当部門(ICT推進室)の担当者を本学会場に待機させ万全の体制を整えた。

障害や疾病等を理由として受験上配慮が必要な者に対しては、出願前に「受験上の配慮希望票」(根拠資料5-18)の提出を求めている。提出された受験上の配慮希望票に基づき、学内関係者において協議を行い、受験上の配慮内容を確定している。

加えて、学士課程(通学課程)については、障害や疾病等で配慮を必要とする受験者に対して、入学後の学生生活における配慮事項や支援希望内容について学生支援センターへ出願前に相談することを推奨している。

③: 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

【学士】

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率

i. 学士課程(通学課程)

入学定員及び収容定員は、学部等設置時の文教政策や社会動向及び学問動向等を踏まえるとともに、学生確保に関する進学意向調査の結果を踏まえた設定としている(根拠資料5-19~20)。

入学定員に対する入学者比率の過去5年間の平均値は、大学全体で 0.91となっており、4年連続で未充足状況となっている。2023(令和5)年度はこの比率 0.77 となり過去最低となった。

2023(令和5)年5月1日時点の在籍学生数は5,218名となり、収容定員に対する在籍学生数比率は0.87となっている(根拠資料5-21)。

収容定員充足率が0.9未満の学部・学科における状況は次のとおりである。

<社会福祉学部>

- 過去5年間の収容定員の充足率の状況

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
収容定員(人)	1,770	1,680	1,680	1,680	1,680
在籍者数(人)	1,706	1,643	1,594	1,468	1,275
定員充足率	0.96	0.98	0.95	0.87	0.76

※小数点第3位を四捨五入

○収容定員未充足状況の改善に向けた取り組み

社会福祉学部においては、直近5年間に於いて在籍学生数が431人減少している。

在籍学生数が減少傾向にある要因としては、直近5年間の東海4県(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)からの実受験者数が大学全体で1,081人減少していること(根拠資料5-22)(以下、「東海4県の受験生の減少」という)、社会福祉系分野の志願者数が全国的に減少傾向にあること、4専修制(行政専修、子ども専修、医療専修、人間専修)の導入によるキャリアイメージの明示化に伴い社会福祉学部の特長である「学際性」と「総合性」を有する教育課程であることが上手く発信できていなかったことがあると分析している。

上記の分析を踏まえ、社会福祉学部での学びが幅広い進路選択を可能とするものであることを明示するために、2025(令和7)年度より、4専修(行政専修、子ども専修、医療専修、人間専修)を2専修(総合政策専修、現代社会専修)へ再編することを計画している。

<健康科学部>

○過去5年間の収容定員の充足率の状況

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
収容定員(人)	760	760	790	820	850
在籍者数(人)	787	788	789	744	718
定員充足率	1.04	1.04	1.00	0.91	0.85

※小数点第3位を四捨五入

○収容定員未充足状況の改善に向けた取り組み

健康科学部においては、直近5年間に於いて収容定員を90人増加させたが、在籍学生数が69人減少したことにより、収容定員132人分が未充足の状況となっている。

在籍学生数が減少傾向にある要因としては、東海4県の受験生の減少に加え、社会福祉系分野の志願者数が全国的に減少傾向にあること、社会福祉学と工学の学際的な学びを展開する福祉工学科の特長が上手く発信できていなかったことがあると分析している。

上記の分析を踏まえ、収容定員未充足の状況が続いていたリハビリテーション学科介護学専攻を2025(令和7)年度以降学生募集停止するとともに、これまで同学科介護学専攻が培ってきた特長を社会福祉学部との教育課程統合を図ることにより、同学部の特長である「学際性」と「総合性」の一層の強化を図ることを計画している。

また、福祉工学科においては、理系人材養成に対する社会ニーズの高まりや理系分野への学部再編等を支援するための基金の創設等の文教政策を踏まえ、2025(令和7)年度に工学部工学科への改組転換を計画している。

<教育・心理学部>

○過去5年間の収容定員の充足率の状況

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
収容定員 (人)	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
在籍者数 (人)	1,152	1,172	1,144	1,108	995
定員充足率	0.91	0.93	0.91	0.88	0.79

※2019年度は名称変更前の「子ども発達学部」の収容定員を記載している。

※2020年度以降の在籍者数には名称変更前の「子ども発達学部」の在籍者数を含む

※小数点第3位を四捨五入

○収容定員未充足状況の改善に向けた取り組み

教育・心理学部においては、直近5年間に於いて在籍学生数が157人減少している。

在籍学生数が減少傾向にある要因としては、東海4県の受験生の減少に加え、保育系分野及び教育系分野の志願者数が全国的に減少傾向にあること、子ども発達学科における2専修3コース制(保育・幼児教育専修、学校教育専修学校教育コース/特別支援教育コース)にて構成する教育課程を上手く発信できていなかったことがあると分析している。

上記の分析を踏まえ、子ども発達学科における2専修3コース制を、子ども発達学科と学校教育学科へ再編し、2024(令和6)年度より3学科体制(子ども発達学科、学校教育学科、心理学科)へ移行し、教育課程の特長の明示化に取り組んだ。加えて、子ども発達学科については、総合的な視点からインクルーシブ保育・幼児教育の実現を目指す保育者の育成を目標に掲げる特長を明示するため、2025(令和7)年度以降、学科名称を「こども学科」へ変更することを計画している。

<国際福祉開発学部>

○過去5年間の収容定員の充足率の状況

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
収容定員(人)	320	320	320	320	320
在籍者数(人)	291	328	337	314	234
定員充足率	0.91	1.03	1.05	0.98	0.73

※小数点第3位を四捨五入

○収容定員未充足状況の改善に向けた取り組み

国際福祉開発学部においては、直近5年間に於いて在籍学生数が57人減少している。

在籍学生数が減少傾向にある要因としては、東海4県の受験生の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴う国際系学部の志願者数(留学生含む)が一時的に減少したこと、学部名称が唯一名称であることによる近隣大学との併願構造構築が不十分だったことがあると分析している。

上記の分析を踏まえ、近隣大学との併願構造の構築を目指し、2024(令和6)年度より学部学科名称を「国際学部国際学科」へ変更した。

ii. 学士課程(通信課程)

過去5年間の収容定員の充足率の状況は次のとおりである。

<福祉経営学部>

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
収容定員(人)	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
在籍者数(人)	6,983	6,765	6,806	5,895	4,896
定員充足率	1.75	1.69	1.70	1.47	1.22

※小数点第3位を四捨五入

上記は、社会福祉士実習履修者・入学前選抜試験を 2023(令和5)年度より導入したことによる効果であると分析している、今後の収容定員管理の適切なあり方については、検討を行うこととしたい。

iii. 修士課程・博士課程

過去5年間の収容定員の充足率の状況は次のとおりである。

<修士課程>

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
収容定員(人)	190	200	220	230	230
在籍者数(人)	209	201	194	192	189
定員充足率	1.10	1.01	0.88	0.83	0.82

※小数点第3位を四捨五入

<博士課程>

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
収容定員(人)	42	42	42	42	42
在籍者数(人)	63	62	59	64	67
定員充足率	1.50	1.48	1.40	1.52	1.60

※小数点第3位を四捨五入

2023(令和5)年度の在籍学生数は、修士課程 189 名、博士課程 67 名となり、収容定員に対する在籍学生数比率は修士課程 0.82、博士課程 1.60 となっている。

修士課程における収容定員未充足の状況を改善するための対策として、医療・福祉マネジメント研究科及びスポーツ科学研究科において、2023(令和5)年度より、対面とオンラインを併用した授業運営、長期履修制度を導入し、社会人や遠隔地からの入学者に対応する制度を整備した。

- ④: 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学士課程(通学課程)の学生の受け入れについては、入試部が策定する大学事業計画に基づき、多様な選抜方式を採用し、多面的に受験者の意欲、能力、資質を適切に評価すべく、幅広く受験機会を提供するとともに、各学部等が求める入学者の選抜を実施している。大学事業計画は、教育・研究評価専門委員会において点検・評価が行われていた。その結果をもとに改善を行った具体的な事例を以下のとおり示す。

<総合型選抜における「活動評価型入学試験」の導入>

2021(令和2)年度入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴う活動制限により高校生の課外活動も大きな制約を受けたことにより「スポーツ分野／文化・芸術分野入学試験(一般枠)」の志願者数が大きく減少したことや、2022(令和4)年度の学習指導要領改訂において探求型学習に重点が置かれたことに伴い、部活動等の課外活動のみならず正課(総合的な探求の時間等)においても様々な活動が展開されることになった。この情勢に対応するため、2023(令和5)年度入学者選抜より多様な背景を持つ学生の受け入れを目指し「活動評価型入学試験」を導入した(根拠資料5-23～25)。

全学内部質保証推進組織における点検・評価については、第2章において記載したとおり、2022(令和4)年度までは教育・研究評価専門委員会において実施してきたが、2023(令和5)年度より、全学内部質保証推進組織として内部質保証推進委員会を設置するとともに、自己点検・評価機関として大学運営会議を位置付けた。これについては、現時点では点検・評価の実績等がないため、新内部質保証システム体制移行後の経過を实地調査において報告したい。

(2) 長所・特色

本学では、各学部・研究科が設定した入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、学力の3要素を踏まえた多面的・総合的評価による入学者選抜に取り組んでいる。多面的・総合的評価による入学者選抜に取り組むために、学士課程(通学課程)の「総合型選抜」において、学部等の3つのポリシーの理解と入学後の目的意識や強い意欲を「自己アピール書」や「課題レポート」にて書類審査した上で、面接試験(プレゼンテーション及び面接)との総合評価により合否判定を行う「AO入学試験」を実施するとともに、2023(令和5)年度からは「活動評価型入学試験」を導入した。

(3) 問題点

前述のとおり、学士課程(通学課程)における入学定員に対する入学者数比率の低迷が喫緊の課題である。入学定員に対する入学者比率の5年間の平均値は 0.91となっており、特に2023(令和5)年度は0.77と過去最低の比率となっている(社会福祉学部、健康科学部、教育・心理学部、国際福祉開発学部において入学定員未充足の状況)。

修士課程・博士課程においても、入学定員に対する入学者比率の過去5年間の平均値が、修士課程 0.74、博士課程 0.66 となっており、2023(令和5)年度は修士課程 0.65、博士課程 0.57 となっており、学士課程(通学課程)と同様、厳しい学生募集状況となっている(医療・福祉マネジメント研究科、国際社会開発研究科、看護学研究科、スポーツ科学研究科、福祉社会開発研究科において入学定員未充足の状況)。

学士課程(通学課程)においては、要因分析、広報手法・入学試験制度の見直し、オープンキャンパス等のイベント内容の充実に向けた取り組みを推進しているが、学生募集の回復には至っていないため、2022(令和4)年度より導入したMA(マーケティングオートメーション)ツール等を活用した要因分析を強化し、本学への興味・関心を生み出す広報戦略を立案することが必要となっている。

(4) 全体まとめ

本学では、各学部・研究科が設定した入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、学力の3要素を踏まえた多面的・総合的評価による入学者選抜に取り組んでいる。

一方で、学士課程(通学課程)及び修士課程における収容定員に対する在籍学生数比率が低下していることが課題となっている。

この状況から脱却するため、学士課程を中心に収容定員未充足状況の改善に向けた取り組みを進めるため、2022(令和4)年度より MA(マーケティングオートメーション)ツール等を導入し、要因分析を強化している。合わせて、本学への興味・関心を生み出す広報戦略を立案・実行し、入学者確保に向けた取り組みを強化する。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

本学は、建学の精神のもと、大学学則（根拠資料1-2）及び大学院学則（根拠資料1-3）において教育研究活動における目的を定めている。これらの目的を実現するにあたって果たすべき役割が大きい教員に対して「日本福祉大学が求める教員像」（根拠資料3-1）を策定し、大学HPにおいて情報公開を行うとともに、新規採用者に対しては、新任教員FDにおいて周知している。

<日本福祉大学が求める教員像>

1. 建学の精神、および日本福祉大学学則、日本福祉大学大学院学則に定める本学の目的と使命の遂行に向け、教育・研究活動に努める者
2. 学生を教育し、研究に従事するにふさわしい能力と実績を有し、教学自治を担う構成員としての職務を担うことができる者
3. 授業、研究指導、学生支援活動への取組を通じて、学生の多様な成長を支援できる者
4. 教育、研究の成果を社会に還元し、広く人類社会の発展に貢献できる者
5. 大学、および自身の成長のために課題を確認し、改善に努め、大学の質保証へ向け取り組むことができる者

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学は、学部・研究科別の教育目標を「学部・学科における教育の目標に関する規則」（根拠資料1-5）及び「大学院の研究科・専攻における教育の目標に関する規則」（根拠資料1-6）において定めている。これらを実現するため、大学学則及び大学院学則において定められている本学の教育研究活動の目的を達成するために学部・研究科共通で必要となる教員組織編制の方針を明確化している。また、「各学部・研究科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」の達成のために「各学部・研究科の教員組織の編制方針」（以下、「教員組織の編制方針」という）（根拠資料6-1～15）を策定し、

2023(令和5)年度から Web サイトにおいて公表するとともに、新規採用者に対しては、新任教員FDにおいて周知に努めている(事例を下記のとおり示す)。

＜スポーツ科学部の教員組織の編制方針＞

1. スポーツ科学分野の専門的知識と技術を兼ね備え、十分な業績と研究・教育を実施する優れた資質を持った教員を配置する。
2. 本学部の9つのディプロマ・ポリシーを実現するために必要な科目、及び中学校・高等学校教諭一種免許(保健体育)及び特別支援学校教諭一種免許の教員養成課程の科目を担当できる教員を配置する。
3. 基本領域、関係領域等の各領域、及びコース担当教員の配置数については、年齢等のバランスを考慮して中・長期的な配置方針を定めて教員組織を編制する。

また、教員の任務及び職位(教授、准教授、講師、助教、助手)別に従事すべき職務については、「日本福祉大学教員規則」(以下、「教員規則」という)(根拠資料6-16)において定めている。また、職位別に求める能力・経験・見識及び教育・研究業績については、「日本福祉大学教員資格審査規程」(以下、「教員資格審査規程」という)(根拠資料6-17)において定めている。

以上のように、本学の教育研究上の目的を達成するために必要な教員組織を編制するための各種方針を定めるとともに、副学長、大学院委員長、学部長、全学教育センター長及び関連事務局管理職を構成員とする全学機関である「教員人事計画委員会」(根拠資料6-18)において、定期点検を行うとともに、大学運営会議において報告し、常任理事会で承認を得る仕組みを構築している。

②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・ 教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・ 各学位課程の目的に即した教員配置
- ・ 国際性、男女比
- ・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・ 教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置
- ・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・ 教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・ 複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性

<ul style="list-style-type: none"> ・他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性 ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働と・連携 <p>評価の視点3：指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）</p> <p>評価の視点4：教養教育の運営体制</p>

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

大学全体及び学部・学科、研究科ごとの教員組織の編制においては、大学基礎データのとおり、大学設置基準及び大学院設置基準並びに大学通信教育設置基準にそれぞれ定められた必要専任教員数、教授の数(基準教員数の半数以上)を配置している。また、修士課程及び博士課程においては、研究指導教員及び研究指導補助教員数の基準数を満たす編制としている。

学部・研究科以外の教員組織としては、建学の精神を体現する全学共通科目の確立と必要な教育基盤形成に向けた任務を負う「全学教育センター」を設置している。同センターでは、全学的な教育改革の促進及び新たな教育手法の研究や「ふくし・マイスター」育成プログラムの開発を中心とした地域連携教育を推進し、大学全体の教育の充実をはかっている。

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性及び各学位課程の目的に即した教員配置

本学では、各学部・研究科の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)の達成のために必要となる「教員組織の編成方針」に基づき、各学部において採用計画を策定している。例示として看護学部の教員組織の編成方針を示す。

<看護学部の教員組織の編制方針>

1. 看護学部の専門領域は、基礎看護学、成人看護学、小児看護学、母性看護学、老年看護学、精神看護学、地域看護学の7領域で編制する。
2. 各専門領域を担う教員は、本学部の教育理念である、確実な看護実践能力を備えた看護師の育成に向けて、専門領域に関わる豊かな看護実践の経験を有する人材を配置することとする。
3. 各専門領域の科目は原則として各領域で担当し、概論科目を教授、方法論を准教授または講師、実習については、各領域の教員が協働して学生に対する教育・指導を行う。
4. 教員組織については、教育研究活動を積極的に展開する上で、適正な教員編制(年齢構成と各専門領域の職位別の教員配置)とするため、教員の教育研究活動の資質の維持向上に向けたFD・SDを計画し実行する。あわせて、助手の採用後の助教への

任用変更等を行うことにより、教員の構成について一層の適正化を図る。

教員組織の編成方針は、教員人事計画委員会において定期点検を行う仕組みを構築するとともに、教員の人事異動事項(採用・退職・昇格・休職)についても、各学部から教員人事計画委員会へ提案・報告される取扱いとなっており、教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性の点検、各学位課程の目的に即した教員配置の状況を点検する体制を構築している。

・国際性、男女比

外国籍を有する専任教員数は、大学全体で2%(239名中5名)であり、異文化環境において適切なコミュニケーションを実践するための観察力・思考力・判断力・表現力を修得する教育目標達成に向けた強化を検討する必要がある。

専任教員の男女比率は、男性57%(137名)、女性43%(102名)となっている(根拠資料6-19)。

・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

専任教員の平均年齢は51.9歳となっており、年齢構成は、70歳以上が1名(0.4%)、60～69歳が57名(23.8%)、50～59歳が88名(36.3%)、40～49歳が64名(26.8%)、30～39歳が29名(12.1%)、29歳以下が0名(0%)となっている(根拠資料6-20)。

教員組織の年齢構成については、教員人事計画委員会において定期点検を行い、各学部・研究科においては、特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮を意識した採用計画の立案に取り組んでいる。

なお、60歳以上の専任教員数が占める割合が高い要因としては、普通任用教員の定年退職年齢が65歳となっており、これら教員の見識等を組織で継承する取り組みを着実に進めることを目的として、定年退職後の専任教員を特別任用教員や招聘教員として再雇用することができる制度があることが挙げられる(根拠資料6-21～22)。

・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置

本学では、各学部・研究科の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)の達成のために必要となる教員組織の編制方針に沿って、必修科目及び各教育課程において教育上主要と認められる授業科目を、専任教員が担当することができる人員配置を行っている。

専任教員一人あたりの学生数(ST比)については、学士課程(通学課程)全体で24.4%、学士課程(通信課程)全体で148.4%となっている(2023(令和5)年5月1日現在)。

・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

研究科(修士課程・博士課程)の授業科目担当者となる教員は、教員資格審査規程及び各研究科の教員資格審査内規(根拠資料6-23～28)において明示された教員資格基準に

基づき、各研究科が専門分野に関し教育研究上の指導能力があると判定した教員を配置している。

< 社会福祉研究科における教員資格基準(日本福祉大学大学院社会福祉学研究科教員資格審査内規 第3条) >

(審査基準)

第 3 条 大学院担当教員の資格審査は、その担当する専門分野に関し教育研究上の指導能力があると認められる者について次の基準によって行う。

(1) 大学院の講義を担当する教員(以下「大学院講義担当者」という)にあつては、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 博士の学位を有し、かつ研究上の顕著な業績を有する者

(イ) 教授であり、かつ研究上の顕著な業績を有する者

(ウ) 研究上の業績及び経歴が(ア)又は(イ)に準ずる者

(2) 修士課程の演習又は修士学位論文指導を担当する教員(以下「大学院演習等担当者」という)にあつては、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 博士の学位を有し、かつ満 1 年以上の大学院講義担当者の経歴を有する者

(イ) 研究上の顕著な業績を有し、かつ満 2 年以上の大学院講義担当者の経歴を有する者

(ウ) 研究上の業績及び経歴が(ア)又は(イ)に準ずる者

・教員の授業担当負担への適切な配慮

本学では、専任教員の年間の教育担当時間数を「学校法人日本福祉大学教育職員の教育担当時間数等に関わる規則」(以下、「教育担当時間数等に関わる規則」という)(根拠資料6-29)により定めている。

副学長及び学部長等の教学役職に就任する教員に対しては、教育担当時間数等に関わる規則に基づき、担当する校務に応じた時間数認定を行う負担軽減措置を実施している。

専任教員の教育担当時間数は年間 360 時間を基準としており、授業担当時間及び教学役職者として担当する校務に応じて規定された時間数の合計が基準時間数となるように学部教授会及び全学教務委員会において調整を図っている。

・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働と・連携

本学では、大学学則に定める職員組織として、学長、教員(教授・准教授・講師・助教・助手)及び事務職員を置き、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、かつ職員の協働によりその職務が行われるよう留意している。

「学校法人日本福祉大学ガバナンス・コード」(根拠資料6-30～31)に学部・大学院の教育研究の目的や、法人・大学運営の基本項目を掲げ、経営と教学の管理運営に係る合意形成のあり方を示している。また、教職員等に対して、本学の社会的価値の創造と最大化に向

けた取り組み (FD・SD)を規定し、教職協働による学園 SD プログラムを展開している。

「日本福祉大学組織図」及び「大学管理運営組織図」(根拠資料6-32)に示す大学及び各学部・研究科の諸活動促進のため設置された委員会・会議等には、各学部・研究科から教員を配置するとともに、事務職員が委員会構成員として参画して組織的な連携を図っており、大学評議会には各部門を担う教員と事務職員が構成員として意思決定に参加している。

上記に掲げた教職協働を推進するための学園 SD 研修、管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するための教学役職者オリエンテーションを実施している。

学園SD研修は、教職員全員を受講対象としているため、オンライン配信とオンデマンド配信(後日対応)を併用し全教職員が受講可能な環境を確保している。

評価の視点3：指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）

本学では、学部教育における授業担当教員のほかに助手、ティーチングアシスタントを置き、授業内容の質的向上をはかっている。

「学校法人日本福祉大学助手規程」(根拠資料6-33)において、助手の資格要件及び任務を明示するとともに、同規程において定められている学部教育における実習教育の質的向上を図り、教育効果を高めることを目的とした教育計画、役割分担であることの点検を全学教務委員会において実施している。

また、「学校法人日本福祉大学ティーチングアシスタント規程」(根拠資料6-34)において、ティーチングアシスタントの資格要件及び任務を明示するとともに、同規程において定められている学部教育における授業内容の質的向上を図り、教育効果を高めることを目的とした教育計画、役割分担であることの点検を全学教務委員会において実施している。

評価の視点4：教養教育の運営体制

本学における教養教育は、各学部の総合基礎科目において開講されているため科目担当者は各学部の教育計画に基づき配置している。これに加え、本学のミッションを体現する全学共通教育の確立と必要な教育基盤形成に向けた諸事業に取り組む「全学教育センター」(根拠資料6-35～36)を設置し、総合基礎科目の充実に向けた取り組みを行っている。

全学教育センターは、教学機関であった全学教育開発機構に淵源を持つ学部相当の教員組織である。同センターは、全学生が共通して身につけるべき「4つの力＝日本福祉大学スタンダード」を実現する教養教育の推進機関として2010(平成22)年度に設置され、その翌年度から所属教員を配置して現在に至っている。同センターには共通教育、教育開発、地域連携教育、学修管理・支援の4部門を置き、全学的な共通教育の運営や教育改革課題への対応を進めるため、所属教員によって教授会にあたる教員会議を毎月開催している。

③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任に関する基準及び手続の設定と規程の整備
評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任に関する基準及び手続の設定と規程の整備

本学の教員採用においては、「日本福祉大学教員採用選考規程」（以下、「日本福祉大学教員採用選考規程」という）（根拠資料6-37）において定められており、学部教育を主に担当する教員は学部教授会の議を経て発議し、大学院研究科科目を主に担当する教員は研究科委員会又は研究科専攻会議の議を経て発議を行うこととしている。昇任については、教員資格審査規程に定める昇格審査の規定に基づき実施している。

採用及び昇任に係る基準は、教員資格審査規程及び各研究科の教員資格審査内規において明示されている。

上記手続を行う際には、教員人事計画委員会において、採用計画等を事前協議することとしており、本学の教育研究上の目的を達成するために必要な発議であることを点検している。

また本学では、任期の定めのない任用区分（普通任用）の教員を対象に、「日本福祉大学教員資格再審査規程」（以下、「教員資格再審査規程」という）（根拠資料6-38）に沿って、本学着任から5年ごとに、教員の資格再審査を実施している。

教員資格再審査は、対象期間中に発表した所定の業績（研究論文2点以上または著書1点以上。ただし、研究論文2点のうち1点は教育業績とすることができる）を、学部委員会または学部委員会が指名した審査委員が予備的審査を実施する。

予備的審査の結果、業績の数又は内容に不足があると判定された場合には、翌年度に研究業績を上げるための支援、援助を一定期間提供した上で、その年度内に所属する学部委員会の下に審査委員会を設置し、より詳細な審査である本審査を実施する。

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学における教員の募集・採用・昇任等の実施については、教員規則、教員採用選考規程、教員資格審査規程、「日本福祉大学教員資格審査の手順に関する覚書」（根拠資料6-39）に加えて、大学院研究科においては各研究科の教員資格審査内規に沿って手続きを進めている。

i. 採用計画の発議

対象となる者が学部の職務を主担する場合は学部教授会の議を経て発議し、大学院の職務を主担する場合は研究科委員会の議を経た発議を行うこととしている。なお、学部、大学院双方が必要となる場合は、双方の議を経た発議を行うこととしている。発議する採用計画は、採用領域、担当予定科目、所属、任用区分、職位、採用年月日、採用方法等の項目

により構成された内容としている。

学部教授会及び研究科委員会(以下、「教授会等」という)において承認を得た採用計画は、教員人事計画委員会において協議事項として提案され、本学の教育研究上の目的を達成するために必要な採用計画であることを点検する。

また、全学的な観点から計画的かつ適正な教員組織の編成を図るため、教員人事計画委員会において当該年度における各学部等の教員採用計画を年度はじめに事前協議する取扱いとしている。

ii. 募集

募集方式は、公募又は非公募(個別的な推薦)のいずれかの方式から選択する。募集方式は、教授会等において承認を得た方法にて実施することとなっており、非公募(個別的な推薦)の場合は、教授会等の構成員に対して広く情報提供を求める取扱いとなっている。

iii. 資格審査

採用候補者の教員資格審査の実施に際しては、当該学部教授会等の議に基づき、学部長が教授会構成員の中から3名に審査委員を委嘱し、資格審査委員会を組織する。

資格審査委員会は、採用候補者から提出のあった書類(履歴書、教育研究業績書等)の審査及び面接審査により慎重かつ厳正に審査を行い、その審査の経過・結果は文書をもって学部長へ速やかに報告される。

iv. 採用手続

学部長に報告された資格審査結果に基づき、学部教授会等は特別審議事項として審議され、会議出席者の無記名投票による3分の2以上の賛成をもって決定し、その結果を速やかに学長に進達し、学長が決定する。

学部教授会等における決定者は、教員人事計画委員会において採用予定者として報告されるとともに、大学運営会議及び大学評議会による審議を経て教学機関としての採用予定者として決定される。その後、常任理事会及び理事会における審議を経て採用決定となる。

v. 昇格請求

教員が昇格審査請求する場合、昇格請求者は所属学部の学部長へ申出を行うとともに、所属学部の学部長は学部教授会へ昇格審査請求があったことを速やかに報告し、資格審査委員会を設置する。また、学部長は所属教員から昇格審査請求があったことを教員人事計画委員会へ進達する。昇格請求者に対する教員資格審査等については、上記iii・ivに準じて実施する。

また、全学的な観点から計画的かつ適正な教員組織の編成を図るため、教員人事計画委員会において当該年度における各学部等の教員採用計画を年度はじめに事前協議を行うこと等を通じて、決定プロセスにおいて全学機関での協議・審議を複数回経ることで、手続きの公正

性・透明性を確保している。

④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
 評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
 評価の視点3：指導補助者に対する研修の実施

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

本学のファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という)活動では、専門部(教務部、学生部、入試部、就職部)及び各学部・研究科の単位で年間計画を策定してFD活動を展開している。専門部及び各学部・研究科では、前年度総括(自己評価とFD成果の活用状況)を行い、その結果を踏まえて翌年度計画を策定することとしており、これについては教育・研究評価専門委員会(2023(令和5)年度から大学運営会議)へ報告する(根拠資料6-40～41)。

FD活動の具体例として、スポーツ科学部(学士課程)と医療・福祉マネジメント研究科(修士課程)における事例を示す。

i. スポーツ科学部(学士課程)

回数	実施日	テーマ・内容
1	4/14	学部事業計画／新カリキュラム／3ポリシーの理解
2	4/14	スポーツ科学部の特徴について
3	5/19	2022年度新入生対象「大学選択アンケート」
4	5/19	2022年度精神健康度調査報告
5	6/9	2021年度後期授業評価アンケート結果
6	7/14	2022年度入試・学生募集結果
7	9/8	2022年度アセスメントシートについて
8	9/8	Knowledge Worker の使用について
9	9/8	新型コロナウイルス感染拡大防止についてのアンケートの結果
10	9/8	入試関連報告
11	9/8	2016-2022 新入生アンケート結果
12	10/13	3年生インターシップアンケート報告
13	10/13	4年生就職活動状況
14	11/17	保護者懇談会アンケート結果
15	3/9	新カリキュラムの実施状況

ii. 医療・福祉マネジメント研究科(修士課程)

回数	実施日	テーマ・内容
1	5/12	大学院進学検討者の拡大を 目的としたリカレント教育の推進(学募向上のための活動強化)
2	11/10	研究科改革の推進(教育方法及び授業改善)
3	11/10	研究科改革の推進(各種アンケート実施及びアンケート結果の総括を基にした研究科改革の推進)

新任教員を対象としたFD活動にも全学的に取り組んでおり、本学での教育・研究業務を担当する際に必要となる知識を修得することを目的に年間 15 回程度のプログラムを行っている。

また、本学採用後3年以内の専任教員を対象として、一定の職務経験を有する専任教員が相談及び助言を行うメンター制度を導入している(根拠資料6-42)。

<2022(令和4)年度 新任教員 FD プログラム>

回数	実施日	テーマ・内容
1	4/4	全体オリエンテーション (新任教員の心得、新任・若手教員の支援制度、本学組織、研究支援等の情報提供)
2		
3		
4		
5	4/28	入試部 (学生募集・入試制度、入試スケジュール、推薦系入試・面接)
6	4/28	学生部 (学生状況、配慮を必要とする学生の理解・対応)
7①	5/26	理事長懇談 (キャンパスコンセプトの具体化に向けた展開と第3期中期計画の概要説明及び懇談)
7②	6/6	大学創立者と建学の精神 (学園創立者の墓参後、学園長による講話)
8	6/16	教務部① (本学の教務・試験の仕組み、障害学生への試験配慮)
9	6/30	就職部 (本学のキャリア支援、就職の状況)
10	6/30	総合研究機構 (本学の研究支援、研究の状況)
11	8/4	前期リフレクション (前期研修振り返りとグループワーク)
12	9/29	大学の管理運営 (本学の意思決定の仕組み・PDCA サイクル)
13	10/20	防災学習 (「安全の日」企画への参加)
14	10/27	教務部② (中央教育審議会答申を踏まえた大学に求められる教育改革とシラバスの位置付け)

15	1/27	学長企画 (犀川スキーバス事故追悼集会への参加及び本学の安全管理等に関するディスカッション)
16	2/28	リフレクション (1年間の振り返りとグループワーク)

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学では年2回(前期と後期)、単位認定・成績評価が行われた全科目を対象に、学生による授業評価アンケート(集計結果と結果分析)を各学部・研究科において実施している。授業評価アンケートは、健康科学部及び研究科を除き、nfu.jp システムのアンケートシステムを活用して実施されており、科目担当者は、自身が担当した授業科目の統計処理されたアンケート結果と受講者コメント(自由記載)を確認し、授業運営の振り返りや次年度への改善点を教員コメントとして提出することとしている。

授業評価アンケート結果は、各学部・研究科において集計・分析された後、学部教授会等において確認後、大学運営会議において報告される。(取組事例を下記のとおり示す)

<看護学研究科における取組事例>

履修者が複数いる開講科目について、共通内容の授業評価調査を行い、全体及び科目毎の結果を纏め、看護学研究科委員会で報告した。

授業評価アンケート結果は、昨年度よりも高評価であったが、履修学生の特徴も影響したと考えられた。しかし、年々の評価が高くなっていることから、本研究科の履修学生の特質に応じた授業展開を教員が行えてきているとも評価でき、今後の授業展開への弾みを得た。

また、本学では教員の教育活動、研究活動、社会活動等の活動を把握するための取り組みとして、第2章で記載した教員個人単位で自己点検・評価を行うツールである「教育研究報告書」及び「教育研究計画書」の提出を義務付けている。

この教員個人単位の自己点検・評価は、所属学部の学部長が点検を行い、学長宛に点検結果報告書を提出することとなっており、学長は各学部から提出された点検結果報告書を取りまとめた結果を大学運営会議において報告を行う。

評価の視点3：指導補助者に対する研修の実施

本学では、学部教育における授業担当教員の指導補助者として、助手、ティーチングアシスタントの制度を設けている。助手については教員として必要な資質や知識・技術向上を目的としたFD研修を各学部で実施しているほか、職員として学園SD研修、情報運用・倫理に関するISMS研修を実施している。

また、ティーチングアシスタントについては所属する学部によるオリエンテーションのほか、職員として学園SD研修、情報運用・倫理に係るISMS研修を実施している。

- ⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、大学設置基準及び大学院設置基準並びに大学通信教育設置基準に定められている必要専任教員数及び教授数(必要専任教員数の半数以上)を確認するため、担当事務局(企画政策課)において「教員組織表」(根拠資料6-43～44)を作成し、教員人事計画委員会及び大学運営会議にて状況確認を行っている。

また、教員の新規採用や昇格、部局ごとの定数管理等、安定的な教育活動を可能とする教員人事施策を推進するとともに、教員人事に関わる諸制度の点検と必要に応じた見直しを行うことを大学事業計画(副学長(教学))において示し、推進した(根拠資料2-4～7)。

さらに、教員人事計画委員会において年1回(5月)、教員組織編成状況(専任教員数・職種構成、年齢構成、男女比、求める教員像及び教員組織編成方針)を確認・点検し、各学部等の教員採用計画を策定することとしている(根拠資料6-45～4648)。

(2) 長所・特色

本学では、教授会等において承認を得た採用計画を、全学機関である教員人事計画委員会において協議し、本学の教育研究上の目的を達成するために必要な採用計画であることを点検している。また、全学的な観点から計画的かつ適正な教員組織の編成を図るため、教員人事計画委員会において当該年度における各学部等の教員採用計画を年度はじめに事前協議する取り扱いとしている。

任期の定めのない任用区分(普通任用)の教員を対象に、2003(平成15)年度より教員資格再審査規程に基づき、本学着任から5年ごとに教員の資格再審査を実施し、定期的に教員資格の適格性を審査し、教員組織の質保証に積極的に取り組んでいる。

FD活動においては、日本福祉大学教員スタンダードガイドブックの発行をはじめ、各種FD活動、若手教員支援制度であるメンター制度を導入し、教育力向上及び研究活動の活性化に取り組んでいる。

(3) 問題点

健康科学部リハビリテーション学科理学療法学専攻及び作業療法学専攻においては、2022(令和4)年度までの退職者の補充人事に関わる採用が不調に終わったため、大学設置基準において求められている教員配置数(教授数)が未充足の状況となっているが、2023(令和5)年度中に採用予定者の決定を行い、2024(令和6)年度には条件を充足した。

学園SD研修については、全教職員が受講可能な環境整備(オンライン開催及びオンデマンドコンテンツとして一定期間配信)を行っているが、受講率100%が達成できていないプログラムがあるため、継続的に受講率向上に向けた啓発活動を継続する。

教員組織の適切性に関する定期点検は、教員人事計画委員会において年1回(5月)、教員組織編成状況(専任教員数・職種構成、年齢構成、男女比、求める教員像及び教員組織編成方針)を点検しているが、各学部における自己点検・評価の実施、教員組織の適正化に向けた取り組みの推進までには至っていない。

(4) 全体まとめ

本学は、建学の精神のもと、大学学則及び大学院学則に定める目的を達成するための「日本福祉大学が求める教員像」、各学部・研究科の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)の達成のために、全学機関である教員人事計画委員会において各学部・研究科における採用計画等を協議し、専門分野等のバランスを考慮しながら教員組織を編成している。

教員の採用及び昇任に関わる手続きについては、教員規則をはじめとした各種規程に則って適切に運用を行っており、学部教授会等において厳正に資格審査を実施している。また、普通任用教員は本学着任から5年ごとに教員資格再審査を受けることとなっており、教員組織の質保証に取り組んでいる。

FD活動については、各専門部及び各学部・研究科における計画・実施状況、各学部・研究科にて実施した授業評価アンケート結果、教育研究報告書の点検結果総括を大学運営会議において報告し、大学全体の教育研究活動の質向上に向けて組織的な取り組みを推進している。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

- ①： 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示
--

本学の学修支援、生活支援、進路支援は、中期計画(根拠資料1-12)において、「学生支援」を重点事項に位置づけ、「多様な学生の受け入れに対する方策」「キャリア開発支援」を主要政策事項としている。中期計画は、大学評議会、教授会、事務部局長会、職員会議等を通じて全教職員において共有を図っている。

この政策のもと、以下の各方針を定め、学生支援(学修・生活・進路)に取り組んでいる。

- 「学生支援生活支援に関する方針」(根拠資料7-1)

安全で充実した学生生活の実現に向け、学生活動(サークルやボランティア)支援、障害学生・経済困窮者・留学生支援、ハラスメント防止等を踏まえた内容となっており、各学部の学生委員が参加する全学学生委員会で確認し共有を図っている。

- 「日本福祉大学における障害等のある学生支援に関する基本方針について」(根拠資料7-2)

障害等のある学生にとって社会的障壁を除去するとともに、すべての学生の能力や適性に応じた支援を行うための基本方針を示している。各学部の全学学生委員、学生支援センター運営委員が参加する全学学生委員会、学生支援センター運営委員会で確認し共有を図り、Web サイトにも公開している。また、2024(令和6)年4月の障害者差別解消法改正施行に向けて、基本方針の改定を検討している(根拠資料7-3)。

- 「進路支援に関する方針」(根拠資料7-4)

各学部のディプロマ・ポリシーに基づいた本学らしい就職先への就職と質的向上を目指し、効果的な就職支援を行うための方針を示している。各学部のキャリア委員が参加するキャリア開発委員会で確認し、共有を図っている。

各種方針は、当該の委員会(学生支援及び障害学生支援の方針は全学学生支援委員会、進路支援方針はキャリア開発委員会)で、定期的に検証し見直しを行っている。

具体的には、学生支援の方針は、取組後5年目を機にコロナ禍による影響も含めた環境の変化に対応するために、2022(令和4)年6月から見直し検討を開始し2022(令和4)年9月に改正した(根拠資料7-5)。

障害学生支援の方針は、2021(令和3)年の障害者差別解消法改正に伴い、私立大学の合

理的配慮義務化(2024(令和6)年度)に向けて、これまでの取り組みを見直す必要性が生じたため、2022(令和4)年6月から見直しの検討を開始し、その経過の中で学生アンケートを実施(根拠資料7-6)し、2024(令和6)年4月からの改正案について学内審議を完了した。

【「第3期学園・大学中期計画」抜粋】

3) 学生支援

① 多様な学生の受け入れに対する方策

多様な学生の受け入れが今後さらに多くなることを踏まえて、エンrollment・マネジメントの強化を図る観点から、必要となる環境を整える。入学前の段階から支援ニーズのある学生への対応を充実し、学生と大学・学校とのミスマッチを防ぐとともに、入学後における修学支援の体制強化を図ることにより、留年、休学、退学の防止を図る。障害のある学生の修学支援においては、支援を要する領域が拡大していることを踏まえ、合理的配慮に取り組むことを重視した上で、本学が伝統的に取り組んできたピアサポートが、支援を担う学生の学びに繋がることに留意した、支援体制の強化を図る。また、スポーツ・文化振興、グローバル化の観点からの学生支援においてもエンrollment・マネジメントの強化を図り、入学前から卒業後の進路までのシームレスな支援が行える体制を整える。特に、所属学部の特長や競技種目、国籍・地域などに配慮した、きめ細かい相談・支援が行えるよう留意する。

② キャリア開発支援

エンrollment・マネジメントの取組にあわせ、各学部・学科の特長に即したキャリア開発支援に取り組んでいく。特に、地域におけるインターンシップをコーディネートする体制の整備を進め、地域で活躍する人材の輩出につなげる。

【学生支援・生活支援に関する方針】

安全で充実した学生生活の実現に向けて以下の支援を行う。

1. サークル活動、ボランティア活動など、様々な学生活動を円滑に行うための体制・環境整備を進めるとともに、必要な相談・援助を行う。
2. 学生の心身の健康の維持・増進に向けた支援を行うとともに、必要な施策の実施、相談・援助を行う。
3. 各キャンパスにおいて関係機関との連携のもとで、経済的に困窮している学生、障害のある学生、外国人留学生をはじめとする、困難や課題、ニーズを有する学生に対する支援を行うとともに、必要な施策の実施、相談・援助を行う。
4. ハラスメント防止のための研修及び啓もう活動を行い、学生のハラスメントに対する意識の向上を図る。
5. 災害時の緊急事態に備え、学生の防災意識を高めるとともに、安全確保(情報収集、安否確認等)に向けた体制の整備を進める。

【日本福祉大学における障害等のある学生支援に関する基本方針について】

1 理念・目標

日本福祉大学(以下、「本学」という)は、一人ひとりの学生が、障害の有無の別なく豊かな大学生生活を送り、互いの人格や個性を尊重し協力し合うなかで成長し社会参加できるための、支援をします。この目標に向けて本学は、障害等のある学生にとっての学内外の社会的障壁を除去するとともに、すべての学生の能力や適性に応じた支援を行います。

2 基本方針

- (1) 本学は、「障害者の権利に関する条約(2006年12月13日国連総会採択)」、「障害者基本法(昭和45年法律第84号)」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」及び同対応指針(平成27年11月26日付27文科初第1058号)の理念を実現するための障害学生支援を行います。
- (2) 本学は、障害等のある学生からの意思表示(意思を表明する支援を含む)に基づき、共通理解と合意形成を図りつつ、必要な支援や配慮を調整します。
- (3) 本学は、障害等のある学生支援を実施するにあたり、すべての教学機関、学内部署、教職員が密に連携を図ることができるような体制を整えます。
- (4) 本学は、障害等のある学生の受入れ姿勢・方針を明確にし、これに関わる情報の公開に努めます。
- (5) 本学は、学生の家族・保護者と連携し、必要に応じて学外の関係機関及び専門家とも連携します。
- (6) 本学の全教職員は、日常的な教育や指導などの場において、障害等のある学生に対して、修学上の差別や不利益が生じないように努めます。
- (7) 本学は、障害者の差別を生まないキャンパス風土を目指し、すべての教職員に対し研修を実施し、啓発活動を行います。
- (8) 障害等のある学生を支援するうえで知り得た個人情報(「日本福祉大学学生個人情報保護規則」により厳密に管理し、第三者に情報開示や提供が必要な場合は、原則として本人の同意を得るものとします。ただし、学生支援を行なうために連携が必要と判断した場合は、守秘義務を十分に順守しつつ、支援者間での個人情報の共有を行います)。

【進路支援に関する方針】

- 高い就職率の維持に加えて、学生募集を意識し、各学部のディプロマ・ポリシーにもとづいた本学らしい就職先への就職と質的向上を目指し、以下の方針に基づき就職部の取り組みを進める。引き続き、就職活動の早期化のなかでの効果的な就職支援を学部・関係部署と連携し、特に企業就職希望者に対する支援を強化する。
1. 学部ごとに異なる専門職に加えて企業就職など多様な進路をとる状況に対して、キャンパスの立地的特徴及び学部の特性に応じ、学部主体によるキャリア関連事業の支援を行う。
 2. 学部のディプロマ・ポリシーに即した進路・就職先、過去実績に応じたリーディングカンパニー(主導的法人)への就職実績を向上させる。
 3. 学部の特性に応じた、インターンシップ・就職等に関わるキャリア系科目や実習科目等を通じ、学部が主導的に職業観・就業観を高め、キャリア開発課がフォローアップする体制を効果的に機能させる。
 4. 企業就職希望者にとって重要である(自由応募型)インターンシップへの参加促進を強化する。
 5. 「学部別就職実態報告書」を活用して就職支援事業のPDCAサイクルを効果的に回し、実効性のある就職支援を進める。
 6. 学部や外部就職支援機関との連携により、就職活動で躓く学生の早期のフォローアップ体制を強化する。とりわけ、未内定者の支援を丁寧に行う。
 7. 学部や国際課と連携して、留学生に対するガイダンス実施をはじめとした就職支援を行う。
 8. 同窓会組織・後援会会員等と連携し、環境の変化に即した就職情報収集・就職支援を引き続き行う。

9. Uターン就職支援制度(2019年度から運用)の申請者増を念頭に、BC・サテライトと協働して地方出身者への支援を行う(地元有力企業・団体等への就職促進)。
10. コロナ禍で学生生活を過ごした学生に対する就職支援について、学部・関係部署と連携し、効果的な支援を丁寧に行う。

② : 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1 : 学生支援体制の適切な整備

評価の視点2 : 学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・ オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮(通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など)
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- ・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3 : 学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の相談に応じる体制の整備
- ・ ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備
- ・ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・ 人間関係構築につながる措置の実施(学生の交流機会の確保等)

評価の視点4 : 学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・ キャリア教育の実施
- ・ 学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備
- ・ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・ 博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5 : 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

評価の視点6 : その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

学生支援に関する組織体制については、主に教務部、学生部、就職部が中心となって、年度毎の事業計画を定め、点検・評価を含めたPDCAサイクルのもとで取り組んでいる。

生活支援は学生部が担当しており、心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮等、学生が安全で安心な学生生活を送るための支援をしている。学生部は、副学長(教学)のもと、学生部長を統括者としている。学生部の事項は全学学生委員会で協議しており、同委員会は学生部長、各学部の学生委員7名、学生課長(学生部副部長)及び事務局から構成している。学生部のもとには、全学学生委員会、学生支援センターを置いている(根拠資料7-7～9)。全学学生委員会は月1回開催し、各専門部で策定し確認された事業計画(根拠資料2-4～5)について、学生状況の報告や各種支援事業の進捗確認、全学及び各学部における学生支援の課題の検討・検証を行い、大学運営会議、教授会等の諸機関に報告・課題提起を行っている(根拠資料2-6～7)。

学生支援については、学生部長及び各学部学生委員と担当部署の事務職員が常に連携して対応している。学生部を所管する事務部署は学務部学生課で、各キャンパス事務室と連携して、サークルやボランティア等の課外活動、授業料・奨学金等の経済的相談や下宿対応、障害学生支援、事件・事故等のトラブル対応、学生生活全般にわたる支援を担当している。休学・退学等の学籍に関する事項については、各キャンパス事務室との連携のもとで内容に応じて相談対応を行っている。

学生支援センターは、障害学生支援領域、相談援助領域、健康管理領域の3つの領域から構成している。学生支援センターの事業及び運営に関する事項を協議するため、学生支援センター運営委員会を毎月1回開催している。学生支援センター運営委員会は、センター長と各学部から選出した教員及び事務局で構成し、各領域における学生支援の状況や課題の検討等を行い全学学生委員会に報告している。同センターは美浜キャンパスに設置し半田キャンパス及び東海キャンパスにそれぞれ窓口を置いている。「学生支援・生活支援に関する方針」及び「障害等のある学生支援の基本方針」に基づいて、同センターの日常運営は、センター長のもとで、学生課職員、学生支援コーディネータ、保健師・看護師が連携して担当している。学生の修学支援、生活支援に関わる仕組みや支援制度、学生支援センター、保健室等の施設及び開室時間等については、Webサイト及び「学生生活(電子版)」において全学に周知している(根拠資料7-1)。

修学支援は、主に教務部が担当している。教務部は、副学長(教学)のもと、教務部長を統括者としている。教務部の事項は全学教務委員会で協議しており、同委員会は教務部長、各学部の教務委員9名、学務課長(教務部副部長)及び事務局で構成している。教務部のもとに、社会福祉実習教育研究センター、教職課程センター、全学学修支援委員会を置いている(根拠資料7-10～14)。

進路支援は就職部が担当し、学生の就職支援に係る諸事業を、就職部長を統括者として全学的に推進している。就職部の事項は、就職キャリア開発委員会で協議しており、同委員会は委員長(就職部長)、各学部のキャリア委員8名、キャリア開発課長(就職部副部長)及び事務

局で構成している。就職部のもとには CDP センターを置いている(根拠資料7-15~17)。同委員会を月1回開催し、就職状況や各種支援事業の進捗確認、就職支援における諸課題を検討・検証し、大学運営会議、教授会等の諸機関に報告・課題提起を行っている。

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

学修支援に関する検証については、全学学修支援委員会を月1回開催し、大学及び学部の学修管理に関する方針及び指標の立案、学部と学修支援に関する学内関連諸機関との連携のもとでの大学及び学部の学修管理と支援の推進、その他、大学及び学部の学修支援に資する取り組みの推進を行い、大学運営会議、教授会等の諸機関に報告・課題提起を行っている。

大学院生については、各年度の講義・演習科目の単位修得状況や研究指導に関わる教務課題の提出及び参加状況を研究科委員会・専攻会議で確認の上、進級手続きを行っている。休学及び退学は、院生からの書面申請に基づき、研究科委員会・専攻会議で審議し、結果を学長に進達の上、決定している。休学及び退学とも、申請時には、事務室から大学院生に連絡を取り、詳細な経緯や理由について把握し、必要に応じて面談を行っている。

・学生の能力に応じた補習教育、補充教育

・正課外教育

高等教育の学修支援新制度の採用学生、学習上の困難を抱える学生、発達障害特性のある学生に対して、学修支援コーディネータや学部の上級生がアドバイザー「学修支援サポーター(学サポ)」となり、レポートの書き方や期末試験対策等の学修支援を行っている。2022(令和4)年度の面談実績としては、584名(美浜457名、半田51名、東海76名)の学士課程(通学課程)の学生が利用した(根拠資料7-18)。

2022(令和4)年度の学サポ企画の実績としては、なんでも相談会「学サポカフェ」(前期:開催日20日・40名、後期:開催日17日・24名)、試験対策講座(前期:52名、後期:17名)(根拠資料7-19)、レポート書き方講座(前期:46名、後期:16名)を実施した(根拠資料7-20)。学修支援コーディネータによる面談のほか、学生によるピアサポートを充実させることは学習上の困難を抱える学生らが参加しやすい場づくりの充実に繋がり、面談対象者の面談率の向上にもつながった。課題としては、学サポの安定的な確保も含む事業継承を目的とする引継ぎ等のマニュアル化の検討が必要である。

学生に対する補習・補充教育としては、時間割に組み入れて開講している科目として実習参加や就職活動に先立ち文章作成の基礎を学ぶ「文章作成力演習」(全学教育センター科目)や就職活動に際して必要なビジネスマナー等を学ぶ「ビジネススキル」(各学部の自由科目)等を置いているが、高校以前の段階での躓きを補うリメディアル教育という意味での補習・補充教育は要否の判断を含めてそれぞれの学部と科目担当教員に委ねている。

正課教育外での学修支援の取り組みとして、附属図書館において、学習の基礎的スキルとなる文献や情報の収集法を学ぶ「図書館セミナー」を実施している。同セミナーは、ゼミ単

位で教員の申し込みによって実施するもので、文献検索をはじめ、レポートや論文作成のプロセス、情報活用法等の内容を、学年に応じたレベル別(基礎、中級、上級)に編成している。2022(令和4)年度実績では、年間、延べ 944 名(開講ゼミの 75.7%)が受講し(根拠資料7-21)、高い評価を得ている(根拠資料7-22~24)。なお、同セミナーはオンデマンドコンテンツ化し Web サイトで公開することで、セミナーを受講できなかった学生に対してオンデマンドでの受講を推奨している(根拠資料7-25)。

・ **自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援**

自宅等の学外で学習する学生への相談対応ならびに学習支援としては、学生の相談状況に応じてオンラインでの支援や、附属図書館においては、メール等でのレファレンス相談対応も行っている(根拠資料7-26)。

・ **オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮(通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など)**

諸事情により、通学して授業を受けられない場合は、学生の状況を考慮して、オンラインでの授業参加許可や授業の録画データの提供をしている。また新年度オリエンテーションの一部、安全講習会、奨学金オリエンテーション等、各種オリエンテーションのオンデマンドコンテンツ化を進め nfu.jp システムで閲覧できるようにしている。

・ **留学生等の多様な学生に対する修学支援**

本学の在籍留学生数は、2022(令和4)年5月1日時点で 124 名(2021(令和3)年度:117 名)、国籍は中国、ベトナム、ネパールを中心に8カ国から留学生を受け入れている(根拠資料7-27)。

留学生に対しては、留学生オリエンテーションを実施して、充実した学生生活を送れるよう、留学生として理解してほしい基本的な事項や大学生活に必要な諸手続きについて説明している(根拠資料7-28)。

近年留学生が増加していることを受け、2017(平成 29)年度に日本語教育センターを設置して、本学の留学生への日本語・日本文化教育を支援している。取り組みの 1 つとして留学生の日本語能力向上(認定レベル N1 を目指して)のために、日本語能力試験対策講座を実施している(根拠資料7-29)。また、附属図書館と連携して、日本語関連図書コーナーの設置(根拠資料7-30)や留学生向けセミナーを実施して(根拠資料7-31)、日常的に学習において図書館を利用してもらうような取り組みを行っている。

・ **障がいのある学生に対する修学支援**

本学では、学生に提供する様々な機会において、障害のある学生が平等・公平に参加できるよう、社会的障壁の除去に努め、学生を支援するとともに、すべての学生・教職員にとって、障害のある学生とともに学ぶ経験が成長につながるよう、環境の整備に努めている。

障害のある学生からは、オープンキャンパスでの相談コーナーをはじめ、入学前、入学後

のいずれの機会でも、配慮の希望を受け付け、相談に対応している。障害のある学生に対する支援の基本方針については、大学及び学生支援センターの Web サイトにおいて周知している。同センターの Web サイトでは、障害のある学生に対応する際の基本的な視点と講義等で必要な配慮の実施例について障害別に情報を公開している。また、オープンキャンパスで障害のある学生の相談コーナーを年5回開催し、“障害のある学生のためのキャンパスガイド”(根拠資料7-32)を配布して、入学後に受けられる支援について十分に理解が得られるよう工夫している。さらに、各学部のカリキュラムや資格課程に応じた配慮のポイントについて、各学部での検討を経て“障害のある学生のための入学前相談 Q&A”として取りまとめ、入学前の相談に対応する教職員が共通に理解した内容で、学生に情報提供できるように情報を整理している(根拠資料7-33)。

学生支援センターでは、障害のある学生が講義、演習等において、個々の状況に応じて適切な支援が受けられるよう、新任教員に対する FD 及び年2回の文書配布等を通じて、啓発活動を実施している。また、科目担当教員が配慮を必要とする学生の情報を、個人情報に配慮しつつもれなく把握できるよう、教務システムを改修して対応している。さらに、支援や配慮を必要としている障害ある学生から、「受講にかかわる配慮のお願い」を担当教員に提出し、それを受けて教員と学生が個別に相談をしたうえで、講義資料のデータ提供や試験方法の配慮等を行うことできめ細かい学修支援を実現している。

同センターでは、障害のある学生と支援サポート学生のマッチングを行い、ノートテイクやガイドヘルプ、食事介助等を行う学生相互による共助の仕組みを築いている。障害のある学生が周囲の学生から円滑に支援が受けられるよう、入学後に全学生を対象とした「障害学生支援オリエンテーション」を実施しており、上級生の学生が支援活動を紹介し、障害のある新入生のサポート活動への協力を呼びかけている。

2023(令和5)年5月1日時点において、学士課程(通学課程)及び修士課程・博士課程に在籍する障害のある学生 159 名(うち配慮希望学生は 122 名)に対し(根拠資料7-34)、198 名の学生がサポート学生として登録している。

学生のサポート活動に対するインセンティブを高めるために、2023(令和5)年度からは授業内支援について一部有償化(短期兼務職員としての勤務)に移行するとともに、ボランティアとして活動する学生を対象とした「障害学生支援活動奨励金」制度を設けている(根拠資料7-35)。また、正課授業においても、視覚障害者支援、聴覚障害者支援に関する科目を開講しており、学生の支援技術の向上につなげている。2023(令和5)年度前期は、学生支援センターに支援者の配置について依頼があった 113 コマの授業に対して、83 名のサポート学生を派遣している(根拠資料7-36)。近年、サポート学生登録者数に対して実働している学生は減少していたが、2023(令和5)年度前期は実働者が増加に転じている(根拠資料7-37~38)。学士課程(通信課程)でも障害のある学生からの届け出に応じてスクーリングや試験等の配慮を実施している。

・成績不振の学生の状況把握と指導

学習面での課題を抱える学生を意識した組織的な修学支援として、学部を横断して以下

のような取り組みを実施している。

まず、入学時に新入生向けの教務オリエンテーションを実施して、高校までとの学習スタイルの違いを踏まえた上で履修登録をはじめとした大学での学習の仕方についてガイダンスを行っている。この取り組みは、各年次末に学年進行に応じた内容にした形で各学年のオリエンテーションとして継続実施するとともに、特定の資格取得を希望する学生に対しては別途、資格オリエンテーションを実施することで、学びの段階と志向に応じた修学支援を行っている。オリエンテーションの資料については、nfu.jp システム上で共有され、オリエンテーション終了後も必要に応じて確認できるようになっている。

また、各学部において、前期と後期の成績が確定した段階で、単位過少学生を抽出(抽出基準を設定)し、今後の学習計画の立て直しや卒業に向けた目標を明確にするために、学習相談会を開催している。各学部の取り組み内容や学生の参加状況は、全学学修支援委員会に報告され、学修支援活動が適切に行われているか、全学的に確認している。

- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応

学部学生の留年者及び休・退学者の状況把握と対処について、留年者は、毎年3月に実施する卒業・進級判定によって確定し、同月の教授会で報告を行い、最終的に学長が決定している。休・退学者の手続きについて、学生は保証人連署の申請を行い教授会での審議を経て学長が許可している。申請時に事務局や所属学部の教員と面接を行い、詳細な経緯や理由について確認した上で書類を受理し、教授会の審議時に報告している。退学者数について、在籍学生を対象とした退学者数と入学年度別の学生を対象とした退学者数を把握しているが、本学は後者を重視している。入学年度別の学生の退学者数について、2019(平成31)年度入学者のうち、2022(令和4)年3月までに退学した人数は112名(標準修業年限をとおしてみた退学率7.1%)、留年した人数は132名(標準修業年限をとおしてみた留年率8.4%)となっている(根拠資料7-39)。

学生の留年、休学、退学の背景には、学習面での課題や経済的理由、心身面での不応等、さまざまな要因がある。学生が適切な判断ができるよう、プライバシー等の個別の背景・事情に留意しながら、面談の機会を設け相談に応じている。

- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- ・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

奨学金等の経済的支援については、日本学生支援機構奨学金をはじめとする学外奨学金のほか、本学独自の奨学金を含めた各種の制度を設けている(根拠資料7-1 pp.18～20)。学外のものとして、日本学生支援機構奨学金(給付・貸与・災害給付金)、信販会社との提携による「学費サポートプラン」(ローン)、国の教育ローン等を紹介しているほか、地方自治体奨学金、財団法人等の民間奨学金について情報提供と申請支援(大学経由の指定のある奨学金)を行っている。

本学独自の学部生を対象とした奨学金制度としては、給付型、学費減免型、貸与型を設

けている。

給付型奨学金として「経済援助給付奨学金」を設けている。経済的に学業継続が困難な学生を対象とした制度で、学生が自らの経済状況を判断して応募する公募型の給付奨学金である(1回 25 万円、在学中2回を上限に給付。返還必要なし)。採否の審査は学生部長及び学生委員と学生課職員が複数体制で面接審査を行い、その結果を全学学生委員会で審議して採用候補者を学長に進達し決定している(2022(令和4)年度の学費減免奨学生採択枠は、40名(前期20名、後期20名))(根拠資料7-40)。

学費減免型奨学金は「経済援助学費減免奨学生」、「私費外国人留学生学費減免(大学・大学院)」、「スカラシップ入学試験奨学生」を設けている。

「経済援助学費減免奨学生」については、大学で学ぶ「目的意識」、「学習意欲」がある学生に対して、「くらしの状況(家族状況・過疎地居住、家計支持者年収等)」を勘案して審査し、5つの区分(奨学生A、B、C、兄弟・姉妹奨学生、特別枠)に分け減免する。奨学生Aは4年間の授業料を半額減免、奨学生Bは初年度の授業料を半額減免(家計状況等によっては、初年度の授業料・施設維持費を半額減免とする場合もある)、奨学生Cは初年度の授業料を4分の1に減免する(家計状況等によっては、初年度の授業料・施設維持費を4分の1に減免とする場合もある)、兄弟・姉妹奨学生は2人目以降の兄弟姉妹の授業料の半額を減免(減免期間は、兄弟姉妹同時在学期間に限る)、奨学生特別枠は災害等、特に経済的支援が必要と選考会議が判断した場合は奨学生Aを適用する。

「私費外国人留学生学費減免(大学・大学院)」については、学部・大学院の留学生を対象とした奨学制度で、人物、学業成績が優秀である学生に対して、取得単位数やGPA等を考慮して授業料を20%から最大65%まで減免する(2022(令和4)年度は110名)(根拠資料7-41)。

「スカラシップ入学試験奨学生」(根拠資料7-42)については、2017(平成29)年度から開始した制度で、社会福祉学部の入学生(募集定員は20名)を対象として、書類審査及び学力試験によって選考するものである。奨学生は特別給付(入学金及び4年間の授業料の半額減免)を受け、「特別育成プログラム」の対象となる。

貸与奨学金として「緊急貸与奨学金」を設けている。主たる家計支持者の死亡や失職等による家計の急変により学業継続に困難を有する学生を対象に、年間学費の4分の1を上限に在学中2回まで貸与している(卒業後10年以内に返還、無利息)。採否の審査は学生状況に基づいて学生部長が審査を行い学長に進達し決定している(根拠資料7-43)。

住居の経済的サポートとしては、本学による「下宿補助制度」、家主組合による「日本福祉大学指定アパート奨学生制度」及び「通学定期代補助」がある。

「下宿補助制度」は学費減免とあわせて住居支援を行う制度で、入学時の「経済援助学費減免奨学生」の採用が決定している児童養護施設からの進学者等を対象とし、家賃相当額(月額上限あり)を4年間給付して経済的負担を軽減するとともに、定期的な面談を行う等により支援する(採用枠は1学年5名)(根拠資料7-44)。

「日本福祉大学指定アパート奨学生制度」(根拠資料7-45)は、大学近隣の家主で組織する「家主組合」(後述)の支援によるもので、経済的理由で修学が困難な学生を対象に、家

賃を引き下げる制度である(7,000～11,000 円引き下げ。採用枠は 30 人程度)。家主組合からは更に「通学定期代補助」を受けており、大学指定アパートからの通学定期代相当額(補助額は組合により異なる)が補助される。

経済的支援制度は、Web サイトで公表するとともに、受験生にはガイダンスや個別相談、新入生には入学直後の説明会、在学生には次年度に向けてのオリエンテーションにおいて情報提供を行い、募集期間中は学内に奨学金専用窓口を設置して担当職員が対応している。奨学金を希望するものの受給資格がない等の事情により応募できない学生には、学生委員および学生課職員による生活設計に関する相談等を行っている。

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

・学生の相談に応じる体制の整備

学生支援センターにおいて、障害学生支援、相談援助、健康管理の3つの領域に対応するため、次のような取り組みを進めている。

障害学生支援領域では、障害や疾患等がある学生からの相談に応じ、修学・生活の支援、合理的配慮の実施に関する調整、就職部と連携した進路支援、サポート学生の養成、派遣等を行っている。

相談援助領域では、学生相談室を設置し、心理面に配慮した学生生活上の相談やカウンセリング等を行っている。学生相談には公認心理士資格を持つ常勤職員・学生支援相談員と非常勤カウンセラーを配置し、保健室及び障害のある学生の支援を担当する職員と連携しながら、学生の支援を行っている。学生支援相談員が対応した相談件数(延べ)は、2022(令和4)年度 2,061 件(前年度 1,845 件)となっている。相談内容は、気分の落ち込みや不安等の精神保健関連が最も多く、学修面、対人関係、学生生活に関連する相談が多い傾向にある。精神保健関係では、精神科通院中または通院歴のある学生が7割を超え、医療との連携が課題となっている。対人関係では、友人、家族、教員との関係のほか、SNS 等でのトラブルに関する相談も多い(根拠資料7-46)。

学生の相談内容が多様化している事例として、性自認、性別違和に関わるものがある。このことについて本学では、学生の状況と社会的な動向を鑑みて、2016(平成 28)年7月に学長のもとに「ジェンダー・セクシュアリティに関する検討委員会」を立ち上げて主に学生支援上の課題整理及び対応案を取りまとめ、全ての専任教員が出席する全学部合同教授会で共有を図った。2016(平成 28)年 12 月には「日本福祉大学ダイバーシティ・インクルージョン宣言」を全学で確認し、関連課題への対応等について検討を継続している(根拠資料7-47)。

健康管理領域では、保健室を設置し、学生の健康診断の実施、健康診断結果の学生へのフィードバック、疾病・外傷の応急処置、体力・食事・栄養等健康に関する相談援助を行っている。保健室には、看護師または保健師資格を持つ常勤・非常勤職員を配置し、学生相談及び障害のある学生の支援を担当する職員と連携して対応している。

・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備

ハラスメント防止のための対応について、本学は、学生・教職員が、身体的・心理的に安全な環境の中で教育、学習、研究、業務を進め、お互いに相手の立場を尊重する人間関係を作ることができるように対応を進めてきた。「日本福祉大学キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程」(根拠資7-48)に基づき、キャンパス・ハラスメント防止委員会を設け、ハラスメントの防止、相談及び問題解決に向けた取り組みを行う体制をとっている。キャンパス・ハラスメント防止委員会の構成員は、全学ハラスメント防止委員長を責任者とし、学生部長、学生支援センター長、学務部長、総務部長等の関係事務職員、学生相談室の相談担当者、各キャンパスの教員委員と職員委員である。キャンパス・ハラスメントに関わる事項については、Web サイトでの周知に加え、毎年度はじめ学生・教職員に『ハラスメントのないキャンパスをつくるゾウ!』と題した携帯用のリーフレットを作成・配布し、キャンパス・ハラスメント相談窓口と連絡先を案内している。これらは Web サイトでも全学に周知を図り、メールによる相談窓口も設けている(根拠資料7-49)。

・学生¹の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

保健室では、健康診断、抗体検査の実施及びその結果のフィードバックを通じて、学生が自分自身の健康状態を把握し、適切に管理できるよう支援している。特に、新入生から提出された健康管理票及び健康診断結果に基づいた個別指導に力を入れており、2022(令和4)年度は134名の学生に対して個別に呼び出しをして保健指導を実施している。福祉施設・医療機関での実習や資格試験前の感染防止のために、大学内でインフルエンザ予防接種を実施するほか、学生からの問い合わせに対し接種可能な病院を紹介している。通常の窓口対応では、学生からの体調に関する相談に応じ、傷病対応、予防や休養に関する助言、医療機関の紹介等の対応をしている。2022(令和4)年度は延3,196名が利用している(根拠資料7-50)。

また半田保健所と連携して、アルコールの問題や自殺予防、妊娠出産等の啓発を目的とした講義を実施している。

・人間関係構築につながる措置の実施(学生の交流機会の確保等)

学生相談室では、学生相談利用者を中心としたピアサポートグループ“えん”の活動を支援している。対人関係の不安がある学生や発達障害等でコミュニケーションが苦手な学生でも安心して過ごせる居場所の提供、ランチ会等で人間関係構築を支援している。

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

本学は、「ふくし」の総合大学として学士課程(通学課程)の7学部において、大学及び各学部の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)のもと、専門職分野だけでなく企業をはじめとした一般職への就職等、幅広い分野に人材を輩出している。2022(令和4)年度における就職率は、「就職希望者」に対する就職率98.4%、「卒業生」に対する就職率92.5%であり(根拠資料7-51)、各種マスコミ等において大学ランキングとして取り上げられる実就職者率(就職者数÷(卒

業生数－大学院進学者数))は 93.8%であり、卒業生 1,000 人以上の大学において、全国 21 位という結果(大学通信社調べ)となっている(根拠資料7-52)。なお、本学への求人数は 16,549 件に上り、学生 1 人に対する求人倍率は 11.45 倍であり、全国平均 1.58 倍と比べても極めて高い数字であった。

・キャリア教育の実施

本学では、各学部の正課カリキュラムに、学部を跨いだ横断的なキャリア開発関連科目を設置することでキャリア教育を行っている。社会福祉学部、教育・心理学部心理学科、経済学部、国際福祉開発学部では、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)のもと、進路を見据えたキャリア形成を促進することを目的とし、「インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を設置している。「インターンシップⅠ」(1単位、5日間実習)と「インターンシップⅡ」(2単位、10日間実習)は授業内実施型で、「インターンシップⅢ」(1単位、5日間実習)と「インターンシップⅣ」(2単位、10日間実習)は公募型である。

また、社会人として働く上で求められるビジネススキルやマナー、コミュニケーション等を学ぶ「ビジネススキル」(2単位、配当年次2年次)を、看護学部以外の学士課程(通学課程)にオンデマンドで設置している。「ビジネススキル」は「インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の履修に際しての要件科目として位置づけ、インターンシップや就職活動の前提となる知識・応用スキルを学ぶことで、インターンシップでの学習の質を担保している。また、インターンシップの参加の有無にかかわらず受講することが可能なため、就職活動等でも役立てることができる汎用性の高い科目となっている。

このように学部教育を軸としたキャリア教育と、学部横断的なキャリア教育を通じて、学生は主体的に考え、自らの意志で進路を選択する力を養うとともに、自立した社会人となるための常識・教養を身に着け、「ふくし」の視点を兼ね備えた、就業観・就労観を醸成している。

・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備

就職支援の担当部署はキャリア開発課(専任職員3名、委任契約職員2名、委託スタッフ7名、キャリアアドバイザー8名)であり、美浜・半田・東海の各キャンパス事務室と連携して日常的な学生の相談対応や各種支援プログラムを推進している。各キャンパスにおける窓口は、美浜キャンパスはキャリア開発課、半田キャンパスは半田事務室、東海キャンパスは東海事務室が担っている。

施設・設備・コンテンツについては、各キャンパスに就職資料室を設置し、就職関連書籍・雑誌の閲覧や貸出等を行うとともに、就職相談、履歴書添削、模擬面接指導を行う個別面談室や少人数で就職対策講座等が実施できるスペースを設置しており、支援に必要な環境を整えている。また、キャリア開発課独自のホームページを開設し、就職・進路に関わる各種情報(重要なお知らせ・学内外イベント・就職支援ツール・就職データ・講座申込等)を集約し、学生がいつでも閲覧できる環境を整備している。

さらに、就職活動を見据え、大学の支援プログラム内容や就職活動のポイント(要点)、事例等を集約した冊子『Future Note』を作成し、2・3年生を対象にガイダンスや面談等で配布

している(根拠資料7-53)。

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

進路選択に関わる支援・ガイダンスについて、先述の方針に基づき、就職部及び就職キャリア開発委員会、各学部における具体的な就職支援事業を年度毎に計画している。低学年からプログラムを配置することにより、継続的かつ段階的に支援を展開している(根拠資料7-4)。

i. 就職支援の流れ

就職支援は、1年間の大学生活を経て学業やその他活動のリズムが確立する2年次から本格的に開始している。まず、2年に進級する直前の3月末にキャリアオリエンテーション、6月にキャリアガイダンスを実施し、就活スケジュール、インターンシップ、キャリア開発の活用等、当該学年で把握し準備しておくべき事項について説明している。

3年次には、就職・進路に必要な情報を伝えるガイダンスを年2回(5～6月・9～10月)実施し、就職活動に向けた準備を円滑に進められるように情報提供を行っている。ガイダンスでは、就職状況の説明、就職活動までにすべきことや大学の支援内容の紹介、各種対策講座への誘導、希望進路登録等を行っている。なお、ガイダンスと並行して10月～3月にかけて就職活動および社会人に必要な基礎力を習得することを目的とした「スキルアップ講座」や「マナー・身だしなみ講座」を実施している。「スキルアップ講座」は、「エントリーシート書き方講座」や「面接対策講座」を行っており、ガイダンス後に個別面談や面接演習の機会を設けることで、マス対応による一方的な情報提供だけでなく、個々の学生にあわせたきめ細やかな指導とアドバイスを行っている。加えて、各種講座実施にあたっては、専門職養成課程の実習等に配慮し、講座を複数回開催する等、全ての学生に対し平等性を担保した受講環境の整備を心掛けている(根拠資料7-54)。

4年次は、基本的に個別の対応が中心となるが、学内就職説明会(3月)をはじめ、各種就職相談・履歴書添削・模擬面接等、個々の学生ニーズや状況にあわせたきめ細やかな支援を行っている。また、学生一人ひとりの就職活動状況を把握するために、教学部門と連携し、ゼミ毎に「4年生就職活動状況調査」を年3回(7月・10月・12月)実施し、就職活動に行き詰っている学生や未就活生に対して、個別電話かけを行うとともに、RE スタートガイダンスの実施やハローワークと連携した求人開拓ツアーの実施等、迅速かつ適切にフォローするようにしている。

ii. 学園資源を活用した就職支援

本学は約10万人の卒業生、全国規模で展開する同窓会ネットワーク、全国9か所の地域オフィス(東京・山形最上・松本・富山・豊橋・名古屋・大阪・岡山・福岡)を有し、Uターン・Iターンをはじめとする地元地域における学生の支援をより効果的に展開するために、キャリア開発課、同窓会、地域オフィスが連携・協働しながら地域での就職活動を支援する体制を整備している。

地域オフィスでは、各地域における地元就職支援機関（ハローワーク、各県社会福祉協議会人材センター等）と協力して、地元の求人情報の集約や同窓会と連携した支援を行っている。さらに、同窓会との共同事業「Uターン就職支援制度」として、地方出身の学生が出身県及び出身地域で就職した場合に、就職活動にかかった交通費の一部を大学が補助（上限金額 20,000～50,000 円）する仕組みを設けている（根拠資料7-55）。

iii. 障害のある学生に対する就職支援

本学には、100名を超える障害のある学生が在籍しており（2022（令和4）年度：154名）、学生の就職支援を担当するキャリア開発課と障害のある学生の学生生活・学修支援を担当する学生支援センターが連携し、障害のある学生の自主性を尊重した支援を行っている。2～3年次には障害の有無に関係なく、一般学生と同じガイダンス・講座に参加することで就活力・社会人基礎力の底上げを図っている。加えて、障害のある学生のみを対象とした「障がいのある学生のための就職ガイダンス」を実施し、障害のある学生の就業観・就労観の醸成を図るとともに、外部の支援機関の紹介も行い、学生と就労支援機関とがつながりを持てる機会も創出している。3年次には、障害のある学生を対象としたキャリア面談を実施している。先輩の事例やこれまでの就職実績を伝えることで就職に対する意識を高めるとともに、個々の学生の障害内容を把握する機会として役立てている。

iv. 資格取得支援

本学では、キャリア開発委員会のもとに CDP センター（Career Development & Planning Center）を設置し、社会が学生に求める実践力や職業能力を身につけ、卒業後に即戦力として活躍できるようにキャリア開発プログラムを開発し、各種試験や資格対策講座を実施している。この講座は、学部学科それぞれのカリキュラムと並行して受講することにより、より高度な知識や技術を身につけることができる内容となっており、一人ひとりの適性や将来のビジョン等を踏まえ、より効果的なキャリア支援を行っている（根拠資料7-56）。

・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

博士課程の学生が、教育実践に関わる機会として、学内企画である「ケース教材の試運転」や「大学院特別公開セミナー」等への参加を推奨している。前者は、完成前のケース教材を試用し、ディスカッションリードの経験や討論を通じて、授業の運営方法を学ぶ機会に、後者は、福祉・医療・介護・開発等、当該分野に造詣の深い著名な教員の講義を通じ、優れた教授法に直接触れる機会となっている。また、博士課程の学生が「学識を教授するために必要な能力」を習得するためにどう指導していくか、教育研究指導の充実を図ることをねらいとした FD 研修も実施している。

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

学生部が支援している学生の自主活動として、学生団体(学生自治会または学生会)の活動、サークル活動等がある。学生団体としては各キャンパスに学生自治会(学生会)があり、そのもとに全学サークル協議会(公認サークルは全て加入)、大学祭(キャンパス祭)実行委員会等がある。大学では学生個々への支援のほかこれらの団体へ予算および運営の支援を行っている。

2022(令和4)年度の学生のサークル参加率は36.4%で、学部別の参加状況は社会福祉学部が43.7%、教育・心理学部が46.0%、スポーツ科学部が70.9%、健康科学部が28.9%、経済学部が14.1%、国際福祉開発学部が6.7%、看護学部が10.5%である(根拠資料7-57)。2022(令和4)年度現在のサークル数は93団体(未公認17を含む。スポーツ系51、文化研究系42)で、文化研究系サークルのうち半数を超える22団体がボランティアサークルである。

これらの団体は、学内で開催される以下の行事に参加する活動単位となり、学生生活の活性化となる取り組みに積極的に参加している。クリーンキャンパスキャンペーン(2022(令和4)年度は、コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施)、犀川スキーバス事故の追悼集会(毎年1月に学内の慰霊碑前での追悼)、地域安全環境調査(コロナ禍前は地域住民や下宿の家主、役場の職員等と学生で大学周辺のまち歩きを行い、危険箇所等の点検と地域との関係づくりを目的に実施。2022(令和4)年度はスポーツ科学部の春季セミナーの企画と連携して町内の危険な箇所を学生目線で点検)等がある。

学生の保証人及び後援企業等を会員とする大学後援会から費用援助を受けて、学生のサークル活動や国際交流活動、文化活動等に対する学生活動支援助成事業を行っている。サークル強化育成事業、課外活動の各分野で活躍した学生への褒賞・奨励事業、国際交流事業、就職指導や国家試験対策、奨学金の一部等への助成を受けている。

これらの援助を受けて、活躍したサークルや個人を表彰する学長主催「今年度活躍した学生を励ます集い」を毎年12月に開催している。そこでは「課外活動学生表彰」の制度(根拠資料7-58)を設け、課外活動において、特にめざましい成果・功績をあげた個人・サークル・団体に対して「学長表彰」等を行い、学生活動の活性化を図っている(根拠資料7-59)。

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学では、従来から下宿生の割合が高かったが近年は減少傾向にあり、下宿率は2023(令和5)年5月1日現在、学士課程(通学課程)全体で33.0%、キャンパス別で見ると美浜キャンパス43.6%、半田キャンパス26.7%、東海キャンパス15.3%となっている(根拠資料7-60)。

本学が1983(昭和58)年に杵中(いりなか)キャンパス(名古屋市昭和区)から美浜キャンパスに総合移転を行った際、キャンパス周辺に学生アパートを新築した家主が地区(美浜・内海・武豊)毎に家主組合を組織した。その組合員の家主物件を「日本福祉大学指定アパート」として本学が指定し、本学と家主が連携して学生が安心・安全な生活を送れるように支援している。

家主組合は、前述の家賃補助及び通学定期代補助の経済的サポート、体育・文化活動や地域交流等の課外活動への顕彰(美浜家主組合)のほか、防災訓練、地域安全環境調査や大学祭等の行事に学生とともに参加し、学生の社会性を育む面においても協力を得ている。

障害のある学生の支援を考える全学での取り組みの一環として、2004(平成 16)年度から毎年1回、「障害学生と学長との懇談会」を開催している(根拠資料7-61)。障害のある学生とサポート学生、学長、副学長(教学)、学生部長等の教職員が参加して、お互いの取り組みの成果を報告し合い、今後の課題を共有するために話し合いを行う懇談会である(2022(令和4)年度参加者 39 名)。ここで出された意見をもとに、学生支援センターを学生が集まりやすい居場所として改善する等、迅速な改善につながっている。

③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援、生活支援に関する適切性については、毎年度大学事業計画を立案し、実施事業、到達目標を定めて、中間報告、最終報告の2回にわたって達成状況と残された課題を検討し、全学学生委員会、学生支援センター運営委員会において自己点検・評価を行っている。さらに、学生支援にかかる事業計画の達成状況及び課題、次年度事業計画への反映について、自己点検・評価組織である「教育・研究評価専門委員会」(2023 年度より大学運営会議)による点検・評価を受けている。

全学学生委員会では、学生支援の実施状況の確認、奨学金制度の申請・審査結果の審議等を行い、その結果を大学運営会議等の教学機関に進達している。

学生支援センター運営委員会では、障害学生支援領域、相談援助領域、健康管理領域の各領域の支援状況や課題の検討等を行い、全学学生委員会の検討に付している。例えば、年2回、障害のある学生を対象とした配慮実態調査を行い、回答に応じて個別に面談を行うとともに、集計結果を学生支援センター運営委員会の検討に付し、学生の意見を踏まえた事業運営を実施している。2022(令和4)年度後期の調査では、「日本福祉大学における障害等のある学生支援に関する基本方針」に関する認知や実態に関する設問を設け、学生の意向を踏まえて基本方針の改訂を検討している(根拠資料7-2～3)。また、2023(令和5)年前期の調査では、支援活動の一部有償化に関する設問を設け、支援が受ける側の視点での確認も行っている(資料7-62)。

修学支援については、全学学修支援委員会で大学事業計画を毎年度立案し、当該年度に取り組む重点事業の確認、到達目標に対しての2回の報告(中間報告:前半期の到達点と後半期課題、最終報告:達成状況/残課題とその要因・改善方策)を行い、定期的に自己点検・評価を行っている。

進路支援の適切性については、毎年度「学部別就職実態報告書」(資料7-63)を作成し、キャリア関連事業の自己点検・評価を行っている。

報告書は「学生の就職支援に関する満足度(卒業生アンケートより)」「就職状況の振り返り」

「達成できたこと」「改善すること」の項目で構成されている。学生からの評価と就職実績に基づく点検・評価、改善案の検討、計画への反映・実行という PDCA サイクルが回るよう設計され、各学部のキャリア開発委員が所属学部の報告書を作成し、キャリア開発委員会で集約・確認した上で、学長会議、大学運営会議、学部教授会等の教学機関に報告し、課題の共有を図るとともに、各学部等における取り組みの質向上に繋げている。

(2) 長所・特色

学生支援においては、各キャンパス事務室や教務部と各学部の学生委員の教員と連携を図りながら、サークルやボランティア等の課外活動、授業料・奨学金等の経済的相談や下宿対応、障害学生支援、事件、事故等のトラブル対応、また学修支援の対応等、学生生活全般にわたる支援を担当している。

特に学修支援においては、2021(令和3)年から学修支援コーディネータを配置して、高等教育の学修支援新制度の採用学生を中心に、単位過小学生等の学修上の課題を抱える学生に対する支援に注力している。

障害のある学生の支援においては、学生支援センターを中心に、障害の種別や必要な配慮の状況等を踏まえて、障害学生支援領域、相談援助領域、健康管理領域の3つの領域からきめ細かい支援を実施している。支援体制として、学生支援センター長のもとで、各学部の学生支援センター運営委員の教員や学生課職員、学生支援相談員、保健師・看護師が定期的に研修やカンファレンス等を行い連携して支援にあたっている。2023年度前期の配慮実態調査において、学修面全体の評価は、回答数56名中45名(80%)、が「満足」または「概ね満足」と回答しており、差別や不利益が「ない」または「ほとんどない」と回答したのは50名(89%)と、高い満足度を得ている(根拠資料7-61)。コロナ禍の影響により、障害のある学生の学修、生活を支援するサポート学生が減少したことへの対応として、サポート学生の支援にポイントを付与し、支援に注力した学生を学長が顕彰する制度を設ける等のインセンティブを高める対策に取り組み回復に努めている。

進路支援においては、教職員が連携し学生へのきめ細かい支援を実施し、高い就職実績や学生の満足度を得ている(実就職率 93.8%※1、大学の就職支援の満足度 81.5%※2、学生の進路の満足度 91.3%) (根拠資料7-51・62)。

※1: 実就職率=就職決定者数/(卒業者数-大学院進学者数)

※2: 「2022(令和4)年度卒業生アンケート」より。「そう思う」と「どちらかというと思う」の回答率。未回答を除く。

(3) 問題点

学生の留年及び休・退学の理由について、申請段階で本人申し出による直接的な理由（「進路変更のため」等）は把握しているが、その背景にある学修面での課題や経済的理由、心身面での不適應等の根本的な事情や理由は完全に把握できておらず、学修支援に関する事業改善を検討するための情報としては十分とは言えない。

学修支援において、学修支援コーディネータの配置による支援の強化に努めているが、対象となる学修上の課題を抱える学生の増加、その要因の多様化が進んでおり、支援スタッフによる対応だけではなく教員、職員による幅広い支援が求められることから、FD・SD等を通じた教職員の支援に対する理解と認識を高めていくことが課題となっている。

(4) 全体まとめ

学生支援・学修支援に関しては、留年者及び休・退学者の把握、修得単位が少ない学生等に対する相談会の実施や学生の修学を支援するスタディサポートセンター、学修支援アドバイザーの配置、障害のある学生に対する学修支援、「経済援助給付奨学金」、「緊急貸与奨学金」や授業料を半額減免する「学費減免特別奨学生」制度等を設け支援を行っている。

生活支援について、学生支援センターを設置し、障害学生支援領域、相談援助領域、健康管理領域の3つの領域において、それぞれの領域から学生の修学、生活支援の取り組みをキャンパス間で連携して行っている。また、キャンパス・ハラスメント防止のための規程を定めて防止委員会の体制を整備し、支援の内容や相談窓口を携帯用パンフレットやホームページで周知を図っている。

特に障害学生支援においては、コロナ禍の影響によるサポート学生数の減少後のインセンティブを高めるための対策や、障害者差別解消法改正に伴う基本方針の改正の際に、学生の意見をくみ取りながら対応を検討した改善策が一定の成果を上げている。

進路支援に関しては、「キャリア開発委員会」を中心に学内諸機関と連携し、早期の意識付けから就職活動時における各種ガイダンスや説明会、対策講座、サポート体制、情報提供の仕組みまでを整備し、学生が適切な支援が受けられる体制となっている。

以上のことから本学は、学生支援に関して、必要な体制を整備し、適切な支援を行っている判断できる。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

- ①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、中期計画(根拠資料1-12)において中期的な環境整備方針を定めている。

中期計画では、基本方針としてキャンパスコンセプトの明確化と周辺地域との連携による教育・研究環境の充実を掲げ、以下の主要政策において個々の方針を示している。

<中期計画の基本方針>

1-1 教育の推進と質保証	2)教育体制の充実
	3)学生支援
1-2 研究政策	1)研究政策教育体制 ③研究体制の充実
4 研究政策	1)附属・付置機関政策 ②附属図書館
5 環境整備	1)キャンパス・ポリシー
	2)キャンパス周辺地区整備

上記諸活動を統括する方針として「教育研究等環境の整備に関する方針」(根拠資料8-1)を取りまとめた。これら方針は、Web サイトにおいて公表している。

- ②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

本学は、以下の4キャンパスを設置し、大学全体として大学設置基準等の法令上必要

な要件を満たしている。

【キャンパス一覧】

美浜キャンパス (知多郡美浜町)	社会福祉学部、教育・心理学部、スポーツ科学部、通信教育部(福祉経営学部)大学院(スポーツ科学研究科)
半田キャンパス (半田市)	健康科学部
東海キャンパス (東海市)	経済学部、国際福祉開発学部、看護学部、大学院(看護学研究科)
名古屋キャンパス (名古屋市)	大学院(福祉社会開発研究科、社会福祉学研究科、医療・福祉マネジメント研究科、国際社会開発研究科)

運動施設としては、美浜、半田、東海それぞれに配置しているが、東海キャンパスについては屋外運動場が配置されていないため、美浜キャンパスとの一団地(複数の異なる場所にある校地をひとつの校地としてみなすこと)運用により活動の場を確保している。運動施設については、美浜キャンパス内に体育館や一般的なグラウンドのほかにプール、トレーニング室、ダンススタジオ、研究機能を併設した教育棟「SportsLabSALTO」や武道館、人工芝グラウンド、野球場、テニス場、アーチェリー場等、多様な施設を配置しており、キャンパス内で多様なスポーツ活動が可能となっている。

・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保

新型コロナウイルス禍対策の柱として、2020(令和2)年5月より、全教職員・学生が本学アカウントで利用できるオンライン教育環境を整備し、nfu.jp システム(本学 LMS)と組み合わせることで、同時双方型遠隔授業を実現した。遠隔授業の実施にあたっては、専用ヘルプデスクの設置、マニュアルの整備、PC の貸与等、サポートを行った。

2021(令和3)年度、2022(令和4)年度においては、対面授業を基本としつつ、キャンパス内での密を避けるため、ハイフレックス授業を実施した。実施にあたっては、補助金(大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保)を活用して、大教室に固定 Web カメラ・マイク、中・小教室に貸出用 Web カメラ・マイクを整備した(根拠資料8-2)。また、ハイフレックス授業への対応と今後の学修等への活用を目的として、2021(令和3)年度入学生から個人端末(ノートパソコン)の所持必須化(BYOD)を行った。

個人端末の利用にあたっては、2019(令和元)年度末に整備した本学建屋内全域をカバーする高速無線 LAN 環境(Wifi6 対応)が効果的に活用されている。また、本無線 LAN 環境は個人所有のスマートフォンを利用する出席管理システム(2021(令和3)年度導入)でも使用している。

2022(令和4)年度には、GIGA スクール構想や Society5.0 時代における教員の養成を実

現するため、教職課程用のタブレット端末(iPad、Chromebook、Windows タブレット)を、補助金(教育基盤設備)の活用にて整備した(根拠資料8-3)。

情報セキュリティに関しては、ウィルス対策ソフト等の基本的な対策に加え、2020(令和2)年度にIPS機能(不正侵入防御)を有するUTM(統合型脅威管理)、2022(令和4)年度に一部サービス(グループウェア(GoogleWorkSpace)やVPN)への多要素認証を導入した。2025(令和7)年度に予定している全学情報環境の更新においては、ゼロトラストセキュリティを前提としたセキュリティ対策の導入を予定している。

・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

キャンパスの施設・設備の維持・管理業務は、株式会社エヌ・エフ・ユー(法人出資により設立した株式会社)に一括委託し、施設管理室として施設・設備の維持・管理を実施している。施設管理室は、学園の施設領域統括課室である総務課と施設グループ会議(毎月実施)を実施し、適切な情報共有に基づいた維持・管理に努めている。

安全にかかわる体制としては、すべてのキャンパスにおいて校舎の出入口を中心に防犯カメラを設置し、安全性の向上に寄与している。美浜・半田・東海キャンパスにおいては、24時間体制で人員も配置しており、警報時には当該箇所での迅速な状況確認と学内外関係者との連携により、被害拡大の防止に努めた管理体制を構築している。夜間は完全閉館する名古屋キャンパスにおいては、警備会社による遠隔警備により館内の安全管理を図っている。また、施設規模の大きい美浜キャンパスと東海キャンパスは、中央監視設備を導入しており、電気・空調・衛生・防火等設備の稼働状況を監視している。

衛生面については、「学校法人日本福祉大学健康管理規程」(根拠資料8-4)に基づき設置されている健康管理協議会において毎年度「健康管理基本方針及び実施計画」(根拠資料8-5)を定め、学園全体の健康管理に努めている。

・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

本学は、1958(昭和 33)年の開学当初から障害のある学生が多く在籍しており、学士課程(通学課程)においては、2023(令和5)年5月1日時点において153名が在籍している(根拠7-34)。1998(平成 10)年には障害学生支援センター(2015(平成 27)年により広いサポートに向けて学生支援センターに名称変更)が開設される等、組織的なサポートを展開している。学生支援センターは、障害のある学生の学習環境整備に積極的に取り組んでおり、障害種別に応じた授業支援を行うとともに、支援を実施するサポート学生の養成にも取り組んでおり、Web サイトでも公開している(根拠資料8-6)。学生支援センターでは、日常的に障害のある学生と関わる中でニーズを把握するとともに、「障害学生と学長との懇談会」等の意見交換の場を設けることで、学生の声が可視化されるよう取り組んでいる(根拠資料8-7)。さらに各学部選出教員によって構成される学生支援センター運営委員会で具体的な改善に努めており、障害のある学生を支援する学生の増加等の成果につながっている。

各施設設置に際しては、学生支援センター等の意見を受け止め、スロープや手すり、多目的トイレ、点字サインの配置等、キャンパスのバリアフリー化に積極的に取り組んできた(根

拠資料8-8)。近年はトイレ設備の更新を年次的に進めているが、手すりの増設や自動水栓・トイレ用擬音装置の設置等、より快適性に配慮するよう努めている。また、多目的トイレ入口ドアの「誰もが利用しやすいイメージのデザイン」への変更、バリアフリー施設案内を含めた快適なキャンパス生活に向けた情報の学内向けホームページへの掲載等、設備更新にとどまらない工夫にも努めている。

そのほか、LED化の推進、教室への換気設備の設置等、快適性を考慮した施設更新を進めている。

・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

本学では、学生の自主的な学習を促進するための環境整備として、自習室を整備するほか、キャンパス特性に沿った各種ラウンジを整備している。

<美浜キャンパス>

学修支援コーディネータや地域連携コーディネータが常駐するラウンジを整備し、学生が学習相談を行いやすい環境を整備している。

<半田キャンパス>

障害のある学生のみならず、学習や学生生活に難しさを感じている学生の相談窓口として『パーソナルサービス室』を設置し、専任のコーディネータが対応にあたっている。

<東海キャンパス>

グローバルラウンジでは、外国人講師(非常勤)を配置し、学生の英語コミュニケーション力向上を支援する取り組みを行っている(根拠資料8-9)。

コミュニティラウンジでは、地域連携コーディネータを配置し、フィールド学習活動支援に取り組んでいる。

その他、附属図書館では、activeゾーンを配置しグループワーク等が可能なラーニングコモンスを設置するとともに、可動式の机やホワイトボード等を置き、学生の自主的な学習を促進する環境整備を行っている。加えて、美浜本館と半田分館では、小グループでの自主学習等に利用可能なスペースとしてグループ閲覧室を整備するとともに、学生が自由に利用できるPCも設置している。

また、各キャンパスには情報処理室(PC教室)を整備しており、授業時間外は学生が自主利用できるように教室を開放している。

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み管理

本学では、2005(平成17)年からISO27001認証を取得しており、学園全体でセキュリティマネジメントに取り組んでいる。セキュリティマネジメントの一環として、年に1回ISMS研修、ISMS

内部監査、認証機関による外部審査を実施している。ISMS 研修は教職員全員の受講を必須としており、学園構成員一人ひとりの情報セキュリティや情報倫理に係わる知識、意識レベルの底上げにつなげている。学生に対しては、1年生の必須科目「情報処理演習」の中で情報倫理講習を実施している。(2年生以上の編転入生には情報倫理講習会を個別で実施している。)

また、「日本福祉大学情報セキュリティの基本ポリシー」(根拠資料8-10)、「日本福祉大学個人情報保護の基本ポリシー」(根拠資料8-11)をはじめとするセキュリティに関わる規定を整備しており、教職員・学生に対してそれら規定の遵守を義務付けている。情報倫理に特化した規定としては、2007(平成 19)年に「学校法人日本福祉大学情報倫理規程」(根拠資料8-12)を制定し、行為規範については「情報倫理ガイドライン」(根拠資料8-13)を別に定め、情報を扱う上でのルールやマナーを具体的に示している。本学の学生・教職員向けポータルサイトである nfu.jp システムのログイン画面には、関連規程のリンクを掲載している(根拠資料8-14)。

③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

本学では、教育及び研究活動に必要な図書資料の収集、管理、運用を図り、学術情報センターとしての機能を高めるとともに文化事業を行い、地域社会に供し文化センターとしての役割を果たすことを目的とする旨を規程に定めて附属図書館を設置している(根拠資料8-15)。

附属図書館は美浜キャンパスの美浜本館を中核とし、半田、東海、名古屋の各キャンパスに置く3つの分館を合わせて全4館で構成されている(根拠資料8-16)。

図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料は、本学の教育・研究活動、学習活動を支援するために必要な資料を収集し、“ふくし”の専門図書館として特色ある資料形成を行うことを定めた「日本福祉大学附属図書館 収書方針」(根拠資料8-17～18)に基づいて整備している。蔵書数は 2022(令和4)年3月 31 日現在、図書 622,912 冊、雑誌 5,049 種、電子ジ

ジャーナル 7,400 種(トランザクション契約含む)、点字資料 749 点等となっている。

図書及びデータベース等の収集は、配架資料の利用調査、データベースのアクセス・ダウンロード数、全教員を対象としたアンケート等により、毎年、所蔵資料の評価を行い、更新、整備を進めている。選定については、図書館職員による選書とともに教育・研究に直結したニーズを蔵書に反映するため、図書館運営委員の取りまとめによる全専任教員による学部教員選書、学生・教職員による購入希望図書制度等によって、更新、充実をはかっている。また、授業に密接にかかわる図書資料を担当教員が指定しコーナー配架する「講義推薦図書制度」(根拠資料8-19)を設けている。

雑誌(電子ジャーナルを含む)は、新規受入タイトルについて全専任教員に対して希望アンケートを、データベースの新規導入は、専門分野の教員等のトライアルによる意見聴取を行っている。“ふくし”の専門図書館として重点的に収集をおこなっている福祉関係図書は福祉関連課程のある他大学に比して多く所蔵しているといえる(根拠資料8-20)。また、特色あるコレクションとして、「浅賀文庫」、「朝日訴訟文庫」、「イギリス貧困・救貧法関係(Poor Low)文献」、「草鹿家文庫」を所蔵し、順次、デジタルアーカイブを進め、「日本福祉大学 貴重書デジタル化コレクション」として図書館 Web サイトで公表している(根拠資料8-21)。

美浜本館、半田分館、東海分館は市民向けに一般開放している。東海分館においては、東海市と連携して、市立中央図書館の蔵書の一部を配架する「東海市コーナー」を設け、同コーナーの図書は市立図書館により毎月の更新がなされている。教育・研究関連の専門書に加えて、公共図書館の選定による図書資料を含めた幅広い分野の図書資料の充実につながっている。

・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

本学では、国立情報学研究所が提供する NACSIS-CAT を利用し、図書、雑誌の所蔵データを登録するとともに、他大学、研究機関等との相互貸借・文献複写には NACSIS-ILL を利用している。また、私立大学図書館協会、大学図書館コンソーシアム連合(JUSUTICE)、オープンアクセスリポジトリ推進協会(JPCOAR)、東海地区図書館協議会等の図書館関連団体と連携している。

相互協力における文献複写件数、図書貸借件数については、ともに本学から他館への依頼よりも他館から本学への依頼件数のほうが大幅に上回っており、他機関からの図書資料に係る要請に応えている(根拠資料8-22~23)。

・ 学術情報へのアクセスに関する対応

図書館所蔵の図書、雑誌、電子コンテンツは、図書館 Web サイトからアクセスすることができ、利用対象を限って提供しているものについては、自宅等でも学内 LAN と同様の利用ができるリモートアクセスサービスを提供している。国立国会図書館の「デジタル化資料送信サービス」にもサービス開始当初から加入し、教職員・学生が利用できるようにしている。

2015(平成 27)年3月からは、JAIRO CLOUD を利用した機関リポジトリを立ち上げ、学部、研究所等で発行している研究紀要、博士学位請求論文等を登録・公開する機関リポジトリを

稼働させている。本学においては新規発行の研究紀要の記事は機関リポジトリで原則公開することとしており、オープンアクセスを基本とするデジタルアーカイブの整備をはかっている(根拠資料8-24～25)。

本学所蔵の図書資料及び電子コンテンツの活用を促進するため、図書館職員が教員と連携して授業時間内に実施する「図書館利用セミナー」やデータベース説明会を行っている。特に大学での学びを始める1年生の図書館利用教育に力点をおき、上級生に対しては論文作成、実習や就職活動に図書館を活用できるよう内容や実施方法を検討しながら実施している。また、全受講者(学生・教員)に対してアンケートを実施し、プログラムの改善に活用している。アンケート結果を活用した改善活動の事例を以下のとおり示す。

＜アンケート結果を活用した改善事例＞

2021(令和3)年度図書館学生アンケートの結果を踏まえ、図書館運営委員会において学外(自宅等)における自主学習をサポートする環境整備への対応を検討し、学内外を問わずアクセス可能なポータルサイト「学習支援ポータル につぶく Lib ナビ」を導入した。ポータルサイトでは、自主学習やレポート・論文作成等に役立つ基本情報を掲載している(根拠資料8-26～27)。

その他、外部講師によるレポート作成講座、学修支援サポーターによる学習相談会、試験対策講座の開催支援等を行っている。

・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

各館の座席数は、美浜本館 552 席、半田分館 118 席、東海分館 205 席、名古屋分館 30 席である。2023(令和5)年5月1日現在、学士課程(通学課程)及び修士課程・博士課程の収容定員に比した座席数の割合は 16%となっており、いずれのキャンパスにおいても在席学生数に応じた十分な座席数を備えている。

図書館内は、利用目的に合わせて館内を3種にゾーニングし、それぞれに応じたデスクや機器を配置している(根拠資料8-28 pp.4-7)。また、視聴覚コーナー、障害者用座席、拡大読書器、グループ閲覧室等を設け、小グループでの自主学習等に利用できるスペースを備えている。美浜本館にはAVホールを設けクラス単位の利用教育や映画上映会、各種プレゼンテーション練習等の利用に供している。加えて、インターネットの利用が可能なパソコン、無線 LAN を備えて、OPAC(所蔵検索)や電子コンテンツの閲覧、課題・レポートに取り組める環境を整えている。コロナ禍以来、オンラインやオンデマンドによる授業や、教材の授受等、教育における Web 活用が急増したことに対応して、パソコンやスマートフォンの充電コンセントを大幅に増設した。

2022(令和4)年度の開館日数は 275.5 日(4館平均)で、定期試験や国家試験の日程を配慮して休日開館を行っている。開館時間は、キャンパスごとに異なる授業時間帯に合わせて、授業終了後も利用できるよう設定している(根拠資料8-29～30)。

コロナ禍においては、消毒、ソーシャルディスタンスの確保、換気等を徹底し感染拡大防

止の対策を行った。図書や文献の自宅への郵送サービスについて、コロナ禍以前は対象外としていた通学課程学生(学士課程及び修士課程)についても利用対象とし、以降は恒常化して利便性を高めた。また、コロナ禍以前から作成に取り組んだ図書館利用教育の電子コンテンツは、対面でセミナーが行えない期間においても図書館利用教育に活用することができた。

評価の視点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

付属図書館は研究部図書館課が事務を主管しており、専任職員は全館の運営に関わるとともに各分館を分担して委託職員とともに業務にあたっている。

第2期大学認証評価の努力課題に係る改善報告の検討結果(2022(令和4)年3月通知)において、3つの分館に専門的な知識を有する専任職員が配置されていない状況の改善が望まれるとされた。これに対応して、2022(令和4)年度に1名(司書資格を有す者)、2023(令和5)年度に2名(うち1名は司書資格を有す者)の専任職員を増員し、本館及び各分館に有資格の専任職員を配置する体制へ改善を図った。

付属図書館の体制は、美浜本館は専任職員4名(うち司書資格を有す者3名)と委託職員21名(同12名)、半田分館は専任職員(美浜本館と兼担)1名(同1名)と委託職員7名(同3名)、東海分館は専任職員(美浜本館と兼担)1名(同1名)と委託5名(同2名)、名古屋分館は専任職員(美浜本館と兼担)2名(同1名)と委託職員2名(同2名)となっている。また、各キャンパスの運営を所管する事務室の事務分掌規程に「図書館に関する事項」を定めて各キャンパスに図書館担当職員を配置している。図書館担当職員は、付属図書館運営委員会、図書館担当者事務連絡会議に参加し、付属図書館の取り組みと各学部等における教育・研究との連携強化を図っている。

以上のように、専門的な知識を有する職員を含む図書館職員と、全学及び各学部・研究科等の教育・研究に関わる事務職員とが連携して、図書館サービスの充実を図る体制を整備している(根拠資料8-31)。

図書館職員は、国立情報学研究所や加盟する図書館関連団体等が主催する研修会等に参加し、研修成果を職員間で共有することで専門性の維持・向上に努めている。また月例で、専任職員及び委託職員による業務の振り返り、課題検討・改善のための協議、本学職員として必要な研修等を行っている(根拠資料8-32)。

④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給

<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部資金獲得のための支援 ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制 ・ オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制
--

評価の視点：研究活動を促進させるための条件の整備

・ 大学としての研究に対する基本的な考え方の明示

2018(平成 30)年度末に「研究に関する中期的戦略について」(以下、中期的戦略という) (根拠資料8-33)を策定し、以下の6つの基本方針を示している。

< 研究に関する中期的戦略について 基本方針 >

①	本学の建学の精神および教育目標である「21 世紀の新しい福祉社会と持続可能な地域社会の構築」に資する研究を推進する。
②	大学ブランド力向上に向けて、その大きな指標となる科学研究費助成事業の採択率、採択額向上を目指し、さらには研究財源の安定的確保を目指す。 そのために必要な支援を行い、その成果については迅速的に対外発信する。
③	産学連携研究および学部横断的に取り組む地域連携研究を推進する。
④	時代のニーズに沿った新たな研究所の設置を学部・学科の新設・改組に合わせて構想する。
⑤	地域連携推進機構と連携して国連 SDGs 達成に資する研究を推進する。
⑥	COC 事業における研究を継承し、推進する。

多くは本学が戦略的に推進・振興すべき研究の領域・方法等に係る内容(①③⑤⑥)だが、研究活動促進の条件整備に係るものとして、科学研究費助成事業(以下、「科研費」という)の採択率・採択額の向上を目指す支援等の推進(②)や新たな研究所の設置構想(④)を掲げている。

前者の科研費採択の向上については、研究のボトムアップ(学内研究助成制度の整備・若手教員への科研費申請支援の充実等)や大型科研費採択者への研究時間付与に係る制度検討を掲げ、各年度の事業計画に組み込んでその実施を図ってきた。

後者の新たな研究所については、第3章で述べたとおり、2019(令和元)年度に社会貢献型研究センターの一つとして「ソーシャルインクルージョン研究センター」を、2022(令和4)年度にスポーツ系の研究所として「パラスポーツ研究所」を新設した。これらは、中期的戦略に掲げた構想に基づいて検討し、設置したものである。

さらに、新たに産学連携研究推進(③)を掲げ、組織・体制の充実を図ってきた。2022(令和4)年度には産学連携研究の取組・推進方針の策定(根拠資料8-34)、支援人材の採用(産学連携コーディネータ、弁理士)を進め、産学連携リスクマネジメント委員会を設置している。さらに、2023(令和5)年度には、産学連携研究に係る URA(ユニバーシティ・リサーチ

アドミニストレーター)を採用した。

研究倫理については国のガイドラインの遵守のほか、「日本福祉大学研究倫理指針」(根拠資料8-35)を策定し、本学 Web サイトにて公表している。

・研究費の適切な支給

個人研究費は、専任教員を対象に年度単位で下表のとおり支給している。ただし、個人研究費の一部は、第2章で記載した教員個人単位の自己点検・評価の取り組みである教育・研究計画書の提出及び学部長の内容点検を経た後に支給している。なお、普通任用教員と特別任用教員の個人研究費は2ヵ年度連携運用を認めており、1年目の研究費執行残額の翌年度繰り越し、2年目の研究費の前倒し執行を認めている。2022(令和4)年度の大学全体の個人研究費執行率は67.8%であった(根拠資料8-36～37)。

<個人研究費 支給金額一覧>

区分	職種	金額 (年度)	左の金額の内、教育研究計画書・報告書の提出・審査により支給する金額
普通任用	教授・准教授・講師	55万円	10万円
	助教2	45万円	8万円
特別任用	助教		
	助教5(特別任用)		
	特別任用教員		
	助手	10万円	1万円
	招聘教員A	20万円	—
	招聘教員B	36万円	—
	特命教員	個別契約	—
特別任用 (旧制度)	助教1(実習教育・学習指導等)	45万円	8万円
	助教3(学士課程教育)		
	助教4(特別嘱託)	20万円	—

個人研究費とは別に、研究活動の促進を図るため、下表のとおり公募による学内助成制度を整備している。この間の申請件数、採択件数、助成金額は以下のとおりである。

<公募型学内助成制度一覧>

(単位:千円)

学内助成制度の名称		2021年度			2022年度			2023年度(前期分)		
		申請 件数	採択 件数	助成 金額 合計	申請 件数	採択 件数	助成 金額 合計	申請 件数	採択 件数	助成 金額 合計
公募型研究 プロジェクト*	A 枠	4	4	3,000	2	2	1,148	1	1	728
	B 枠	2	1	300						
科研費獲得支援制度*		3	1	300	4	4	1,190	6	5	1,369

助教研究特別 支援制度	A 枠*	0	0	—	1	1	1,000	1	1	920
	B 枠	8	8	3,341	9	9	2,250	9	9	3,862
	B 枠(新任)				3	3	1,405			
地域連携型研究助成制度	4	4	1,068	3	3	856	5	5	1,000	
産学連携型研究助成制度	2	1	2,000	1	1	1,529	0	0	—	
国際学術交流派遣	0	0	—	5	5	1,000	2	2	400	
国際学術交流(研究者短期招聘事業)	0	0	—	2	2	362	2	2	500	
学会開催援助金	3	3	165				1	1	50	
出版助成	2	2	2,466	2	2	2,277	1	1	1,500	
論文掲載料補助	1	1	120	2	2	229				

外部資金獲得支援に係る制度(制度名称に*を付記、後述)をはじめ、その他にも複数の助成制度を設け、以下の通り運営している(根拠資料8-38～39)。

「助教研究特別支援制度B枠」は、助教を対象に、所属長等の確認を受けた研究活動や知多半島をフィールドとする研究等を重点に促進するものである。2022(令和4)年度から、以前は募集対象外だった当年度入職の新任助教も応募可能な制度に改善している(根拠資料8-40)。

「地域連携型研究助成制度」は、知多半島5市5町や愛知県内の自治体をフィールドに、地域課題解決や地域ふくし展開に係る研究を促進している。以前のCOC事業の地域課題解決型研究助成や市民研究員制度を引き継いで2019(令和元)年度より実施しており、地域人材(市民研究員)の研究参画や報告会開催等のCOC事業の取り組みを継承している(根拠資料8-41)。

「産学連携型研究助成制度」は、新製品・新サービス創出の実現可能性検討や実用化等を目的とし、企業や関連機関等との共同研究について助成するものである(根拠資料8-42)。

海外交流については、海外の国際学会発表に係る渡航費・参加費を一部助成する国際学術交流派遣、学内の国際学術交流講演会等の企画における国外講師の招聘経費の一部を助成する「国際学術交流(研究者短期招聘事業)」がある。後者はコロナ禍を踏まえて制度を改善し、2022(令和4)年度よりオンライン開催の学術交流も対象とした(根拠資料8-43～44)。

その他、本学専任教員が参画・運営する学会の本学キャンパス開催への助成(学会開催援助金)、研究成果公刊費用(電子書籍含む)の助成(出版助成)、国際的に影響力ある専門学術雑誌への研究成果投稿の助成(論文掲載料補助)を行っている(根拠資料8-45～47)。

・外部資金獲得のための支援

科研費等の公的な競争的資金獲得に係る支援として、以下の3つの学内助成制度を運営している。助成によって研究活動を促進し外部資金への挑戦を図ることを意図しており、いずれも当該年度または次年度の競争的資金への再申請を行うことが条件となっている。

「公募型研究プロジェクト」と「助教研究特別支援制度A枠」は、直近の科研費等競争的資金に申請し、不採択ながら審査結果が高評価(前者A評価、後者B評価以上)の研究課題

に助成する制度である。1件当たりの助成上限額は、前者が150万円(基盤研究S、A、B等)と75万円(基盤研究Cや挑戦的研究(萌芽)等)、後者は100万円である(根拠資料8-40・48)。

「科研費獲得支援制度」は、科研費等競争的資金獲得を目指す研究構想を助成する制度である(助成上限額1件30万円)。公募型研究プロジェクトと異なり、直近の科研費等申請の有無や審査結果は問わず、競争的資金への挑戦を広く促すものである(根拠資料8-49)。

その他にも、毎年度の科研費公募時期に開催する学内説明会では、日程や変更点の説明、研究不正防止の注意等を行うほか、科研費採択者2名による申請書作成上のアドバイス・レクチャーの時間を必ず設けている(根拠資料8-50)。また、助教及び助手を対象に、希望者の申請書をベテラン教員が添削・指導する公的研究費申請書作成支援の取り組みも実施している。この指導を担った教員には研究費を1万円増額する措置をとっている(根拠資料8-51)。

これら支援の効果は次の通りである。2021(令和3)年度は公募型研究プロジェクトA枠助成採択者4名のうち科研費採択が1名、2022(令和4)年度は科研費獲得支援制度採択者4名のうち科研費採択2名となった(両年度とも他の学内助成制度での科研費採択実績はなし)。また、公的研究費申請書作成支援では、2021(令和3)年度は支援を受けた者2名中1名が、2022(令和4)年度は4名中2名が当該年度の科研費公募にて採択を受けており、一定の効果が確認できる。

本学の科研費採択件数は、2022(令和4)年度末時点で72件(課題の繰越・延長及び2023(令和5)年度分公募採択結果を含む)、2023(令和5)年度の助成額(直接経費と間接経費)は1億4千万円を超えるに至った。ただし、コロナ禍で課題の繰越・延長が可能になったこともあり、新規申請件数が2022(令和4)年度分公募(2021(令和3)年度申請)から減少している(2021(令和3)年度分公募56件、2022(令和4)年度分34件、2023(令和5)年度分29件)。ただし、新規採択率は2023(令和5)年度に48.3%に上昇)。そこで、研究に関わる状況把握及びより効果的な研究費や学内助成制度の在り方に係って、2021(令和3)年度後期に専任教員を対象とする研究に関する意識調査を実施した(根拠資料8-52)。

これらの状況を踏まえ、学内助成制度の運用改善を進めてきた公募型研究プロジェクトでは、B評価の研究課題対象の助成枠(B枠)を2022(令和4)年度より廃止し、採択実績があるA枠の助成額拡大に充てた。科研費公募期間の早期化に対応し、当該年度科研費申請を必須とする要件を翌年度申請でも可能になるよう、2023(令和5)年度募集から変更している(根拠資料8-53)。

企業等の産業界や地域の自治体・諸団体等との産学連携研究の振興は、中期的戦略における新たな柱の一つとして重視しており、これら産業界等との共同研究・受託研究による外部資金獲得を目指している。先述の通り、産学連携型研究助成制度の展開や、連携推進に係る経費(共同研究経費、支援人材採用の人的費、特許申請に関わる経費等)を確保して産学連携研究の体制充実等を進めた結果、企業等からの共同研究・受託研究の件数・受入額は下表のとおり大幅に拡大している。

<企業等からの共同研究・受託研究の件数・受入額>

	2021 年度		2022 年度	
	件数	受入額	件数	受入額
共同研究	2 件	2,356,000	8 件	20,940,000
受託研究	18 件	25,261,408	21 件	27,240,517

・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

専任教員の研究室は、所属学部のキャンパスに確保している。普通任用の教授・准教授・講師には一人一部屋(面積 18～21 m²)をあて、書棚・机等の什器を配置している。また、助教及び助手は、研究室を二人で共用もしくは合同研究室を複数名で使用している。年度の退職・新規採用に伴い、毎年度末に各キャンパス事務室を中心に研究室配置を検討・実施している(根拠資料8-54)。

福祉社会開発研究所及び特定重点研究センター等(名古屋キャンパス北館7階)、知多半島総合研究所及び健康科学研究所福祉テクノロジーセンター(半田キャンパス)、パラスポーツ研究所(美浜キャンパス SALTO、他機関共用)等が研究機関として独自の研究用スペースを保有している。

研究時間には、授業科目担当及び校務役職の年間基準時間 360 時間以外の時間を充てている。授業科目担当及び校務役職が 360 時間を超える場合は、極力 60 時間以上の超過とならないように教育計画を立て、研究時間の保障を図っている。さらに、積極的に、研究専念のための特定曜日(1日)を設けて研究時間の確保を図っている学部もある。また、研究時間確保に係り、中期的戦略に基づいて 2020(令和2)年度以降、新制度を制定してきた。大型科研費等の採択(基盤研究B以上)もしくは一定規模以上の産学連携研究(共同研究)を獲得した普通任用教員に対し、年間最大 180 時間分の授業科目担当時間を研究時間として付与できる制度である。科目の後任担当者の確保と前年度5月までの申請が必要だが、前年度2月段階でも条件が整う場合は申請できるよう改善した。大型科研費等で 2022(令和4)年度に1名、産学連携研究で 2022(令和4)年度に1名、2023(令和5)年度に1名が同制度を活用している(根拠資料8-55)。

その他、研究専念期間に係る制度として、学外研究制度と特別研究制度がある。前者は国内外留学の研究費を補助するもので、専任教員在職満3年以上が申請資格となる。後者はいわゆるサバティカルであり、対象期間中の授業・会議・役職を免除し、研究専念期間を保障する制度である。専任教員在職満5年以上が申請資格となる。期間は両者とも6ヶ月以内または1年以内である。この3年間では、学外研究が2名(2021(令和3)年度1名、2022(令和4)年度0名、2023(令和5)年度1名)、特別研究が7名(2021(令和3)年度2名、2022(令和4)年度2名、2023(令和5)年度3名)の実績となっている(根拠資料 8-56)。

・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制

教育研究活動を支援する体制に係り、ティーチング・アシスタント(TA)を配置しており、「学校法人日本福祉大学ティーチングアシスタント規程」で任務や就労資格等を定めている。TA

は、授業担当者の指導・監督下で学部の授業内容の質的向上、教育効果の向上を図るため、情報処理演習や実習・演習・実技に係る科目等に配置するものであり、成績優秀な大学院生や学部生、もしくはふさわしい技能・経験を有する一般社会人を採用している(根拠資料6-34)。

各研究所・センターには、それぞれの研究活動の必要に応じて、各種の研究人材を配置できる制度を設けている。リサーチ・アシスタント(RA)は科研費や受託研究等の有期の研究活動で、研究所単位や専任教員個人で行う研究の遂行のための研究補助員である。また、各研究所・センターには、研究活動に助言を与える研究フェローやそれぞれの研究活動等推進のための客員研究所員(以上は給与無し)、嘱託研究員(有給)を配置している。各制度は規程で定義しているが、その概要は下表のとおりである(根拠資料 8-57～61)。

<研究人材配置制度>

職種	定義	資格要件
研究フェロー <無給>	研究所・センターにおける高度な研究推進に必要な助言を与えることができる研究者	優れた専門研究等の実績を有し、研究推進上特に必要な研究者を任用(社会的評価を得た研究者。本務機関なし)
嘱託研究員 (一般研究員)	研究所・センター委託の研究に従事する者	専門の学術技能に秀で、本学の研究教育計画上、必要と認められた者
嘱託研究員 (主任研究員)	一般研究員の職務に加え、研究者の組織、受託研究業務、研究所・センター運営に必要な業務に従事	一般研究員の要件に加え、研究グループ等のリーダー、コーディネータ等の役割を果たす。博士号取得者や人文・社会科学分野でそれに相当する者
客員研究所員A <無給>	専ら研究所等における研究活動の推進を目的に委嘱	高等教育研究機関か研究所等にて研究・教育に従事する者、国又は地方公共団体や民間企業等の研究職やそれに準ずる者等
客員研究所員B <無給>	研究所等の研究活動推進に加え、研究所等における公的研究費の研究課題遂行を目的に委嘱	Aの資格を満たし、過去に研究機関等にて研究者番号を付与されていた者に委嘱

また、2022(令和4)年度時点の研究フェロー、嘱託研究員、客員研究所員の委嘱人数は下表のとおりであり、本学の科研費等競争的資金の取り組みへの対応、各研究所・センターの研究プロジェクトの推進に尽力している。さらに、2023(令和5)年度より、産学連携研究促進のため、健康科学研究所に研究所教員1名(特命教員)を配置している。

< 嘱託研究員、客員研究所員の委嘱人数一覧 >

		研究 フェロー	嘱託 研究員	客員研究所員		
				A	B	
学則付置の 研究所・ 研究センター	福祉社会開発研究所	1		2	1	
	知多半島総合研究所		1※	2		
	健康科学研究所			3		
	心理臨床研究センター		6◎			
	看護実践研究センター	1		3	9	
	まちづくり研究センター					
	パラスポーツ研究所			3		
特定重点 研究センター	地域ケア研究推進センター			1		
	福祉政策評価センター			2	1	
	アジア福祉社会開発研究センター	1		5	2	
	健康社会研究センター		1※	9	1	
	スーパービジョン研究センター	2				
社会貢献型研 究 センター	権利擁護研究センター			4	1	
	ソーシャルインクルージョン研究センター	1		3		
		(※主任研究員、◎一般研究員)	6	8	37	15

・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

本学は 2001(平成 13)年度に通信教育部を立ち上げ、インターネットを活用した先進的な教育・学習環境の開拓に取り組み、通信・通学融合型キャンパスのコンセプトのもと、その成果の学部教育への展開に取り組んできた。nfu.jp システムやオンデマンド科目の開発・導入を進めるなか、事務局の情報・ネットワーク管理運営部局のもとに、教育デザイン研究室等、その開発・運営を担う体制を構築してきた。現在は ICT 推進室として nfu.jp システムの維持・管理や web・動画コンテンツの制作はもとより、オンライン教育の根幹のシステムを管理しつつ、教員からの相談対応等にも教務部局と共同してあたっている(ICT サポートデスクの呼称にて、学生・教職員の相談等に幅広く対応)。

美浜キャンパス以外にも、半田、東海、名古屋の各キャンパスに ICT 推進室の担当者を配置して、万全を期している。2020(令和2)年度からのコロナ禍にあたり、約1か月の準備期間を経て全授業のオンライン実施を可能としたのも、このような基盤があったからこそである。一方、DX 等の日進月歩の新技术への対応は課題であり、学内での検討議論も並行して進めている。

⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み
・ 規程の整備
・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に拠って、研究不正防止の体制整備や研究倫理教育の対応を進めている(根拠資料8-62～63)。

規程については「日本福祉大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」(根拠資料8-64)、「日本福祉大学における公的研究費の取扱いに係る不正行為防止に関する規程」(根拠資料8-65)を整備し、Web サイトにて公表している。また、研究活動上の不正行為に関する公益通報に係り、「学校法人日本福祉大学における研究活動に係る不正行為の公益通報時の取扱いに関する規程」(根拠資料8-66)を整備し、対応方を定めている。公的研究費の適正な使用・管理のため、「日本福祉大学公的研究費等運用管理規程」(根拠資料8-67)、「日本福祉大学競争的資金等事務取扱い規程」(根拠資料8-68)を整備し、「日本福祉大学公的研究費取扱いマニュアル」(根拠資料8-69)を作成して毎年度開催の説明会にて周知徹底を図っている。さらに毎年度、科研費助成事業の内部監査を実施し、研究費の適正使用・管理を確認している。

推進体制としては、学長を最高管理責任者、副学長(研究)を統括管理責任者、総合研究機構長を研究倫理教育責任者にそれぞれ当てている。学部長等は、各部局にて研究倫理や研究不正防止につき、適切な措置を講じるものと定めている。

研究倫理の確立に向けては、先述の通り、「日本福祉大学研究倫理指針」(根拠資料8-35)を策定し、Web サイトにて公表している。具体的な研究倫理教育については、2015(平成 27)年度・2016(平成 28)年度に専任教員と各研究所・センターの研究員等の構成員全員に実施(e-learningの「eL CoRE」受講)し、以降は新規赴任教員についてのみ受講を進めてきた。全体に対する研究倫理教育の定期的実施が課題であったため、2022(令和4)年度に同年度・翌年度のコンプライアンス教育や啓発活動の実施計画を立て、その主要な取り組みとして 2022(令和4)年度末に全専任教員等に対する研究倫理教育の再実施を行った(e-learning「eAPRIN」受講)。受講内容については、各学部がそれぞれの専門分野等を踏まえて選択し、各構成員に実施することとした(根拠資料8-70)。

学生対象の研究倫理教育は、各研究科や看護学部等で実施するのみで、全体での実施が課題になっている。2023(令和5)年度後期には、学生対象の倫理教育の 2024(令和6)年度以降実施に向け、専門分野の特性等を踏まえて各学部で検討し、教務部で取りまとめる取り組みを進めている。

研究倫理に関する学内審査については、国の定める「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(2014(平成 26)年 12月 22日交付)に対応した審査を行うため、「日本福祉大学「人

を対象とする研究」に関する倫理審査規程」(根拠資料8-71)に基づいて倫理審査委員会を設置し、倫理審査を毎月実施している(毎月末を締切日とし、審査案件を募集)。同委員会には、各研究領域を網羅する形で委員を選出するとともに、学外者にも委員を委嘱して構成している(根拠資料8-72)。

また、研究推進における透明性の確保を目的とし、「日本福祉大学研究に関する利益相反委員会規程」(根拠資料8-73)を整備している。

⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

本学では、中期計画において中期的な環境整備方針を定めるとともに、中期計画に示された計画・構想は、学園の主要政策として取り扱っている。(詳細は第1章参照)

図書資料の整備と図書利用環境の整備に関しては、各学部教員及び各キャンパス担当職員を構成員とする「図書館運営委員会」を設置し、附属図書館の利用状況の確認、図書・学術雑誌の選定、利用者の教育・支援の推進等に対する点検・評価を行い、その結果を図書館運営に反映している。

研究活動を促進させるための取り組みに関しては、各学部教員を構成員とする「総合研究支援室」を設置し、科学研究費助成事業の申請・採択の状況確認、学内の外部資金獲得支援に係る制度の効果検証等の点検・評価を行い、その結果を研究活動の促進に関わる諸事業に反映している。

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の教育環境については、4年終了時に行う卒業生アンケートや全学協議会(学長、大学評議会、各キャンパスの学生自治会や学生会、職員会議、教職員組合にて構成し、全学的な重要事項を協議する)にて意見を受けるとともに、障害のある学生対応等では担当部局が把握した状況をもとに適宜改善を図っている。

図書館運営委員会での検討・議論に基づいて、毎年度の購入雑誌等の見直しや本の除却等を決定しており、利用者のニーズに則した図書館運営を進める礎となっている。また同委員会での確認に基づき、図書館利活用の一層の発展・向上を期して、専任教員を対象とするアンケートを2023(令和5)年度に実施することにした。

総合研究支援室の検討・議論に基づき、科研費の申請・採択の状況を踏まえて、学内研究助成制度の改編を進めてきたのは、先述の通りである。コロナ禍に起因する事情もあり、新規の

応募件数が減少していることを踏まえ、2021(令和3)年度後期に専任教員対象の意識調査も行った。これによると、外部資金の申請をせずとも個人研究費で研究が可能との意見が顕著であり、逆に本学固有の研究支援制度の有効性を示す結果となった。

これらの状況を踏まえ、科研費採択を目指す研究者をより確実に採択へとつなげるよう、2022(令和4)年度からの公募型研究プロジェクトB枠の廃止(その分、A枠の助成額を拡大)、2023(令和5)年度公募からの要件変更(科研費の申請は翌年度の申請でも可能に)を行っている。2023(令和5)年度分公募(2022(令和4)年度募集)結果では、新規採択率が向上し、学内全体の助成金総額も増加している。

一方、上記の意識調査結果からは、科研費等への応募者拡大に向けて、意識啓発や各種サポートの充実や研究時間の確保への対応等、今後に向けた課題も明らかとなっている。

(2) 長所・特色

中期計画や中期的戦略のもとで、長期の計画や年次の事業計画をたてて取り組みを進めている。特に ICT については、ICT 推進室という専門部局を設け、学内の情報インフラ整備から独自 nfu.jp システムの開発・管理、オンライン授業等のサポートやオンデマンド科目の開発、ISMS を主軸とする情報セキュリティの確保まで、情報・ICT 環境に係る総合的な運営ができる体制を確立している点は、本学の特色といえる。

また本学は、障害のある学生を開学当初から受け入れており、現在の校地で最も古い美浜キャンパスにおいてもバリアフリー対応は開設当時から確保されている。障害のある学生とともに学ぶことは、本学の学生・教職員にとっては以前より日常的な営みであり、学習に取り組みやすい環境が、施設・設備面のみならず人的にも確保されている。これは本学の長所の一つといえる。

研究においては、コロナ禍の影響で、一時的に科研費の新規応募件数は減少しているが、応募者の採択率が向上し、大型科研の採択もあって、採択額は大幅に増加している。また、新たな取り組みとして中期的戦略に位置付けた産学連携研究についても、企業等との共同研究の件数、受入金額とも大幅に増加しており、成果を上げつつある。

(3) 問題点

教育研究等環境について内容が多岐にわたり、これまでその PDCA の軸としてきたのは中期計画や中期的戦略等であった。これらは現状の諸課題の解決・改善を示すと同時に、基本は学園・大学が新たに進むべき方向を指し示すものでもある。そのため PDCA を具体的に回すにあたっては、年次の事業計画にどのような計画・課題を設定するかが鍵となるが、事業計画

は分野・機関ごとに立てられており、大学全体の教育研究等環境をより各分野を横断し俯瞰的・総合的に把握し検証する機会が少なかった点は否めない。2023(令和5)年度に「教育研究等環境の整備に関する方針」を策定したことは、これを今後、総合的に把握・推進する契機となるといえる。

研究については、専任教員の研究倫理教育の定期的実施については2022(令和4)年度の一斉実施によって、定期的な実施を行う体制を整えた。一方、学生への研究倫理教育については、大学院と一部学部での実施にとどまっていたが、2023(令和5)年度に全学部での次年度以降の実施を目指して、教務部で取組方の検討を進めている。

(4) 全体まとめ

本学は、在学者が5,000名を超える規模の通信課程を有する大学として、2005(平成17)年からのISO27001認証取得、2019(令和元)年度の高速度無線LAN環境(Wifi6対応)整備、2021(令和3)年度の個人端末(ノートパソコン)の所持必須化(BYOD)等の取り組みを通じて、ネットワーク環境の整備、情報通信技術(ICT)の活用、情報セキュリティ確保に対して積極的に取り組んでいる。

また、1958(昭和33)年の開学当初から障害のある学生が多く在籍しており、学生支援センターを中心に全キャンパスの施設設備のバリアフリー対応、キャンパス利用者の快適性に配慮した環境整備にも積極的に取り組んでいる。

今後は、「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、生成AI技術の発展等に伴う社会的変化に対応した教育研究等整備に取り組むこととしたい。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

- ①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、社会貢献・社会連携の方針として、2018(平成30)年度に、「日本福祉大学地域連携ポリシー[全学]」(根拠資料9-1)を策定し、それに基づき各学部の特色を活かした取り組み方針である「日本福祉大学地域連携ポリシー(学部)」(根拠資料9-2～8)を2019(平成31)年度に策定した。この地域連携ポリシー(全学・学部)は、いずれも建学の精神、大学の目的で示している、地域社会に貢献する人材を養成するという理念を踏まえたものである。

- ②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制
評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

学外組織との連携体制として、「地域連携事業推進本部」を設置している(本部長＝学長)。同推進本部では、年3回の地域連携事業推進本部会議により、学部、研究科、教学各組織を通じた学外組織と連携した活動の計画的な実施、実施状況の集約、取り組み改善に向けたフィードバックの役割を担っている。また、その実務を支える組織として、地域連携推進室を設置している。

さらに、学生、教職員の地域と連携した活動を支援する組織として、「Cラボ」を学内、学外に2カ所設置するとともに、地域連携コーディネーター(職員)を配置することにより、地域貢献・地域連携活動の推進を図っている。

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

本学では、社会連携・社会貢献活動に積極的に取り組むことを通じて、教育活動、研究活動を推進し、その成果の社会還元に努めている。その具体的な内容を以下に示す。

- i. 地(知)の拠点事業(COC事業)の実施に基づく教育活動、研究活動の推進

本学では、地域に関心を持ち、地域課題を理解し、その解決に向けて貢献できる人財である「ふくし・マイスター」(根拠資料9-9)を養成している。「ふくし・マイスター」認定条件は以下の通りである。

<「ふくし・マイスター」認定条件>

- ・各学部及び全学教育センターにおいて開講されている地域志向科目を、在学中に10科目20単位以上修得すること。
- ・学生自身の地域に関わる学習過程や地域活動を意図的に振り返り、省察することを目的としたリフレクションを、1～4年次に各1回実施すること

※2022(令和4)年度3月卒業生実績:881名(61.9%)

また、本学では地域で活動する人や地域での学習フィールドを「地(知)のマイスター」と「地(知)のフィールド」として登録を行っている。本取り組みにより、地域人材や地域の活動フィールドの情報を蓄積し、地域連携教育活動や市民等協働した研究活動を推進している。

ii. 地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)の実施に基づく教育活動の推進

本学では、文部科学省「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」の採択を受け、大学(岐阜大学、中部学院大学、中部大学、日本福祉大学、名古屋学院大学、岐阜協立大学(協力校))、自治体(岐阜県)、産業界(岐阜県経営者協会、十六銀行、大垣共立銀行、マイナビ)の三者が協働した地域の就職率向上と雇用の創出、そして地域を支える人材を育成して若者の地方定着を進め、地域を活性化していく取り組みを推進している(根拠資料9-10)。

上記大学や自治体、企業等と連携し、課題解決型インターンシップやワークショップ等のプログラムを展開し、地域に貢献できる人材の養成・輩出を進めている。

iii. 産学官連携研究の推進

本学では、建学の精神に基づき「21世紀の新しい福祉社会と持続可能な地域社会の構築」に資する研究を軸として、各研究所・研究センターを中心に企業・法人・自治体等との産学連携研究の取り組みを推進し、社会への還元を進めている。

<健康科学部 坂口大史准教授の産学連携研究事例>

研究テーマ:薄型CLT(Cross Laminated Timber)を活用したSDGs対応の福祉環境配慮型建築の開発

共同研究者:株式会社鴻池組、銘建工業株式会社、なかむら建設株式会社

研究目的:薄型CLT(90mm厚以下)に着目した工法開発による、森林資源の循環、福祉面で貢献する製品の開発と新規案件の提案や模索。「カーボンニュートラル社会」の実現。

iv. SDGsの達成に貢献する教育研究活動

誰一人取り残さない社会を目指す SDGs17 目標には、本学の建学精神に基づく教育・研究活動を通じてその達成に貢献できる内容が多く含まれていることから、大学 Web サイトに本学の SDGs17 目標に関わる教育研究活動を集約して紹介している(根拠資料9-11)。

2021(令和3)年から3年連続して「Aichi SDGs EXPO」に大学として出展し、具体的な取り組みについて社会に発信した。具体的な SDGsの達成に貢献する教育研究活動の例を以下に挙げる。

<社会福祉学部 齊藤雅茂教授と学生による認知症啓発の活動>

2年生のサービスラーニング授業を通じて、小さな子どもたちに認知症の人と暮らしについて知ってもらうために絵本を制作し、クラウドファンディングで資金を集めて、知多半島内の小学校、児童館に絵本を寄贈した。

<健康科学部 福田秀志教授による知多半島の生物多様性の促進>

知多半島内のキツネの生息調査を通じて、キツネの生息範囲を広げるため、大学が株式会社豊田自動織機と協働し、工場敷地内にキツネのための通り道(アニマルパス)を設置、キツネが近隣の森と行き来できるようになったことが自動撮影装置(カメラトッポ法)を用いて確認された。

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学における地域交流、国際交流事業への参加・実施状況は以下のとおりである。

i. 地域交流事業について

地域交流事業については、「ふくし・マイスター」の養成、生涯学習センターの公開プログラム(根拠資料9-12)等の教育研究活動を通して取り組みを推進するほか、「東海市大学連携まちづくり推進事業(愛知県東海市)」「(根拠資料9-13)」、「みはま地域大学『みんなの減災カレッジ』(愛知県美浜町)」、「トワイライトスクール事業(愛知県美浜町)」「(根拠資料9-14)等の学外での取り組みや、美浜・半田・東海の3キャンパスではそれぞれ年1回のキャンパス祭(美浜は大学祭として実施)を開催しており、学生・教職員とキャンパス周辺地域との交流に積極的に取り組んでいる。

ii. 国際交流事業について

国際交流事業については、「日本福祉大学 グローバル化ビジョン 2020～2024」(根拠資料9-15)に基づく取り組みを推進している。

具体的な取り組みとして、プレゼンテーション大会「ワールドユースミーティング(文部科学省後援)」がある。ワールドユースミーティングは、2003(平成 15)年度から本学が主催している英語プレゼンテーション大会であり、海外協定校をはじめとした日本国内外の高校・大学

が参加している。この取り組みについて、国際福祉開発学部の取り組みの事例を挙げる。

＜国際福祉開発学部における国際交流事業に関する取組事例＞

2022(令和4)年度は8月5日、6日にワールドユースミーティングが開催された。コロナ禍の影響もあり、3年ぶりに対面を取り入れて開催となった本イベントは、本学をメイン会場としたハイブリッド方式で行い、国内外の高校、大学、合計60校が参加。国内外の学校混合のチームごとに、プレゼンテーションを英語で行った(根拠資料9-16)。

以上のように、「日本福祉大学地域連携ポリシー」に沿って、本学の教育研究活動を地域へ還元することを意識した様々な取り組みを行っている。また、「日本福祉大学 グローバル化ビジョン 2020～2024」に沿った国際交流事業の取り組みを通じて大学コンセプトである「地域に根ざし、世界を目指す『ふくしの総合大学』」を体現することに努めている。

③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・地域貢献に係る活動の適切性については、地域連携推進機構、各学部・研究科等の実施機関が、年度初めに作成する事業計画をもとに、中間段階の進捗状況(9月)及び最終的な達成状況と残された課題(2月)の自己点検・評価を行い、内部質保証推進組織である「教育・研究評価専門委員会」が報告を受けて、その内容について評価し、必要に応じて改善すべき点のフィードバックを行うことにより、次年度の事業計画に反映することで、改善・向上に繋げている(2023(令和5)年度より「教育・研究評価専門委員会」を廃止し、「大学運営会議」において対応)。

また、地域連携方針(ポリシー)に基づく活動の適切性についても、地域連携推進室を中心に年2回(9月・2月)、自己点検・評価を実施しており、点検結果は地域連携推進機構へ報告し、改善・向上に繋げている。

教員個々が取り組んでいる社会連携・社会貢献の活動については、年度初めに教員一人ひとりが作成する教育研究計画書は、社会連携・社会貢献活動の実施計画を記入することとしており、年度末に作成する教育研究報告書に各教員が自己点検・評価結果を記入し、所属学部長による点検・評価を経て、「教育・研究評価専門委員会」で確認、評価、必要に応じたフィードバックを行うことを通じて、各教員の取り組みの改善・向上に繋げている。

(2) 長所・特色

本学では、社会連携・社会貢献を推進する体制として、地域連携推進事業本部、地域連携推進機構、地域連携推進室という組織を体系的に整備するとともに、教員、学生による社会に貢献する教育研究活動を支援するCラボ、地域連携コーディネータを配置することを通じて、具体的な成果に繋げている。

特に、2014(平成26)年度に採択された「地(知)の拠点整備事業」を通じて、地域と連携した教育・研究活動に全学的に取り組むことにより、卒業後に地域に貢献することを目指した「ふくし・マイスター」を2019(令和元)年度卒業生に初めて認定して以来、毎年、学士課程(通学課程)卒業生の半数以上を認定し、社会に輩出している。2020(令和2)年度に実施した「ふくし・マイスター」の授与を受けた卒業生に対するインタビュー調査を通じて、卒業後の地域に貢献する活動に活かされていることを確認している。

産学連携研究やSDGsの達成に資する教育研究活動の推進に、全学的に取り組んでおり、その成果を大学Webサイトや自治体の公的イベント(SDGs EXPO等)を通じて、社会に発信し、社会還元を努めている。

(3) 問題点

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進においては、2022(令和4)年度卒業生(学士課程(通学課程))のうち61.9%(881名)となっている「ふくし・マイスター」の認定者割合を高める取り組みの推進が課題である。今後、在学生オリエンテーション等において「ふくし・マイスター」の制度理解を促すとともに、地域志向科目のより一層の充実を図り、認定者数増加に取り組む。

教員個人が取り組む社会貢献・社会連携の活動の自己点検・評価に係る活動については、各教員が毎年度提出する「教育研究計画書」及び「教育研究報告書」において実施しているが、社会貢献・社会連携の活動に関する自己点検・評価に関する項目設定が不十分となっている。今後、「教育研究計画書」及び「教育研究報告書」の書類様式の見直しとともに当該システムの改修を行い、社会貢献・社会連携の活動の可視化に取り組む。

各学部等の組織的な社会貢献・社会連携の自己点検・評価に係る活動については、地域連携ポリシーに基づく自己点検・評価を、2022(令和4)年度より地域連携推進室を中心に年2回実施しているが、自己点検・評価に基づく改善活動までには至っていない。

(4) 全体まとめ

教育研究活動の社会への還元に取り組むために、「日本福祉大学地域連携ポリシー」を策

定し、学部・付属機関において、地域に関心を持ち、地域課題を理解し、その解決に向けて貢献できる人財である「ふくし・マイスター」の養成をはじめとして、学部・付属機関において展開されている各種プログラムについても Web サイトにて公表している。

この各学部等の組織的な社会貢献・社会連携の自己点検・評価に係る活動については、地域連携推進室を中心に年2回実施しているが、自己点検・評価に基づく改善活動までには至っていないため、今後、取り組みを進める。

また、教員個人が取り組む社会貢献・社会連携の活動に関する情報集約が不十分となっているため、各種書類様式の見直しとともにシステム改修を行い活動状況の可視化に取り組む。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

- ①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学では、学長のもとで取りまとめる大学の事業計画を策定するにあたり、以下の方針を定め、Web サイトにて公表するとともに、Web サイトを通じて学内構成員に対して周知を図っている。

<大学運営の方針>

1. 大学運営

- (1) 学長は理事会より負託を受け、日本福祉大学建学の精神の継承と発展に努め、日本福祉大学の教学の責任者として校務をつかさどり、大学諸機関を統括する。
- (2) 学長を補佐するため、副学長及び学長補佐を置く。また、各種規程に基づき大学運営に必要な職を置くものとする。
- (3) 教学上の重要事項を審議・確認する機関として大学評議会を置く。また、日常業務及び全学事項について審議を行い、全学及び各学部の統一的な業務を執行する機関として大学運営会議を置く。

2. 財務

- (1) 毎年度の予算は、理事会及び評議員会で承認された事業計画に基づき編成され、決定する。予算は日本福祉大学経理規程をはじめとした関連規程のもとで執行する。

大学運営の方針は、学長のもとで年度単位の重点課題を設定(根拠資料 10-1～2)し、副学長、学部長、大学院委員長、専門部長、機構長、各専門委員長、各付属・付置機関長が、大学重点課題に沿ってそれぞれの事業及び到達目標を作成している(根拠資料2-4～5)。各機関で作成した事業及び到達目標は、大学運営会議のもとで大学事業計画としてとりまとめ、秋頃に行う中間報告と年度末の事業報告を踏まえて次年度の事業計画を策定するマネジメントサイクルにより点検・評価を行っている。

2022(令和4)年度までは、このマネジメントサイクルを「教育・研究評価専門委員会」が担っていたが、マネジメントサイクル自体の適切性を検証・評価する機関がなかったため、2023(令和5)年度より「内部質保証推進委員会」を設置し、この機関が新たに大学運営のマネジメントサイクルの適切性について確認することとしている。

- ②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：学長の選任方法と権限の明示

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

評価の視点1：学長の選任方法と権限の明示

・学長の選任方法と権限の明示

本学の学長選解任は、「日本福祉大学学長規程」(根拠資料 10-3)及び「日本福祉大学学長選任規程」(根拠資料 10-4)に基づき行っている。学長の選任にあたっては、常任理事会のもとに学外有識者を含む学長予定者選考委員会を設置し、学長予定者の選考にあっている。選考委員会は「求める学長像」を定め、学長選任に関わる一連の手続きを管理し、理事長に学長予定者を進達する役割を担っている。学長予定者は、教授会における学長候補者としての適格性の審査投票や、教職員による学長選挙投票の結果と、学長予定者選考委員会との面接等を踏まえて決定する。上述の通り、学長予定者選考委員会は、決定した学長予定者を理事長に進達し、理事長はその進達結果を踏まえ、理事会に対して学長予定者を提案し承認を経て決定する。

学長の職務は、「日本福祉大学学長規程」(根拠資料 10-3)に基づき理事会より負託を受け、日本福祉大学建学の精神の継承と発展に努め、日本福祉大学の教学の責任者として校務をつかさどり、大学諸機関を統括する。

・役職者の選任方法と権限の明示

学長を補佐するため、副学長及び学長補佐を置いている。副学長及び学長補佐は、専任教職員の中から学長により任命され、命じられた職務を取り行う。学長に事故ある場合は、あらかじめ指名された副学長がこれを代行する。2023(令和5)年5月1日現在、2名の副学長が「教務、学生、入試・就職、教員職務・教員人事、大学質保証」「研究、連携(産学連携、地域連携、法人連携等)、支援組織(同窓会、大学後援会)」の分野を担っている。学長補佐は3名が配置(2023(令和5)年5月1日現在)され、「大学改革・学募広報」「教育改革(多職種連携教育含)・学生支援」「地域連携(地域連携教育含)・国際」の分野を担っている。また、教務部、学生部、入試部及び就職部(以下、総称して専門部という)を設置しており、専門部長は学長により任命され、各部門における全学的事項を推進する。

・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

大学運営の方針にも記載のとおり、教学上の重要事項を審議・確認する機関として大学評議会を置いている。また、日常業務及び全学事項について審議を行い、全学及び各学部の統一的な業務を執行する機関として大学運営会議を置いている。大学運営会議で審議された内容は必要に応じ、大学評議会に掲題される。また、重要事項及び長期的課題について必要な政策討議を行う機関として、学長会議を置いている。学長会議で討議された内容は必要に応じ、大学運営会議に掲題される。これら一連の流れが学長の意思決定に繋がっている。

・教授会の役割の明確化

・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

学部教授会において審議する事項は、「日本福祉大学学部教授会運営規程」(根拠資料 10-5)に定めており、学部教授会で審議・確認した結果については学長に進達され、学長が決定している。学部長は学部教授会で選出の上、その結果を学長に進達し、学長が任命している。また、同規程で学部長は学部に関する校務をつかさどることとしている。研究科長は、研究科の管理運営及び課程教育の統括を行う。研究科長(福祉社会開発研究科を除く)は各研究科で選出し、学長が任命している。

・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

教学組織と法人組織の権限と責任については、「学校法人日本福祉大学寄附行為施行細則」(根拠資料 10-6)に以下の通り明確に記載している。

<学校法人日本福祉大学寄附行為施行細則 第2条>

理事会は、寄附行為に特に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 将来計画及び経営政策に関する事項
- (2) 経営基本政策に関する事項
- (3) 教員及び職員の任免に関する事項
- (4) 経営評価に関する事項
- (5) 前各号のほか、管理運営に関する重要な事項

2 理事会は、日本福祉大学の教育研究に関する次の各号について、学長へ権限を負託する。

- (1) 学生の修学に関する事項
- (2) 学術研究に関する事項
- (3) 教員人事政策に関する事項
- (4) 前各号のほか、理事会が必要と認める事項

・学生、教職員からの意見への対応

本学では、大学の中・長期計画に関する事項や、大学の基本方針に関する全学的な重要事項を協議する機関として「全学協議会」を置いている(根拠資料 10-7)。全学協議会は、学長が議長を務め、理事、教職員(大学評議会、職員会議、教職員組合)のほか、学生(学

生自治会)を構成員としており、様々な立場の構成員が意見を出せる仕組みとなっている。

コロナ禍に開催された全学協議会の一例として、学内各所に除菌用のアルコールスプレーが設置されているが、このスプレーの高さが車イス学生にとって使用しづらいとの意見が上がり、その結果が大学運営会議等で報告され、速やかにその改善の対応が行われた事例がある。

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

本学では、起こり得る様々な危機を事前に予防し、発生時は迅速かつ的確に対処するため、学園の危機管理体制及び事業継続に係る基本事項を、「学校法人日本福祉大学危機管理規程」(根拠資料 10-8)として定めている。また、大規模災害発生時の対応をまとめた「学校法人日本福祉大学大規模地震等事業継続計画(BCP)」を作成し、教職員専用 Web サイトで公開している(根拠資料 10-9～10)。

安心で安全な大学生活を送るために、身の回りの危険や安全に対する意識を高め、再確認することを目的に、毎年 10 月の第3週目を防災・減災啓発週間と定め、様々な啓発活動を実施している。その一環として、全キャンパスで避難訓練も実施しており、毎年多くの教職員が参加をしている。

③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成については、「学校法人日本福祉大学経理規程」(根拠資料 10-11)及び「学校法人日本福祉大学予算執行細則」(根拠資料 10-12)並びに学校法人会計基準に従って適正に実施されている。

予算の編成にあたっては、中期計画に基づく各年度の事業計画及びそれを踏まえた予算編成方針が理事会で承認された後、予算編成説明会において編成にかかる留意点とともに各課室への予算配賦(全課室の予算配賦額を一覧で提示)が行われる。配賦される予算額は、前年度の経常的経費にかかる予算額をベースとし、これに新規事業予算として、「財務部会」において実施の優先度や経費の妥当性を厳密に審議した上で承認されたもののみ加算されることとなっている。

配賦額を基準として各課室が編成した予算要求額について、1月から2月にかけて経理課が全課室に対して予算ヒアリング及び査定を行った上で、学園全体の予算をとりまとめる。予算査定においては、収入予算を鑑みつつ、「事業目的」「事業計画との関連性」「算出根拠の適正さ」「前年度の実績額・費用対効果」等の視点から、各課における適正な予算額の確保と、事業改

廃を含む業務の効率化、縮小、発展的解消等による余剰予算の捻出を図っている。

取りまとめた予算案は、3月開催の常任理事会に提案し、評議員会での諮問を経た上で、理事会において最終決定している。

本学における予算執行は、「学校法人日本福祉大学予算執行細則」に基づき適正に行われている。実務マニュアルとして「予算執行の手引き～基本編～」(根拠資料 10-13)、「予算執行の手引き～システムマニュアル編～」(根拠資料 10-14)を整備しており、学内ポータルサイトで公開することにより、適宜、マニュアルの更新を図り、予算執行に係るルールの周知徹底と、誤りやすい事例を共有することから正確かつ迅速な予算執行に努めている。加えて、適正執行にかかわり、全課室に「予算執行管理体制チェックシート」(根拠資料 10-15)の提出を義務つけており、各課室担当者の会計知識習熟度や、課内の起票・執行にかかる点検体制等を確認している。

④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は、「学校法人日本福祉大学事務分掌規程」(根拠資料 10-16)に基づき、学校法人日本福祉大学事務局の円滑な業務執行のため、各部局と担当課室を置いている。

2023(令和5)年5月1日時点の事務組織(根拠資料 10-17)は、理事長・学長室、広報・開発部、企画政策部、美浜事業推進室、リカレント教育事業部、学務部、研究部、美浜事務部、半田事務部、東海事務部が配置され、学園事務局長が統括している。このうち大学の教育研究活動を支援するのは、リカレント教育事業部、学務部、研究部、美浜事務部、半田事務部、東海事務部であり、大学事務局長が統括している。

職員の採用は、「学校法人日本福祉大学職員就業規則」(根拠資料 10-18)及び「学校法人日本福祉大学事務局局長会等運営規程」(根拠資料 10-19)に基づき、事務局が選考し、理事会に進達の上決定する過程で行われる。職員は採用後、職員人事制度に定める職層資格の「スタッフ級」に任用される。一定の業務経験、育成指導を経て昇格試験の受験により、業務を自律的に遂行する「ゼネラルスタッフ級」に任用される。さらに上位層として「マネージャー級」が置かれ、昇格試験により任用される。

事務局業務の多様化、複雑化により専門知識が必要となる業務に対しては、特別契約職員の採用やアウトソーシングにより対応している。学修コーディネータや学生支援相談員、キャリ

アカウンセラーといった学生支援領域や、法人管理領域では ICT や施設管理、地域連携等である。特別契約職員は当該管理者との面談を通じて目標及び進捗状況、課題等を共有している。

教職協働については、教務部や学生部、就職部、入試部の副部長には職員が任命され、それぞれの事業運営の中で職員が職員の立場で意見ができる体制を敷いている等、教学運営に関する諸会議、委員会運営はじめ教育活動、学生支援、キャリア支援、学生募集、社会連携等の様々な場面で行われている。また、SD 活動も教職協働で実施している。なお、前学長の任期期間である 2022(令和4)年度までは職員の副学長(就職・学生募集担当)、大学事務局長が学長補佐として任用されていた。

職員の人事考課については、1996(平成8)年以降実施している「職員人事制度」に基づく評価を行っている(根拠資料 10-20)。職員人事制度がめざすのは、職員が重点課題にシフトし、業務の高度化をすることで、必要となる能力開発が図られ、同時に業務改革・マネジメント改革が促進され、学園戦略を実現していく仕組みとして機能していくことである。まずは、めざすべき職員像として「事業経営型職員」を掲げ、『激変する環境変化に対して、「戦略思考」と社会的に評価される「専門性」と「マネジメント能力」をもって課題の発見と解決を行うことができる実務家』と定義した。現在、事務局では、その能力習熟度、役割に応じて「スタッフ」「ゼネラルスタッフ」「マネージャー」の3つの資格を設けている。また、このめざすべき職員像の育成に向け、能力開発、研修制度を設けるとともに、評価制度もその促進としての機能を持っている。担当業務の達成状況や業務遂行能力等を基準(根拠資料 10-21)に沿って上位者が評価を行い、職員の育成及び事務局業務の向上に活用している。なお、評価結果は給与への反映とともに面談でのフィードバック等、職員の育成に活用している。

また、業務の高度化を図るために、事務局業務を「重点課題」と「一般課題」に区分し、重点課題を専任職員が担うべき課題、一般課題は業務整理し標準化する課題とする職務改革を行ってきた。重点課題については、例年事務局全体で 100 件ほど提出され、「事業企画書」というツール(根拠資料 10-22)を利用して事務局全体で年度当初での目標計画設定、年度終了時には結果評価を共有し、事務局の PDCA サイクルとして機能している。

事務局の特徴として、職員会議が挙げられる。職員会議は、日本福祉大学における研究、教育の発展のために、業務遂行の方針を定め業務の円滑な処理と職員の資質向上を図り、職員の総意による事務局運営を発展させることを目的に、1969(昭和 44)年に設置された。職員会議は「日本福祉大学職員会議規程」(根拠資料 10-23)を持ち、議長及び運営委員会は事務局構成員から信任され、自律的に事務局業務の向上に向けた活動を行っている。このような取り組みは事務局建設と呼ばれる。職員会議の議事、活動内容は以下のとおりである。

<職員会議の議事及び活動内容>

- (1) 教授会、理事会、事務部局長会、その他学内各機関の報告に関する事項
- (2) 大学将来計画に関する事項
- (3) 業務方針、業務計画、事務局運営に関する事項
- (4) 研修に関する事項

(5) 学内諸機関との協議に関する事項

(6) その他重要事項

2022(令和4)年度の職員会議の活動は以下のとおり、7回の会議と夏季全体集合研修を行った。

<2022(令和4)年度 職員会議活動状況>

会議名	日程・会場	主要議事
第1回職員会議	4月27日(水) 15:00～16:30	・理事長報告 ・学園事務局長報告 ・2022年度開催日程及び活動内容
第2回職員会議	5月20日(金) 15:00～16:30	・学長報告 ・大学事務局長報告
第3回職員会議	6月22日(金) 15:00～16:30	・2022年度プログラム実施計画 ・2022年度夏季全体集合研修実施計画 ・学長選任関連
第4回職員会議	7月22日(金) 15:00～16:30	・2022年度プログラム実施計画 ・2022年度夏季全体集合研修実施計画 ・学長選任関連
夏季全体集合研修	8月26日(金) 午後	・障害者スポーツ体験(ボッチャ) ・若手交流レクリエーション
第5回職員会議	10月28日(金) 15:00～16:30	・2022年度プログラム・職員会議セミナー ・2022年度夏季全体集合研修実施結果 ・学長選任関連
第6回職員会議	12月23日(金) 15:00～16:30	・2022年度プログラム・職員会議セミナー ・学園創立70周年記念事業概要
第7回職員会議	2月24日(金) 15:00～16:30	・次期議長の信任投票実施結果 ・次期運営委員選挙公示 ・2022年度プログラム・職員会議セミナー

⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

本学では、スタッフ・ディベロップメント(SD)を学園SDと称して、学園(法人・大学・専門学校・付属高校)の教職員を対象とし、学園の重点政策課題に対応するマネジメント能力向上を目的に、体系的な能力開発プログラムとして実施している。SDは、教職協働による学園SDの推進組織(WG)により、人事部会及び担当課室である人事課と連携し、プログラムの企画から実施までを行っている。

学園SDプログラムは、教学機関及び事務局にて実施されるSD/FDプログラムと合わせて、

学園基礎知識等の習得及びガバナンス課題、コンプライアンス等の組織管理能力の向上を主な内容、文教政策の諸課題や技術革新動向等、教職員の視野を広げるあるいは視座を高めるテーマ・分野も設定している。SD の当年度計画や実施状況については事業計画及び事業報告にも反映させている。2022(令和4)年度の学園 SD の状況は以下のとおりである(根拠資料 10-24)。

i . OJT による能力開発

第3期学園・大学中期計画の2年目として、年次計画・課題(学園事業課題・大学事業計画等)の確実な執行とマネジメントサイクル実質化及び教職員個々の目標管理ツールの活用とフィードバックの充実に取り組んだ。

i) 第3期中期計画を踏まえた学園事業計画・大学事業計画の推進

2022(令和4)年度「学園事業計画」及び「大学事業計画」の計画実施について中間総括及び事業評価を進め、PDCA サイクルによるマネジメントサイクルの実質化を進めた。適時、事業進捗管理を進め、コロナ禍に対応したハイブリッド・ハイフレックス型の教育システムの構築や学生の経済的支援学生相談体制の拡充等、「学びの継続」のための対応を図りつつ、大学の各学部間あるいは各学校との連携強化、学園総体としての教育・研究の充実に向けた取り組みにつながっている。

ii) 大学教員における目標管理(レビュー)の在り方検討

大学教員の「教育研究計画書・報告書」を活用した、教員個々の目標管理と個別面談等のフィードバックが実施された。「教育研究計画書・報告書」は専任教員全員から提出された。各学部長の点検、面談等を通じて、教育・研究評価専門委員会での学長による全体総括、課題共有がなされ、教員の教育、研究活動の PDCA サイクルの定着につながっている。

iii) 事務局マネジメントサイクルの推進と業務高度化

学園事業計画、大学事業計画と事業企画書の内容整合・連関に引き続き留意するとともにゼネラルスタッフ級職員の能力開発ツールとして位置づけを明確にして運用を図った。また、2年目となる特別契約職員「業務計画書」について、面談、評価、契約更新のサイクル化を進めた。専門領域の状況や課題の共有がなされた。

この他、専門学校や付属高校の教員を対象に目標管理ツールを用いた能力開発を行っている。

ii . Off-JT による知識・技能の習得

コンプライアンス強化の観点からハラスメント防止に係る SD プログラムを実施した。またポストコロナを見据えた研究と教育を両輪とする大学の在り方について、大学の未来像予測から教学マネジメントと内部質保証の在り方等、大学の本質の再考等をテーマとした SD プログ

ラムを実施した。

i) 学園 SD「Off-JT による知識・技術の修得」

【テーマ①】:「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実と大学のあり方」

講 師:大森 昭生 氏(共愛学園前橋国際大学 学長)

開催日時:オンライン配信 2022(令和4)年 12 月 7 日 15 時 00 分～16 時 30 分

オンデマンド配信 2022(令和4)年 12 月 19 日～2023(令和5)年 1 月 23 日

受講者数:310 名

【テーマ②】:「精神疾患の基本的理解と両立支援の取り組み」について

講 師:大河内 智 氏(藤田医科大学医学部精神神経科学 講師)

開催日時:オンライン配信 2023(令和5)年 1 月 27 日 15 時 00 分～16 時 30 分

オンデマンド配信 2023(令和5)年 2 月 6 日～同年 3 月 13 日

受講者数:256 名

【テーマ③】:「大学教職員のハラスメント防止に向けた組織構築と実践」について

講 師:横山 美栄子 氏(広島大学ハラスメント相談室客員教授)

開催日時:オンライン配信 2023(令和5)年 2 月 22 日 15 時 00 分～16 時 30 分

オンデマンド配信 2023(令和5)年 2 月 27 日～同年 3 月 31 日

受講者数:270 名

ii) 実施総括

2022(令和4)年度の学園 SD 研修は、教学マネジメントと内部質保証の在り方、コンプライアンス強化に向けたハラスメント防止、ヘルスリテラシー向上のための両立支援等、大学の本質の再考等をテーマとした合計3回の Off-JT による SD プログラムを実施した。

いずれのプログラムも、対面・オンライン・オンデマンドの併用によるハイブリッド(ハイフレックス)での対応とし、主な受講対象となる大学教職員の7割以上が受講した。

内部質保証や大学の本質の再考等のプログラムは、多くの教職員の問題意識に応えるものであり、教育の質の再考に向けて好意的なコメントが多数寄せられた。また、昨年引き続き全学キャンパス・ハラスメント防止委員会と共催したアカデミック・ハラスメント防止プログラムは多くの教職員が受講し、関心の高さがうかがえ、ハラスメント防止の取り組みに寄与していると考えられる。ヘルスリテラシープログラムは、あらためてメンタルヘルスマネジメントの重要性の再認識とともに学生対応にも活かしたいとの感想が寄せられた。

これまでの継続的な取り組みと柔軟な受講形態での実施及び教職員のニーズに対応したプログラム選定が進み、全学に SD プログラムが浸透、定着したものと考えられる。

なお、全教職員対象としてオンデマンド形式で実施した情報セキュリティマネジメント(ISMS)研修の出席率は100%であった。

⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

本学では、学長のもとで年度単位の重点課題を設定するとともに、副学長、学部長、大学院委員長、専門部長、機構長、各専門委員長、各付属・付置機関長が、その重点課題に沿った大学事業計画を策定するとともに、年2回(9月と3月)、教育・研究評価専門委員会にて大学事業計画の点検・評価を行っている。

なお、このマネジメントサイクルの適切性を点検・評価することが出来ていなかったため、2023(令和5)年度より「内部質保証推進委員会」を設置し、この機関が新たに大学運営のマネジメントサイクルの適切性について点検・評価することとしている。

評価の視点2：監査プロセスの適切性

監査については、「学校法人日本福祉大学監事監査規程」(根拠資料 10-25)に基づく監事監査、「学校法人日本福祉大学内部監査規程」(根拠資料 10-26)に基づく内部監査、及び監査法人による監査により実施している。

監事は、「学校法人日本福祉大学寄附行為」(根拠資料 10-27)第7条第1項に基づき2名の監事を配置し、うち1名は常勤監事としている。監事は、毎年度監事監査計画(根拠資料 10-28)を策定し、理事会、評議員会、執行役員会等の学園主要会議への出席のほか、理事長、学長との懇談や毎月実施される監事会における常任理事会、理事長・学長会議資料等の確認を通じて、法人及び理事の業務の監査を行っている。また、重点監査として毎年度テーマを設定し、各年度における重要事項について監査を行っている。監査の結果は監事業務報告(根拠資料 10-29)及び監査報告書(根拠資料 10-30～34)として、理事会及び評議員会に報告している。

内部監査は、総務課統括の下で業務監査(年度ごとに監査テーマを設け実施)、財務監査(予算執行に関わる会計監査、及び公的研究費監査)、システム監査(情報システム、及び情報セキュリティの適切性に関する監査)を実施し、監査報告書(根拠資料 10-35)を取りまとめ監事、及び常任理事会へ報告している。

監査法人による監査は、公認会計士による計算書類に関する監査、それに伴う内部統制をはじめとする会計処理に関連する制度・手続きの整備・運用状況の有効性評価が行われている(根拠資料 10-36～40)。

また、監査全体の有効性向上のために、監査法人、理事、監事、総務部局によるディスカッションを年3回実施している。

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営方針の適切性は、第2章において記載したとおり、2022(令和4)年度までは教育・研究評価専門委員会において実施してきたが、2023(令和5)年度より、全学内部質保証推進組織として内部質保証推進委員会を設置するとともに、自己点検・評価機関として大学運営会議を位置付けた。これについては、現時点では点検・評価の実績等がないため、新内部質保証システム体制移行後の経過を実地調査において報告したい。

(2) 長所・特色

本学では、「学校法人日本福祉大学経理規程」及び「学校法人日本福祉大学予算執行細則」に基づく予算予算執行プロセスを導入し、予算執行の明確性及び透明性を確保している。また、財政基盤の強化に貢献する収入増加や支出削減に取り組む事業については、新規事業の優先度や事業経費の妥当性等について審議を行い、承認を得た事業に限り予算配賦を行っている。

事務局業務の向上や職員総意による事務局運営を発展させるために1969(昭和44)年から職員会議を設置している。理事長や学長報告を聴講する会、その時代における共通課題を学ぶ会、職員交流を目的とした内容等、幅広い事業計画を掲げて実施しており、これらの活動が事務局の組織力強化に寄与した取り組みとなっている。

(3) 問題点

本学では、予算策定の際に、前年度当初予算をベースとした配賦形式をとっている。予算ヒアリングにおいて前述の視点により査定を行っているものの、補正予算において減額編成を行うことが多い。実質的かつ機動的な予算編成に向けて、予算配賦額や、査定の在り方等の見直しが必要である。

職員の人事評価は、事務局が設定する重点課題の評価(事業評価)と連関する。それ故、評価結果がB評価(±0)に偏る傾向がみられる。このことは事業の進捗及び人材育成が順調に進んでいることを示している一方、主要政策課題遂行状況や経営状況等の実態との乖離も見受けられる。重点課題の評価(事業評価)自体が適切な機能を果たしきれていない課題がある。

(4) 全体まとめ

本法人では、「建学の精神」実現のため、「学園・大学中期計画」を定め、そのもとで事業計画を策定し、運営を行っている。大学においても学長のもとで取りまとめる大学事業計画を策定するにあたり、大学運営に関する方針を定め、そのもとで事業が進められている。

また本学寄附行為施行細則において法人組織と教学組織の権限と責任を示し、互いの役割を示すとともに、教学では学長を補佐する体制、学部長や学部教授会の役割等も各種規程において定め、大学運営が円滑に進むような体制を構築している。全学的な重要事項を協議する場として学内の構成団体で組織する全学協議会も設置しており、学生自治会ははじめ多くの構成員の意見等を聞く会を設けている。

予算編成に関しても規程等を基に適切に管理・執行されていると考えているが、実質的且つ機動的な予算配分や査定に関しては今後の課題であると認識している。

事務局の編成については規程に基づき適切に編成され、事務局における重点課題も学園・大学の中期計画や大学における事業計画に沿う形で編成されている。採用や昇格等も適切に行われていると考えているが、職員人事評価については一定の課題があり、これらの改善を行う必要があると認識している。

第2節 財務

(1) 現状説明

①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に即した中・長期の財政計画の策定
評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

現在、本学では、2021(令和3)年度から2028(令和10)年度までを計画期間とする中期計画(根拠資料1-12)を推進している。中期計画においては、本学が目指す教育、研究、社会貢献を通じて果たすべき目標・課題とともに、それらによって実現される財政目標を設定している。具体的には、大学における学部・学科、大学院研究科の新增設や改組・再編、付属・付置機関(センター含む)、専門学校における学科再編等への選択と集中による資源投下と財政効率化を進め、「教育活動収入規模 120 億円」への到達とともに、「事業活動収支差額比率5%」を計画期間内に達成することを目標としている。

この財政目標は、減価償却額を除き、年間5～6億円程度の資金蓄積を図り、中期計画期間中における取組・事業への積極的な対応と、第4期学園・大学中期計画に向けた資金蓄積を行い、将来計画の推進とともに大規模災害等の緊急事態対応を可能とする安定した財政基盤の確立を目指すものである。さらに、本学教育・研究の特長を活かしたりカレント教育事業の推進強化を図り、教育活動収入における付随事業収入比率を現行の約2%から10%に引き上げ、学納金への依存度を下げる等、収入構造の転換を図ることを目標としている。

事業報告書(根拠資料 10-41)においては、日本私立学校振興・共済事業団『今日の私学財政』が示す事業活動収支計算書及び貸借対照表にかかる主要財務指標について、過去5年間の全国平均値(区分:大学法人 4,000 人～8,000 人)との対比により、本学の財務体質・体力を確認している。特に同事業団より示されている定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分における本学財務状況のポジションに留意している。

②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)
評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点3：外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

過去5年間の財政状況は、財務諸表等(根拠資料 10-42～48)のとおりである。

2018(平成 30)年度以降、段階的に財政収支改善を図ってきたが、2022(令和4)年度については学納金の減少に伴い支出超過の状況にある。毎年度、決算数値の確定後、中期計画期間を見通した財政計画(試算表)のローリングを行うとともに、各キャンパス別(学部別)等、事業単位別の厳密な収支状況分析を行い、財政改善を念頭に置いた予算執行管理に資する管理指標として活用している。

教育研究活動にかかる予算については、その遂行に支障のないよう、原則として前年度予算及び執行実績に基づき編成を行っている。限られた予算を効率的かつ有効に活用するため、継続的に執行残が発生する事業や制度については、適宜、配賦額を見直すことにより配分の適正化を図っている。

教育及び研究面から大学改革に組織的・体系的に取り組む大学等に重点的に支援することを目的として交付されている「私立学校等改革総合支援事業」について、2018(平成 30)年度を除き、制度発足時(2013(平成 25)年度)より連続的に採択されており、教育研究経費に対する財政補助をほぼ定常的に受けている。

教育・研究環境整備について、積極的に文部科学省の競争的資金への申請を行っている。とりわけ ICT環境については、基幹システムの更新計画等に合わせて計画的に整備を行っており、教育基盤設備整備費補助金、私立学校情報機器整備費(遠隔授業活用推進事業)補助金、私立学校施設整備費補助金、私立学校教育研究装置等施設整備費、私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費等の助成を受けることにより、学園財政に寄与している。

評価の視点3：外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

外部資金の調達状況のうち、科学研究費補助金の申請件数、採択件数、交付額は第8章(教育研究環境等、外部資金獲得のための支援)において記述したとおりであるが、それに関連する科学研究費補助金にかかる間接経費(研究関連収入)、付随事業収入、寄付金、資産運用収入については以下のとおりである。

<間接経費(研究関連収入)、付随事業収入、寄付金、資産運用収入の状況> (単位:千円)

項目	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度
研究関連収入(間接経費)	28,315	26,865
付随事業収入	257,628	249,082
寄付金	73,081	74,530
資産運用収入	135,950	165,366

寄付金については、寄付文化の醸成を目的として、周年記念事業募金を中心に各年度単位で継続して募集活動を行っている。現在は学園創立 70 周年(2023(令和5)年度)記念事業

募金(事業期間:2023(令和5)~2025(令和7)年度、募金目標額:5億円)を推進している。加えて、地元自治体からの協力を得ての「ふるさと納税制度」活用(寄付の使い道メニューにおける「日本福祉大学応援」の項目追加)をはじめ、本募金や遺贈等、多様な募集活動を展開している。

資産運用については、学園の中・長期的な財政基盤の強化と教育研究及び学生支援の充実に資することを目的として、「学校法人日本福祉大学資産の運用に関する取り扱い規程」(根拠資料 10-49)に基づき、リスクヘッジの徹底とともに安全・安定を第一として実施している。運用に際しては、財政運営委員会及び財務部会のもとで、当年度運用方針の策定を行い、半期ごとに運用結果評価や年間総括を行う等、厳正に管理している。

(2) 長所・特色

中期計画期間を見通した経営管理指標として、各年度の予・決算状況及び期中に検討・策定された新たな事業構想・計画の反映等、内容更新とともに精緻化を図った財政試算(ストック及びフロー)を定常的に実施している。財政試算を根拠に策定された財政計画の確実な実行、さらには財政健全化に向けた取り組み等により、各期中期計画の遂行とともに財政目標を達成してきた。

財務上の主な特色としては、特に学校法人の特徴である高い人件費比率について、学部ごとの指標と精緻な計画値に基づく教員人事原資管理の実施等により、過去5年間平均において、同比率は50%以下、教育研究経費比率は約40%の水準を堅持してきている。

資産管理においては外部負債(有利子負債)を有していないため、基本金比率は極めて高く、総負債比率は過去5年間続けて全国平均を下回っている。

(3) 問題点

第3期中期計画における財政目標の達成に向けて、学生生徒等納付金に依存した収入構造からの転換を図るべく付随事業収入の拡大等に取り組んでいる。しかしながら、大学通学課程における定員未充足状態がここ数年続いており、学園収入の約8割を占める学生生徒等納付金の減少が主因となり、事業活動収支差額比率は大きく後退している。現職社会人を対象とするリカレント・リスクリングプログラムを展開するリカレント教育事業の新領域展開による収入増加が期待されているが、当該事業も収支改善の途上にある。

当面は、学園収入の大部を占める学生生徒等納付金の安定確保を第一とすることから、大学通学課程学生数の定員充足が急務であり、加えて、管理会計を羅針盤とする事業管理と合わせて個別事業における収支改善に向けた取り組みの徹底が今後の課題である。

(4) 全体まとめ

本学は中期計画における大規模中核事業として、人口集積度の高い名古屋市近郊にある東海キャンパスの拡張整備事業に着手している。同事業は、2025(令和7)年度用地取得、2027(令和9)年度新校舎供用開始及び美浜キャンパスに所在する社会福祉学部(収容定員1,680名)の同キャンパスへの移転を計画するものであり、地元自治体である東海市が計画着工しているキャンパス隣接地の地域開発と連動した校地・校舎整備事業を推進することにより、相当額の助成支援を受ける予定である。

上記の大規模事業をはじめとする中期計画諸課題の確実な推進を可能とする財政基盤の確立に向けては、経営資源の選択と集中による積極的な事業展開と合わせて、既存事業整理・統廃合による支出抑制等、計画・戦略的な財務・会計管理を行う必要がある。とりわけ、本学の4つのキャンパス(美浜、半田、東海、名古屋)の施設・設備更新とともに、工学部開設(2025(令和7)年度設置構想中)等、一定の経費支出を要する自然科学分野への領域拡充を鑑みた場合、将来にわたり、技術革新に対応した施設・設備更新や大規模修繕等に備えた準備資産蓄積を可能とする収支差益の確保が必須条件である。

終章

1. 総括

本学は、第2期大学認証評価の受審後、2018(平成 30)年4月に「日本福祉大学の自己点検・評価に関する規程」を改正し、内部質保証システムを再構築する過程において「教育・研究評価専門委員会」を設置して自己点検・評価活動の取り組み強化を推進してきた。

一方で、この組織は、内部質保証システムが有効に機能していることを点検・評価し、プロセスの改善・向上に繋げる機能を有していないことが課題としてあったため、2023(令和5)年4月に、新たな全学内部質保証推進組織として「内部質保証推進委員会」を設置するとともに、教育・研究評価専門委員会が担ってきた機能を大学運営会議へ移管する組織再編を行った。

本報告書の取りまとめに際しては、上記の理由より、従前の内部質保証システムにおいて取り組んだ成果を中心に記載した。自己点検・評価については、各章の「長所・特色」、「問題点」、「全体のまとめ」で記述したように、課題がある取り組みのあるものの概ね基準を満たすことができていると判断しているが、大学の理念を実現するために策定した「第3期学園・大学中期計画」に照らして、これまでの成果と今後取り組むべき課題であると思われる事項について次のとおり記載する。

1) これまでの成果

(1) 大学共通ポリシーを踏まえた3つの方針の設定

本学の建学の精神及び教育標語である「万人の福祉のために、真実と慈愛と献身を」を体現するため、大学全体で共有する「日本福祉大学の3つのポリシー策定の基本方針」及び「日本福祉大学スタンダードの全学共有ポリシー」を設定し、これを踏まえた各学部・研究科の3つの方針を設定することにより全学方針と各学部・研究科の方針の一貫性を確保すべく取り組みを推進した。また、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に照らして、教育課程が有効に機能しているかを評価するために「日本福祉大学のアセスメントポリシー」を策定し、日常的な点検・評価及びその結果を踏まえた改善・向上に取り組んだ。

(2) 多様化する学生像に対応した学生支援の推進

大学の理念を実現する行動計画である「第3期学園・大学中期計画」において、学生支援を重点事項に位置づけるとともに、「多様な学生の受け入れに対する方策」と「キャリア開発支援」を主要政策に設定した。この政策に基づき、「学生支援生活支援に関する方針」、「日本福祉大学における障害等のある学生支援に関する基本方針について」、「進路支援に関する方針」を定めることで、大学の理念と全学方針の一貫性を確保した取り組みを推進している。

学生支援に関する組織体制は、全学組織である専門部(教務部、学生部、就職部)のもとに付置機関を配置し、それらが各学部等との連携・協働のもとに学生支援を展開する環境を整え、「日本福祉大学 ダイバーシティ・インクルージョン推進宣言」に基づき、多様化する学生像に対応した学生支援に取り組んでいる。

(3) 地域連携教育・研究の推進

社会連携・社会貢献を推進する体制を整備するとともに地域連携コーディネータを配置し、地域連携教育・研究の推進の支援強化に取り組むほか、2014(平成26)年度に採択された「地(知)の拠点整備事業」を通じて、卒業後に地域に貢献することを目指した「ふくし・マイスター」の養成に取り組んだ。また、地域連携に関する活動等の点検・評価を行うために「日本福祉大学地域連携ポリシー」を策定し、各学部における地域連携活動の現状把握及び点検に取り組んでいる。

2) 今後取り組むべき課題

(1) 内部質保証システムの定着及び学部等における改善活動の推進

2022(令和4)年度までの全学内部質保証推進組織では、自らの内部質保証システムの適切性や客観性を担保できていない点が課題であったことから、2023(令和5)年度より、全学内部質保証推進組織として内部質保証推進委員会を設置するとともに、自己点検・評価機関として大学運営会議を位置付けた。この全学内部質保証推進組織におけるマネジメントサイクルの定着とともに、学生生活アンケート結果等の活用した学部・研究科等における教育の質向上に向けた改善活動の推進に取り組む必要がある。

(2) 時代の要請に応じた教育研究組織の整備

「建学の精神」及び「教育標語」に基づき、時代が求める社会福祉領域をはじめとする「専門分野の優れた教育研究」、「ふくし」をリードする人材の養成・輩出を目標として、その時々々の文教政策や社会的要請等の環境変化に対応した教育研究組織の整備に取り組むため、1970(昭和45)年以降、学園全体を視野に入れた発展を目指した検証・改編を推進する体制を整え、中期計画・長期計画に基づく教育研究組織の整備を図り、教育と研究の質保証に取り組んできた。2023(令和5年)5月1日現在、8学部・6研究科を主軸に据え、付置機関(研究所及びセンター等)を配置している。

大学の理念を実現する行動計画である「第3期学園・大学中期計画」に基づき、時代の要請に応じた教育研究組織の整備に取り組む中で、各キャンパスが位置する地域の特性を活用した実践的で探求的な学びを積極的に展開するための組織横断型の活動の活性化が課題である。

(3) 厳しい学生募集からの脱却に向けた取り組み推進

各学部・研究科が設定した入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、学力の3要素を踏まえた多面的・総合的評価による入学者選抜に取り組むほか、受験者や入学者等の傾向の分析結果、近隣大学の学生募集状況、受験生の志望動向等の情報収集を行い、その結果を次年度の学生募集方針等に反映して学生募集事業に取り組んでいるが、学士課程(通学課程)における過去5年間の入学定員に対する入学者数比

率の平均値が 0.91となっており、特に 2023(令和5)年度は 0.77 と過去最低となった。この状況からの脱却に向けて、2022(令和4)年度より導入した MA(マーケティングオートメーション)ツール等を活用した要因分析を強化し、本学への興味・関心を生み出す広報戦略を立案することが必要となっている。

2. 今後の展望

2023(令和5)年4月以降の内部質保証システム(PDCA サイクル)における運用実績(点検・評価及びその結果を踏まえた改善・向上の活動)は、2024(令和6)年度以降の大学運営に反映されることになる。

今後は、内部質保証システム(PDCA サイクル)の着実な運用とともに、第3期大学認証評価の審査において付された意見等への対応を通じて、本学の教育研究活動の一層の発展に取り組むこととしたい。

以上

2023（令和5）年度
点検・評価報告書
日本福祉大学

〒470-3295 愛知県知多郡美浜町奥田会下前 35- 6

TEL:0569-87-2211

URL:<https://www.n-fukushi.ac.jp/>